

平成16年9月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（9月7日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	4
町長行政報告.....	4
一般質問.....	8
鈴木勝幸君.....	8
梅本和熙君.....	18
漆田修君.....	36
渡邊嘉郎君.....	55
横嶋隆二君.....	61
散会宣告.....	78
署名議員.....	79

第2号（9月8日）

議事日程.....	81
本日の会議に付した事件.....	81
出席議員.....	81
欠席議員.....	82

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	82
職務のため出席した者の職氏名.....	82
開議宣告.....	83
会議録署名議員の指名.....	83
一般質問.....	83
保 坂 好 明 君.....	83
清 水 清 一 君.....	102
動議の提出.....	119
南伊豆町住民投票条例を制定することについて.....	120
議第 6 0 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	121
議第 6 1 号及び議第 6 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	123
議第 6 3 号及び議第 6 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	124
議第 6 5 号の上程、朗読、説明、質疑.....	126
動議の提出.....	132
議第 6 6 号の上程、朗読、説明、質疑.....	133
動議の提出.....	142
議第 6 7 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	142
議第 6 8 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	145
議第 6 9 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	146
議第 7 0 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	147
散会宣告.....	149
署名議員.....	151
第 3 号 (9 月 9 日)	
議事日程.....	153
本日の会議に付した事件.....	153
出席議員.....	154
欠席議員.....	154
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	154
職務のため出席した者の職氏名.....	154

開議宣告.....	155
会議録署名議員の指名.....	155
議第71号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	155
議第72号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	162
議第73号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	165
議第74号～議第76号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	167
議第77号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	172
議第78号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	173
議第79号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	175
議第80号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	178
議第81号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	180
議第82号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	183
議第83号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	185
散会宣告.....	189
署名議員.....	191

第 4 号 (9 月 1 5 日)

議事日程.....	193
本日の会議に付した事件.....	193
出席議員.....	193
欠席議員.....	194
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	194
職務のため出席した者の職氏名.....	194
開議宣告.....	195
会議録署名議員の指名.....	195
議事日程の変更.....	195
発議第3号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	196
議第65号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	198
議第66号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	207
議第71号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	209

議第 7 2 号及び議第 7 3 号、議第 7 7 号、議第 8 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	213
議第 7 9 号、議第 8 2 号及び議第 8 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	216
閉会中の継続調査申出書について.....	220
日程の追加.....	220
議第 8 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	221
閉議及び閉会宣告.....	223
署名議員.....	225

平成16年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成16年9月7日(火)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
3番	鈴木勝幸君	4番	谷川次重君
5番	鈴木史鶴哉君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	飯泉誠君	税務課長	外岡茂徳君

健康福祉課長	高野	馨君	建設課長	山本	正久君
農林水産課長	勝田	悟君	商工観光課長	鈴木	博志君
生活環境課長	石井	司君	下水道課長	佐藤	博君
教育委員会 事務局 局長	鈴木	勇君	水道課長	渡辺	正君
会計課長	土屋	敬君	行財政主幹	松本	恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺	修治	主幹	栗田	忠蔵
--------	----	----	----	----	----

開会 午前9時30分

開会宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しております。

これより平成16年9月南伊豆町議会第定例会を開会いたします。

議事日程説明

議長（齋藤 要君） 議事日程は、印刷配付いたしたとおりでございます。

開議宣告

議長（齋藤 要君） これより本会議第1日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

12番議員 横 嶋 隆 二 君

1番議員 保 坂 好 明 君

会期の決定

議長（齋藤 要君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から9月15日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は9月7日より9月15日までの9日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（齋藤 要君） 諸般の報告を申し上げます。

平成16年6月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしましたので報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

町長行政報告

議長（齋藤 要君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

ただいまより、南伊豆町議会9月定例会行政報告をさせていただきます。

平成16年南伊豆町議会9月定例会の開会に当たり、次の5項目について行政報告を申し上げます。

夏の観光客入り込み状況について。

本年7月から8月における観光客、海水浴客等の入り込み状況及び対前年度比について、次のような結果がまとまりましたので報告させていただきます。

夏の観光客入り込み状況及びイベント参加者対前年度比、弓ヶ浜海水浴場、平成15年度7月、8月合計、7万8,950人。平成16年度7月、8月合計、9万4,240人、以下、表のとおりでございます。ひとつよろしく願います。

昨年の夏は冷夏と長雨に、また旧盆には豪雨により国道135号線の下田市白浜地内の道路

路側決壊に見舞われ、伊豆の観光地はどこもさんざんなシーズンでしたが、ことしは梅雨明けも7月13日と例年になく早く、猛暑が続き好天にも恵まれ、多くの観光客の入り込みに期待したところであります。

しかし、ことしの弓ヶ浜と子浦海水浴場の海水浴客は、対前年比121.41%、1万7,614人の増となりましたが、民宿・旅館等の宿泊客数は天候がよかったにもかかわらず、対前年比99.18%、929人の減と、昨年を下回る結果となりました。これは、長引く景気の低迷や少子化による家族旅行の減少、若者の観光ニーズの多様化等が原因と考えられます。

また、観光施設につきましては、石廊崎ジャングルパークの閉園の影響が大きく、対前年比61.66%、2万5,582人の大幅減となりました。

そのほか、各地域で実施した花火大会や祭り等は対前年比146.71%、1万1,752人と大幅な増となりました。特に、弓ヶ浜花火大会と黒潮和太鼓まつりにつきましては、天候にも恵まれ、過去最高の人出となりました。

これら各地域のイベントは、大々的な広告宣伝も行いませんが、誘客の柱として定着し大いに効果を上げております。

町営温泉（銀の湯、みなと湯）の4月から8月までの利用状況について。

町営温泉（銀の湯、みなと湯）につきましては、町民の皆様はもとより町外の観光客の皆様にも愛される温泉会館を目指し、日々努力しているところであります。

昨年度も実施しました子供の日、母の日、父の日の各記念日に無料入浴サービス及び粗品のプレゼントを実施し、利用者の皆様には大変喜ばれております。

入館者の入り込み状況につきましては、5月の連休等好調な伸びを示しましたが、夏期におきましては、余りにも天候のよい日が続き、観光客が海に流れ、午後3時過ぎから入館者が集中し、来館をお断りする状況でありました。この中には、日ごろ毎日のようにご利用していただく町民や近隣住民の方々に多大なご迷惑をおかけし、まことに申しわけなく思います。この期間1,000人を超える日は平成15年度は6日間ありましたが、本年度は7月に1日と8月の旧盆の3日間でありました。

なお、本年度は観光客等から要望の多かった売店の取り扱い品目の充実を図ったため、物品販売収入は7月、8月とも増収となりました。

また、先月の広報でお知らせいたしましたが、配湯管破損のため休止しておりました足湯ではありますが、修理を行い6月29日より再開いたしました。この夏からは国道に面しているため、すだれで目隠しをし、要望の多かった足ふきタオルも用意し、好評を得ております。

利用状況は次のとおりであります。銀の湯、4月から8月の合計が4万3,187人、以下、表のとおりでございます。

しずおかアダプト・ロード・プログラムについて。

しずおかアダプト・ロード・プログラムは、静岡県内の協働事業の一環として、県が市町村とその住民とともに進めている活動であり、県が管理する道路の一定区間において、住民や道路を利用する方々に道路の里親になっていただき、清掃、除草等の美化活動や草花の維持管理をしていただく制度です。

仕組みとしては、県は活動団体の活動や団体のアピールを行い、周知を図り、参加者の保険加入、清掃用具の支給などを行います。町は活動団体の募集、団体相互の交流とプログラムの定着を図り、ごみの処理をすることなどが挙げられます。活動していただく団体には、決められた区間の草花の維持管理及び清掃、ごみ拾いはもちろん道路の破損などもチェックし報告することになり、みんなできれいな道、きれいなまちづくりを目指していくものです。

このボランティア団体として、既に南伊豆町花の会、石廊崎の潮の花くらぶ、町立南中学校4年生の3団体と契約を結んでおります。さらに、9月には差田花壇の代表者の方と契約を結ぶ予定であり、南伊豆町内で4団体のアダプト・ロード・プログラムの発足となりました。

南伊豆町花の会は、国道136号下賀茂湯けむり橋から八重ヶ瀬橋付近を、潮の花くらぶは、主要地方道下田石廊崎松崎線の石廊崎本瀬から石廊の沢付近、町立南中学校4年生は、一般県道南伊豆松崎線の上賀茂橋付近から下田南伊豆線交差点付近の環境美化活動を実施していくことになりました。それぞれの団体が既にさまざまな活動を展開し、道路や町の環境美化に努めております。

花によるまちづくりを推進していく上でも、このようなボランティア団体の活躍に大いに期待するとともに、県とも密接に連携をとり活動へのサポートをし、三者が一体となり協働の作業を進めていく所存であります。

第10回海中クリーン作戦実施報告について。

青く豊かな海、美しい浜辺、それは地球に住む人類共通の貴重な財産であります。地球の7割の表面積を占める海は、生命の源であり、自然生態系の維持や環境の保全にかけがえない大きな使命を果たしております。この大切な海を慈しみ、守り、後世に伝えていくことは私たち一人一人に課せられた使命であります。

また、水産業も広い海から多くの恵みを受けてまいりましたが、これらの貴重な役割を果

たしてきた海の機能が低下し、各種の廃棄物や汚水等による海や浜辺の環境汚染が深刻化してきております。

そこで、本町では全国に先駆け、平成6年から全国各地のダイバーや地元の各種団体の参加を得て、海中クリーン作戦を実施して、海底の清掃を行ってまいりました。本年もダイバー144名と多くの協賛団体の協力を得て、台風の影響もありましたが、第10回海中クリーン作戦を実施いたしましたので、概要をここにご報告申し上げます。

第10回海中クリーン作戦実施報告。主催、南伊豆町。協賛、南伊豆町マリンスポーツ振興会、南伊豆町漁業協同組合、中木区、中木観光協会、中木動力船組合。実施日、平成16年6月19日（土）、20日（日）は荒天のため中止。場所、南伊豆町三坂（中木）漁港湾内。参加人員、211名。ごみ収集量、223.4キログラム。

主要建設事業等の発注状況について。

平成16年第2四半期（7月から9月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

下流漁港機能高度化事業沖防波堤建設工事、4,672万5,000円、河津建設株式会社。妻良漁港漁業集落環境整備事業排水管渠築造工事（第1工区）、4,814万2,500円、株式会社保坂建設。妻良漁港漁業集落環境整備事業排水管渠築造工事（第2工区）、4,237万8,000円、朝倉建設株式会社。妻良漁港漁業集落環境整備事業排水管渠築造工事（第3工区）、7,476万円、長田建設工業株式会社。公共下水道事業手石処理分区管渠築造工事（第1工区）、816万9,000円、有限会社山崎建設。公共下水道事業手石処理分区管渠築造工事（第2工区）、5,276万2,500円、五味建設株式会社。公共下水道事業手石処理分区管渠築造工事（第3工区）、2,310万円、有限会社南伊豆造園土木。公共下水道事業手石マンホールポンプ設置工事、2,761万5,000円、株式会社鶴見製作所。町立三浜小学校グラウンド改修工事、1,296万7,500円、長田建設工業株式会社。上水道第5次拡張事業石井浄水場拡張第8期工事、9,345万円、株式会社荏原製作所。下水道工事に伴う手石地区配水管布設替工事（第2工区）、1,050万円、有限会社志村パイピング。下水道工事に伴う手石地区配水管布設替工事（第3工区）、1,123万5,000円、株式会社イナセツ南伊豆支店。焼却灰積替え作業場建設工事、682万5,000円、株式会社保坂建設。清掃センターごみクレーン補修工事、777万円、極東サービス株式会社。

以上で、平成16年9月定例会の行政報告を終わらせていただきます。

議長（齋藤 要君） これにて、行政報告を終わります。

一般質問

議長（齋藤 要君） これより一般質問を行います。

鈴木勝幸君

議長（齋藤 要君） 3番議員、鈴木勝幸君の質問を許可いたします。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

先ほど町長の方から夏の状況がいろいろ発表されましたけれども、まことにことしは暑かったなというのが印象で、観光客も多かったのではないかなと思っていましたら、伊豆新聞等にもよりますと、観光は余りよくなかったという報告がございました。

また、8月におきましては、高校野球、オリンピックと熱戦が繰り広げられ、感動と勇気をいただきました。特に女子マラソン、女子の800メートルの金メダルには心より拍手を送りたいと思います。

また、全国有名温泉地でいろいろの問題が続出、話題になっております。我が町ではそのようなことはないと思いますが、十分に注意していただきたいと思います。

あのロシアでテロによる小学生人質で数百人の人が犠牲になり、テロということが許される世界になっているのかなと、心が痛む思いがいたします。

また、九州、中国地方では台風災害により、自然災害といえ、大変な思いだと思います。我が町にも災害がなければいいなということは毎日願っているところでございますけれども、ここ1日、2日の間に地震がきて、東海地震と関係はないと言われておりますけれども、これがない方に向かっていくことを願っています。

私は4点の質問をいたします。

まず初めに、石廊崎周辺地域対策協議会についてでございます。

2点に、伊豆縦貫道路についてでございます。

3点に、旧薬用試験場跡地についてでございます。

4 点目、風力発電でございます。

石廊崎周辺地域対策協議会に出席した方々の名簿と、どのようなこととお話しされたのか、
お願いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 出席者名簿についての質問でございますけれども、平成14年に伊豆県
行政センターを中心とし、ジャングルパークの活用を含めた石廊崎周辺の活性化を図るべく、
石廊崎周辺地域活性化検討会を立ち上げ、活性化のプランを策定し、それぞれのテーマに沿
った活性化対策に取り組んでおりましたところ、御存じのように平成15年9月末にジャング
ルパーク閉園という事態になりました。

そこで、伊豆県行政センターで主要通路が通行不能となったことに伴う当面の対策及び振
興策を検討するため、石廊崎周辺地域対策協議会が設置されました。構成は民間及び地元関
係者と国県、関係機関と町であります。民間では交通機関として伊豆急行、南伊豆東海バス、
伊豆急マリン、地元関係機関として南伊豆町漁協、南伊豆町観光協会、地元石廊崎、NPO
法人伊豆未来塾の7団体であります。

また、行政機関では国は環境省下田保護官事務所、海上保安庁下田海上保安部の2機関で
す。

また県関係では、事務局の伊豆県行政センター、静岡県教育委員会文化課、伊豆農林事務
所、下田土木事務所、下田警察署の5機関です。それと南伊豆町であり、行政機関は8団体
となっております。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） ジャングルパークのトイレについてで、話にならないと思うことであ
りますけれども、トイレ利用は県の方に働きかけていくつもりがあるのかお伺いしたいんで
す。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ジャングルパークのトイレの問題でございますけれども、岩崎産業が
閉園して観光客が、ましてや上に行ったときのトイレというのは本当に問題になっておりま
す。そこで、うちの方とするならば、ジャングルパークの閉園以後、現在使用できるトイレ

は北側の、要するに石廊崎の港湾の方にある1カ所のみになっております。観光客に対して本当に迷惑かけている、そういうことで売店の方々には上にはトイレがないということも、周知徹底しております。しかし、議員がおっしゃられる参道から上がった鳥居近くの公衆トイレでありますけれども、ジャングルパークが閉園し、今現在は使えない状況であります。ですから、町の方といたしましても、簡易トイレ2基を購入し、当面、下の参道から上がってくるお客さんに対して使っていただきたいと、そういう手法をとっています。これからの案とするならば、あそこにもとの宿舎の跡地だとか、そういうものがあるわけですから、それをこれからトイレだけでということにはいかならないと思いますけれども、石廊崎区を挙げて、そしてあそこに利用する施設ができるのであれば、観光施設も、そしてトイレの問題もある面では解決の方向に進むのではないかな、そういうためにも、もし石廊崎区の方の要望があるならば県の方にも陳情していかねばと、そういうことは考えております。まだ具体的にはなっておりません。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） わかりました。

石廊崎周辺、東海バスの上の駐車場の今の山岳のところを駐車場としてやっていると言いますけれども、先日、行政等の方々といろいろな調査をしたという話を伺いましたけれども、そのときはどのような調査をしたのか。

議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

商工観光課長（鈴木博志君） 先日、8月16日、東海バスが下田警察署の関係者と大型のバスを借りまして、石廊崎港の有料駐車場まで大型バスで行ってそこでUターンをして、下の町道から交差点を左折することができるかというふうな実験をいたしました。そうしたところ、どうしても交差点が鋭角になっているものですから、オーバーランして県道側の右側、反対車線にどうしてもはみ出てしまうというのと、そこの中の要望の中では交差点改良で左折をスムーズにさせたらどうかとか、停止線を後ろへ下げたらどうかという部分を提案したわけですが、トンネル内に停止線を下げるといったことはちょっとあれかなという部分と、どうしても道が狭いものですから、バスが切り返しとかいう部分で時間がかかり過ぎるということと、信号の問題等もございまして、ちょっと難しいのかなということです。

もう1点が、下からの参道、灯台へ行く道路、あそこの調査をいたしました。それにつきましても、例えば軽自動車をまず上げるとか、セニアカーで走られたらどうかとかいうよう

な部分で現地で調査しまして、今検討しているところでございますけれども、非常にガードレール、転落防護柵もなく危険である、あるいは幅員が狭いところで1.9メートルということございまして、その中にガードレール等を設置すると1.6とか1.5メートルぐらいで、ちょっとそういった部分には不可能ではないかと、要するに軽自動車に有料で人を乗せていく場合、道路運送法で許可にならないこと、あるいは普通車での運行という部分を中部運輸局からの回答もいただいております。それらを検討するとなかなかうまくいかないのかなというのがありまして、次回の今月中にまだ1回ございますけれども、そのときにまたそういった部分の解決策等も発表があると思います。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） ジャングルパークの話をもたすということはまことに申しわけないと思うんですけども、ジャングルパークができたときからの古い方々、それからジャングルパークに勤めていた方々がたくさんいますので、その人たちにもいろいろ意見を聞いてもらって、こういう形で町はあの道路についてはお金を出しているという事実もあるわけですよ。ジャングルパークの売店の下の方の落ちそうなところへと町のお金を出している。それと今の上からの道路についてもすごく町としては出しているという。それで、この調査の報告の中に下地はジャングルパークだよ、上の道路については町が施設をしているということなんですけれども、ここのところを、もう一度古い方、古い方という失礼な言い方ですけども、昔からやっている人たちの何人も石廊崎の状況を知っている、それからジャングルパークに勤めていた人たちが何人もいますから、ここのところをよく聞いて、どのような形でここのところをやって、今ジャングルパークの、先日園長が話しておりました、上のところは全然舗装も何にもしないではないかというようなことを言っていましたけれども、事実あそここのところ下がっているときはそういう町のお金も使っているということ、事実がありますので、今の園長とか西脇さんは全然知らないわけですよ。ここのところももう一回じっくり研究してやっていただきたいなど。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その件について岩崎産業の方より、下から上ってくる通路については法的な問題があるのではないかな、そういうことも電話できております。そういうことで私たちの方もたまたま東海バスにお願いして、昭和35年当時の写真も取得し、あそこには通行

地役権があるという一つの証明として、争うとなるならば当然、福地先生、顧問弁護士等に
お願いすることとなるとは思いますが、ぜひ議員の提案されたように、今ご健在であ
るお年寄りの方々の意見等も十分集めておいて、そしていざ問題になったときにその方々の
証言も一つの有効な証拠になると考えておりますので、本当に貴重なご意見ありがとうございます。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） 今のことを要望します。

次に、伊豆縦貫道路でございますが、今の計画はどのようになっているのか。それと、資
料によりますと8月2日に会合を開いたというような話の中で、この資料の中ではもとの伊
豆半島の根元の方の工事がすごく進んでいるような感じがして、こっちの方はちょっとおく
れているのかなと思います。そこで、8月2日のときに話されたこともお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 伊豆縦貫自動車道の現在までの経過でございますけれども、国土交通
省沼津河川道路事務所では、沼津市を起点とし下田市に至る延長約60キロメートルの伊豆縦
貫自動車道を計画し、一部工事に着工しております。

まず、東駿河湾環状道路は沼津市から函南町に至る延長約15キロについて昭和48年度調査
開始、昭和62年度都市計画決定、昭和63年度事業化され、平成元年度は用地取得着手、平成
7年度に工事着手し、平成15年度末までの事業進捗状況は用地取得率約95%、工事進捗率約
50%で、平成16年度は三島市、大場地区で橋梁工事に着手しております。

次に、天城北道路は伊豆市修善寺から伊豆市矢熊に至る延長6.7キロメートルについて、
平成6年度事業化、平成12年度用地着手、平成14年度工事着手、平成15年度は本立野トンネ
ル延長約1キロメートルの工事に着手、平成16年度は伊豆市修善寺から伊豆市大平間延長約
1.6キロメートルを重点的に整備促進し、本立野トンネルの工事を継続中であります。

河津下田道路は、河津町から下田市に至る延長約13キロメートルのうち、1期区間下田市
内約6キロメートルについて平成10年度着工準備、平成14年度検討委員会設置、平成15年度
ルート帯を決定し、平成16年度都市計画及び環境影響評価、環境アセスの手続を継続中であ
ります。

2期区間河津町から下田約7キロメートルについては、平成16年4月に検討委員会を設置

し、5月は車座集会を開催し、7月にアンケート調査を実施し、ルート帯を検討中であり
ます。

最後に、石川県知事を会長とする伊豆縦貫道建設促進期成同盟会と石井下田市長を会長と
する伊豆縦貫道河津下田道路アクセス道路建設推進同盟により、毎年度要望活動を実施して
おります。本年も10月12日沼津河川国道事務所、14日中部地方整備局、15日国土交通省本庁
を訪問し、道路建設促進と道路財源確保について要望活動を実施してまいります。2日の詳
しいことについては建設課長より説明させます。

議長（齋藤 要君） 建設課長。

建設課長（山本正久君） それでは、少し説明させていただきます。

ただいま町長が申しあげました東駿河湾環状道路につきましての工事状況はただいま申し
上げたとおりでございますが、平成19年度には供用開始を目標として工事をしているという
ことでございます。

それから、天城北道路、これは伊豆市修善寺から伊豆市矢熊の間ですけれども、そのうち
の中の約1.6キロ、修善寺から大平間、ここを集中的に工事をしまして、平成15年度に完成
をしたいということを聞いております。また全体計画につきましては、平成20年度代という
ことを聞いております。

それから、一番我が町に近い河津下田道路間につきましては、まず下田から河津までの1
期区間、これに関しましては先ほど申しましたとおり、ルート帯が決定されまして、ただい
ま環境アセスを行っております。環境アセスが大体5年から6年ぐらいかかるのではないかと。
そして、それから工事にかかります。全部で10年ぐらいは完成までにかかるのではない
かという回答を得ております。

また第2期工事につきましても、ただいまルート帯を検討中ございまして、このルート
帯が決定して、それから事業化になりまして工事が決定されますと、やはりそこにつきまし
ても10年前後の期間が必要だということを聞いております。

以上、詳細でございます。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） 道路ができていかないと、伊豆の観光はまず発展していかないのでは
ないかなと、自分はいつも思っているわけです。それを今の課長の話ですと、10年ぐらいか
かるということであると、またなおさら冷え込んでいくのではないかなということですので、

ぜひこれをもう少し早く早期に着工でき、完成させることを要望いたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 国土交通省、また県の方も下田の箕作から河津間については本当に狭隘道路があるわけです。ですからいきなり全部をやるのではなくて、悪いところからやろうということで、そして総合的に何年という、国土交通省の沼津地建の道路部長さんに会ったわけですけれども、総体的に最低でも15年はかかるのではないかと。用地問題等があるならば、約それが2年間ぐらい延びる、17年、ですからそういう長期な期間かかるわけですから、できるところからやっていこうというのも、これは県も国土交通省もそういう考えに立っているのかなと。土曜日に私、たまたま414通ったわけですけれども、一番狭いところの道路も実際にやっておりました。ですから国、県の流れの方も狭隘道路、要するに可能なところの狭隘道路をともかく広くしようということで、高規格とかそういうことにとらわれないという形の中で今進んでいると、そういうことを認識しております。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、薬用試験場跡地についての現在の計画について。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 旧薬用試験場跡地についての質問で、また計画ということでございますけれども、現在進んでいる状況を報告させていただきます。

旧国立医薬品食品衛生研究所伊豆薬用植物栽培試験場の跡地利用については、平成14年度で南伊豆町のふるさとづくり推進委員会で検討していただき、下賀茂周辺整備計画書を作成していただきました。この計画書の報告の中でありましたが、今後の急激な時代変化や地方財政の不透明を考慮する必要があるとしています。現状は、まさに慎重に対処する時期と考えております。平成15年度に取得しました緊急活用として第6回桜と菜の花まつりの駐車場として利用いたしました。大型バスにおいては延べ915台の利用があり、観光客の誘致等には大きく貢献したと考えております。

緊急活用の方法も検討しておりまして、現在南伊豆町産業団体の方々を初め、多くの人の意見を伺っているところでございます。役場内においても主幹クラスのプロジェクチーム

を結成し、緊急活用の方法を現在検討しておりますが、詳細については助役の方から説明させていただきます。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 鈴木議員がおっしゃる、この活用なんですけれども、これにつきましては、今、町長が申し上げたとおり、昨年12月に取得するに当たって、下賀茂地区周辺整備計画を策定しました。しかし、この計画を進めるに当たりましては、現在の町の財政状況、それから合併等、いろいろな諸問題を抱えている中で、この計画どおり必ず実行できるという、今のところ目安がございません。その中で、みなみの桜と菜の花祭りの駐車場だけでは取得した意味もないということで、緊急活用という名目のもと、あくまで庁舎内の主幹クラスで農林水産課の山本主幹を中心としましたプロジェクトチームをつくり、その中で検討した結果が、現段階であそこを活用するには建物等の建設は当分の間できない状態ですから、現在あるものを利用した形の中で南楽荘の下にゆづ里ですか、直売というか、地場産品を扱っていますね、あそこのあたりが中心となったような形の中で、お年寄りが農産物を持ってきて、そこで販売したりとか地場産品の直売、それをまず活用しようということを中心に検討を進めております。そして、農林水産課が主体となっているものですから、そういう関係でそのゆづ里とか、そちらの方にも打診した結果、すぐに私たちはそこを利用したいというような回答もいただいておりますので、今後、現状のままとりあえずそういう形の中で利用計画をつくって、利用を進めているということで検討しております。

それで、もう一つは今ある建物を即解体することも予算上、いろいろなことがあるものですから、とりあえずあそこを役場の中の倉庫的な役割も果たす意味で一部使うということ、それから以前厚生省で利用していたときの会議室がございます。ここに郷土館があります。郷土館の2階が展示、写真の展示だとか、いろいろ使っていますけれども、それと同時にそこもそういう形のもので当分使える間利用しようということも、その中の一つの計画としては出ております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） ことしの2月の桜のときの915台という数字は、確かにすごく評判がよかったなと思っております。それについて今、助役の方からおっしゃいました写真とかの利用ということで、今建物について、もし許されるのなら南伊豆のいろいろな分野の方々の

作品を発表する場をぜひ提供することができないのかなということなんですけれども、いかがでしょう。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 今、私が申し上げましたように、とりあえずの利用ということで、これは今後、下賀茂地区周辺整備計画、このとおりにいくのではないですけれども、これをもう一度いろいろな団体の代表の方をお願いして、もう一度、これを基本とした計画をつくり直すつもりであります。その間が今の状況で、では、3年とか2年とかいうことはまだはっきりわかりませんので、今言った鈴木議員がおっしゃるような利用の仕方というのは可能だとは思いますが。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） 提供することができれば、南伊豆町ばかりではなく、よそからの流入もたくさん入ってくるのではないかなと思いますので、ぜひそのところを要望します。

次に、風力発電についてですが、今は日本を初め、世界各国で環境についていろいろな分野で研究され、我が町でも環境について取り組んでいるところですが、原子力発電と違い、風力は自然の力を利用して行うものです。もう一度調査の方法をする余地があるのか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 石廊崎の最南端というと、国立公園法第1種、また西南海岸ということで、かなり文化財保護法の名所、伊豆西南海岸の規制があってかなり厳しいというのが現状として考えています。しかし、1例でございますけれども、国立公園を管理する環境省では構造改革特区構想の提案の意見に対する回答を出しておるわけです。その中で抜粋ですけれども、特別地域内での事業実施要件の緩和で、風力発電施設の電力を優先的に公園内の利用に供すれば、公園利用に供される施設となり、公園事業となり得るかの意見に対し、公園事業に供される施設とは国民の保健、休養及び教化を目的として広く公園利用者の自然との触れ合いや野外レクリエーションなどに供されると、こういう施設でございます。そして宿舍、野営場、登山道などであり、発電施設については公園事業にはなじまない、公園の内容や自然環境の状況について個別に判断することとなっており、石廊崎の現状においてはかなり厳しいのではないかなというのは判断しております。

しかし、特区という形の中でまた民間等でやるならば、失敗してもともと、ともかく特区

の形が許認可されるのであれば可能と考えておりますけれども、その辺についても国の方も状況が厳しいのではないのかなと考えております。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） 町での構造改革特区の件数は何件くらいありますか。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 町での特区の申請でございますが、現在では町単独ということではございませんで、実は今、議員御存じだと思っておりますが、役場に入りまして、階段のところにアドベンチャーレースというような大きなポスターがございます。そういうものを、いわゆる伊豆半島の市町村共同で、これはテレビ、新聞等でも発表されておりますが、松崎町さんが主体で実際の運営は民間の方々が行うということですが、特区の申請は6団体ですから、そういう面で申請をしたものは共同という形にはなりますが、これが構成団体が静岡県、それから合併後の伊豆市、それから下田市を含めました下田市東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、戸田村という形の特区の区域という形の中で、本年9月17日ぐらいだと思っておりますが、その後に行うというような形の特区の申請をしまして、6月21日に内閣総理大臣から特区の認定書と、それからもう一つは同じようなものなんですが、地域再生計画の認定というものをいただいて、そういうものを行っているということで、共同なんですが、南伊豆町がかかわるという形で現時点では1件です。

以上です。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） 南伊豆は過疎地区に指定されているものですから、ぜひ特区を申請をしていろいろな面で利用していただきたいなと思います。それと、最後になりますけれども、これから建物を建築されるときには、ぜひ風力発電と一緒に形でソーラーのシステムを必ず設置することを要望し、私の質問を終わります。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君の質問を終わります。

ここで、10時半まで休憩にいたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、再開いたします。

梅 本 和 熙 君

議長（齋藤 要君） 6番議員、梅本和熙君の質問を許可いたします。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

3番（梅本和熙君） 通告により、本年度予算編成について一般質問をいたします。

今月1日に静岡新聞の伊豆三島版にトップ見出しは「単独運営厳しい財政」、小見出しは「松崎町長改革を強調」とありました。その記事の内容に、自主財源が4割弱と少ない中で年々交付税が減り、毎年1億円以上の取り崩しをしている財政調整基金などの基金が今のペースではあと4年で底をつくとありました。南伊豆町も当然、松崎町と大差がなく、厳しい財政運営であると認識しています。そのような中で今年度予算編成をしなければならない当局の苦勞を考えると頭が下がる思いです。

そこで、政府の三位一体改革に対応した予算規模をどのように推測しているのかをお聞かせ願いたいと思います。その上で、歳入の見通しについて質問いたします。平成12年度決算額で普通交付税は約20億1,000万円、平成13年度は約18億9,000万円、平成14年度は約18億1,000万円、平成15年度は約16億8,000万円、本年7月27日に閣議了解された本年度普通交付税額の決定額は、前年とほぼ同額の約16億8,000万円であります。毎年減額されています。南伊豆町財政見通しによると、平成17年度の普通交付税は約15億8,000万円と推測しています。この推測から来年度普通交付税額は約1億円減額されます。非常に厳しい歳入見通しであると思いますが、基金残高及び基金からの繰り入れや繰越金、町税等を含め、南伊豆町財政見通しによる平成17年度は約36億3,000万円程度と予算規模を考えてよいのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 来年度の予算編成、三位一体改革に対応した予算規模という質問でございますけれども、私、この8月26日に出た朝日新聞を見て唖然としているわけです。その

中で、国の発表として、昨年度は概算要求で86兆4,600億円、それを縮小しまして82兆1,109億円ということでスタートしております。その中で、私たちが頼りにしている交付税というのは16兆4,935億円、そしてさらに注目すべきことは、その国債費に対して昨年度は17兆5,686億円というのが結果として出ております。しかし、ことしの概算要求は85兆5,200億円、そしてそれを82兆円前後に削減したいというのが国の方の方針だそうですけれども、ここに交付税として2,500億ぐらい縮小した来年度の予算として交付税は16兆2,400億円という、国の方はそういう流れできているわけです。

そしてまたさらに、先ほど言いましたけれども、国債費が17兆5,686億円から今年度は20兆2,400億円と。これは当然元利償還金だとか利息という、本当に借金のための借金が無条件で3兆2,000億円近く予算化しなければいけないという現状を見たときに、私たちは本当に単独でやっていけるのかなというのがこの朝日新聞を見た、まず私の感想でございます。その中を見ますと、個人所得税の定率減税をもとに戻せだとか、なかなか環境は厳しくなっているというのを、私はこの朝日新聞の中から読ませていただきました。

そして来年度の予算編成についてでございますけれども、三位一体予算編成、詳しくは総務課長よりさせますけれども、概要について私の方から述べさせていただきます。

三位一体改革の背景につきましては、平成12年4月に施行された地方分権推進一括法により、国と地方の関係を対等、協力の関係とし、国主導であった地方行政を地域住民に関する行政は地方自治体みずからの責任と判断で行えとする今までの流れに大きな変化を与えるものであります。

したがって、地方分権の時代に耐える規模、能力を備えた基礎的自治体となることを国は市町村に求めているわけでございます。国は税源を移譲し、自治権は尊重するが、合わせて行うはずの財源移譲は財政状況を理由に実施しておりません。この財源移譲を含めた第2次分権を改革とし、平成15年度に三位一体改革を断行し、補助金、地方交付税の識見、これに見合うことない税源移譲により、地方には大きな財政困難をもたらしているところであります。

現に、南伊豆町は税源移譲については1,700万という予想もつかない税源移譲を受けているわけですが、この三位一体の税源移譲が本当に実行されることを期待し、また逆にこの税源移譲の根本的な考えとして、住民の人口によるという、要するに定数比例ということできているわけです。そういうことを考えたときに下田市が4,500万もらっておりますけれども、その3分の1の南伊豆町は1,700万と、そういうことでこの税源移譲も要するに人

口割ということ考えた場合、なかなか本当に見込みがつかないのかなと、そういうことも昨年度の反省として考えております。国の財政悪化の改善が見込めない中で、三位一体の改革が展開されても役所、市町村が補助金、税源移譲はあてにならない。そのかわりに地方交付税の財政調整機能にも不安を隠し切れないのが状況であります。厳しい財政運営を迫られてくると、そう考えております。こうした中での来年度予算編成については、平成17年度から21年度までの過疎地域自立促進後期計画を策定中であり、これに合わせて、17年度以降の財政見通しも策定準備中であり、不透明な部分が多いですが、平成17年度の一般財源総額は現行予測で36億3,000万円程度見込んでおります。来年度歳入見通しについては総務課長より説明させます。よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） ただいま町長が申し上げましたとおり、未確定な部分が多いものですから、見込みを申し上げさせていただきます。

自主財源の根幹であります町税につきましては、法改正や景気等に不透明な部分もありますが、平成15年度の決算額9億700万程度より2,000万程度の減額の8億8,700万程度、これも財政見通しもだいたい同じですが、こういうものを見込んでおります。財調繰入金につきましては、歳入歳出総額の不足額に対する一般会計の繰入金ですので、現段階では見込みは非常に難しいと思います。

平成15年度末の基金残高は財調で4億4,550万円、今年度予算で取り崩し額を3億1,700万円見込んでおります。16年度末残高で1億2,800万と、もう残り少なくなっているのが現状でございます。本年度重点事業である、保健福祉センター事業が国の補助金の関係で上がりまして、2カ年計画となりました。こういった関係で取り崩し額を3億1,700万を見込んでいるのを減らすように努力し、17年度に備えたいと考えております。

それから、依存財源であります地方交付税については、依存財源で最大である地方交付税については一般会計の国の概算要求で全国平均1.5%の減額ということが新聞に載っております。本町の16年度交付決定額に単純に当てはめると、16億8,000に98.5掛けますと、16億5,000万円程度となります。財政見通しに伴い、経常経費である保育所運営費の補助金が廃止となり、一般財源化により交付税に算入されたものはあまりないようでございます。

この影響で、財政見通しは含まれていない特定財源の補助金が7,800万円と保育所運営費でございますが、減額となりました。本町への普通交付税配分は何とも言いえない状況ですが、

平成17年度の財政見通しでは2億8,600円となっておりますので、6,900万円、単なる比較、この辺のところは今後いろいろ出てくると思いますが、一応の増を見ております。

ただし、国は地方財政計画、歳出の抑制、また小規模市町村に対する段階補正についてもさらなる見直しを行うとしております。減少傾向にあることは確実であると思っております。特別交付税につきましては、今年度みたいに災害がよその市町村で多ければ当然のこととして特別交付税についても減らされる見込みでございます。

なお、地方交付税等の減収を国と地方で折半する赤字地方債であります臨時対策債につきましては、18年度まで実施されるという国の方針でございますので、地方への交付税等の配分も減収は確実で、地方の借金はふえるばかりと考えております。自主財源が乏しい本町においては、国の流れにより今後の財政に左右されるのが現実だと思っております。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 今、総務課長から、来年度は財政見通し15億8,000万円の普通交付税が大体16億5,000万円ぐらい、大体6,000万円程度ふえるという話がありましたけれども、それは幼稚園の国庫補助金が削減されると。そのツープイで大体ゼロだと考えてよろしいわけですね。

そのことと、先ほど国の流れの中で今後の財政が大きく左右されるという答弁がありましたが、これは当然地方にとって厳しい方向の流れであると認識しているわけですが、自主財源の根幹である町税が2,000万円の減額を予測していると。今後、人口減少や少子化、さらには過疎化等により、このままでは町税は確実に今後も減少することが予想されるわけです。このような人口減少経済、こういう形の中で、この小さな市町村が今後の財政を運営していくということは非常に難しいのではないかと思います。

それと、即効性のある対策はあるとは思いませんが、地域産業の活性化、こういうことを図ることが急務であると考えますが、非常に単独を選ぶということは厳しいなと。その中で、町長も答弁の中で単独を選ぶということは非常に厳しいということを言われましたが、町長としては単独を選んだ場合、大体何度も答弁されていますけれども、何年ぐらいを予測されていますか。何年ぐらいは財政的に今の状況の中でいけるだろうと。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 何年ぐらいということですがけれども、まず基本的に考えなければいけないのは、財政調整基金というのが基本的には、今の予算なんですけれども、1億2,800万円です。では、そのほかに何を使うかということになる。ということは、基金の積み立てがあります。庁舎建設基金が6億6,000万円、それから福祉振興基金、それが2億4,000万円、それで約9億円。その他のものを合わせて1億円前後、約12億円ということ考えたときに、3年が限度かなと。ただし、考えていただかなければいけないのは、その庁舎建設基金等を本当に単独で選ぶがゆえに使っていいのかどうか、今日も本当に朝から地震が起きました。

私たちのこの庁舎は46年たって、そして本当に耐震性ゼロということなんです。その庁舎建設を、私は少なくとも合併するということによって特例債等で賄えるならば、その6億6,000万円のお金を有効に使うこともでき、そしてこの庁舎が倒壊したときに、その職員の命はだれが守るか、私は大変な決断をせざるを得ないのかなと。この責任はだれがとるのか。

現に耐震性がゼロ、そしてそれを単独で使った場合に1億2,800万円の財政調整基金、それは当然目的基金を取り込まなければ財政は組めません。そして、今日の朝の地震、本当に東海沖地震が騒がれている中、私はそういう安全面、そういうことを考え、そしてもし災害が起きたときに、当然役場は防災拠点にならなければいけないと思うんです。その措置をどうするのか。そういうことを考えたとき、私はその目的基金を本当は使うべきではないというのが本根でございます。ですから、3年ということでございます。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 町長の答弁はわかりました。それで、次に歳出の見通しについて質問いたします。

南伊豆町財政見通しによる平成17年度の歳出総額は37億4,000万円と推測していますが、歳入の見込みと歳出の見込みを差し引きますと、約1億4,000万円ほどの歳入の不足を生じます。この不足額をどのように補うことを考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

当然基金の取り崩しはされるものと思いますが、歳入の増加を見込めない以上、経費の削減も考えなければならぬと思いますが、この点のお考えもお聞かせ願いたいと思います。例えば、人件費の削減、各種団体等の補助金の削減、普通建設事業費や住民サービスの縮小や廃止等予測されますが、それらの削減すべき予測的な数字や考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

さらに、健康福祉センターの建設についてお聞きいたします。健康福祉センターの建設は、今年度予算で約3億5,000万円を計上しましたが、今年度予算の消化はどこまでするのか、先ほど幾らか説明がありましたが、またお願いします。さらに、国庫補助金が削減されたと聞いておりますが、今後事業費をどのように調達することを考えているのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 財政見通しでございますけれども、歳入に見合った歳出をするため、厳しい選択となりますが、行財政改革の断行は必要に迫られております。人件費、各種団体の補助金等の削減については、町議会行財政改革特別委員会で検討中ですので、そのご意見も聞きながら進めていきたいと考えております。基本的にはまだ計画していない、要するに町議会行財政改革特別委員会も考慮しつつ、そういうことでございます。

保健福祉センター建設につきましては、平成16年度に着手、完成を目指し、当初で予算化いたしました。国の補助金縮減の影響で2カ年継続として施行し、本議会に減額補正予算を提案しております。内容については総務課長、健康福祉課長から説明させます。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 平成17年度の一般財源の歳出の見込みは、保健福祉センターの大部分の建設が先送りになったと。それから、妻良漁港の県営事業、これは妻良漁排と関連するものでございますが、その歳出総額で見ますと、このやつと37億7,000万円程度になるのかなと。ほぼ財政見通しの1億4,000万円の歳入不足となります。

歳入は先ほども申し上げましたけれども、36億3,000万円ですから、約1億4,000万円の見込みです。

この歳入不足の対策についてでございますが、町長が申し上げましたとおり、行財政改革実施計画、まだ策定していない状況で、予測値は現在のところ持っておりません。ただ、やらなければならないということで、準備はしておるところでございます。

予算編成につきましては、歳入に見合った歳出にする努力をする必要があるかと思えます。

以上です。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） 健康福祉センターの関係ですが、今年度は本体工事と、それ

から関連工事を含めまして約4,000万円ほど。次年度、17年度につきましては、本体、それから躯体、外構工事等を含めると、やはり3億2,000万円程度、本年度は11%、来年度は89%の施工率です。

以上です。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 健康福祉課長、今の答弁の中で、国庫補助金が削減されたということで、今年度先送りという話を聞いているわけですが、その辺の例えば財源不足が出てくるであろう、補正の中に出ています国庫補助金8,100万円ですか、このあたりがどれくらいまで補充されるのか。そして、もし国庫補助金の方で例えばこれが賄われない場合、どのような形で財源を用意されるのか、これちょっと課長の方からお聞きさせてもらいたい。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） 国の2カ年継続でということなものですから、本年度が1,000万円、来年度が8,000万円です。それにつきましては、県の方のヒアリングを受けた際の職員の話ですと、来年必ず8,000万円は確保するという国の方からの返事は一応いただいておりますので、予定どおり全額9,000万円は入るものと思っています。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） ということは、当初予定どおりの予算計画というか、そういうことで福祉センターができると、このように考えてよろしいわけですね。わかりました。

それでは次に、来年度予算編成ができて、その後の財政運営がどのようになるのか、来年度を含む今後の財政運営の課題についてお聞かせ願いたいと思います。

先ほど、南伊豆町財政見通しどおりの約1億4,000万円もの財源不足が予測されるとの答弁がありました。具体的な削減の数値はないとのことですが、本年度の予算編成においても約6,000万円の予算の削減をしております。本年度と合わせて合計2億円もの削減になりますが、予算編成はやらなければならないことであり、いろいろな大変な予算編成になると予測されます。また、南伊豆町財政見通しでは、平成18年度は約5億5,000万円、平成19年度は約5億円、平成20年度は約1億8,000万円の財源不足が予測されています。通り一遍の行政改革では、この財源不足を補えないのではないかと思います。

初めに述べたとおり、政府の三位一体改革による影響は、地方自治体の財政基盤を奪い、

その存立を危うくするほどの大きな改革です。地方自治体が合併をしないで財政基盤を強化することは不可能と言っても過言でないと思います。単独を選んだ松崎町の町長の悲壮な決意が新聞で報道されたことは、先ほど述べましたが、町長としても、もし南伊豆町が単独の道歩むことになったと仮定した場合の行政運営をどのように考えているのか、総論的なお話をお聞かせ願いたい。先ほど、町長から幾分答弁がありましたけれども、またお聞かせ願いたいと思います。

また、先ほど平成17年度から平成21年度の過疎地域自立促進計画の策定中との答弁がありました。南伊豆町財政見通しによる普通建設事業費の本年度分約2億4,000万円、17年度分約1億9,000万円、平成18年度分約4億円、平成19年度は約3億2,000万円、平成20年度は約1億1,000万円を計上していますが、具体的な事業としてどのような事業を想定しているのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 来年度を含む今後の財政運営の課題ということですが、私は先ほど交付税のことを先に述べさせていただきました。そして、今考えられるのは、合併した町と合併しない町村の国の考え方というのが基本的にあるのかなと。ということは、合併すると新措置があるわけです。これは国によって当然守られる、例えば交付税の算定替えが10年間保障です。それは当然、合併した町に対しての優先権ということであるわけです。ですから、少なくとも合併することによって、その交付税の枠の中で優先権をまず占められるよ。ですから、もし単独を選ぶとなるならば、残った枠内の取り分、配分の仕方、そう考えたときに、私は小さな町が、例えば今は3,200あるわけですが、平成18年度には約2,000ぐらいになります。その2,000ぐらいに合併するというのを伺っております。その2,000の自治体が交付税の優先権を受けたならば、単独で残った町がどれだけの持ち分があるのかなと。そして、その交付税の総枠の中に特例債というのがまた入ってくるわけです。そうすると、さらにその分け前は小さくなります。

そういうことを考えたときに、私は交付税、すべてとは言いませんけれども、その交付税の取り分、国の考え方によってこの小さな町はかなりのダメージを受けるというのが交付税の算定の仕方から推測される。あくまでも推測でございますけれども、そして現に来年度は2,500億円やるよと、そういう予算がしてあるわけです。それをまず私の意見として述べさせていただきます。

そして、財政の課題ということでございますけれども、さきに述べましたが、三位一体改革の本町に及ぼす影響について、国庫補助金廃止また縮減、一般財源化して地方交付税に算入するといいますが、今後地方交付税の所得保障機能は弱まります。また、国税の所得税を個人住民税に税源移譲する案についても、所得自体が少ない本町にとっては、財源減少の肩がわりはできないと考えています。

先ほど述べましたけれども、今は所得税については20%減税、住民税については15%減税というのが行われております。もしこれが廃止になった場合に、国の方は3兆3,000億円増となりますけれども、それを私たちの町が減税した分返ってくるかとなった場合に、人口割ということ考えた場合になかなか難しいのかなと、そういう考えをしております。税源移譲にしても追いつかない財政弱小町村には地方交付税の財政調整機能で補てん対応するとしておりますけれども、交付税総額を抑制する政策のもとでは、今後に大きな不安が残るわけでありまして。行財政運営は人件費や事務事業等の縮減等で、歳出削減は住民サービスの低下、また受益者負担の適正化への見直しは住民負担の増大を強いるものとなり、非常に厳しい選択になると考えております。今後の普通建設事業については、総務課長より説明させます。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 普通建設事業費に関する主な事業ですが、平成16年度につきましては天神原のツツジ群生地保存の整備、それから三浜小学校グラウンドの整備、町道用地の取得その他ですが、保健福祉センター分の減で合計で2億2,000万円程度になってございます。

17年度につきましては、竹麻小学校のグラウンドの整備、町道子浦東西A線改良、下賀茂地区観光施設整備事業、保健福祉センターの建設等でございます。

18年度は、南伊豆中学校グラウンドの整備、町道大平B線改良、菜種油製油体験施設、庁舎建設ほかでございます。

平成19年度は、小中学校保健室空調設備、町道下賀茂区内14号線、それから庁舎建設でございます。

20年度につきましては、青野地区観光整備事業、あるいは防災関係、それから消防車関係の購入でございます。

昨年度に続く事業といたしましては、妻良漁排や県道整備の県営事業負担金、それから小規模改修事業等もろもろでございます。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） 総務課長から具体的な普通建設事業の見通しの説明がありましたが、先ほどから話のあります財源不足の中で、すべての計画を計画どおり実行することは不可能ではないかと。このように考えるわけですが、この場合、どのような事業を延期し、または中止すべきか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

また、一般廃棄物最終処分場の建設事業が計画に出ていないわけですが、単独を選ぶ場合にはこの施設は必要ではないかと、このように考えますが、この点もしお考えがあればお聞かせ願いたいと思います、総務課長でも町長でも。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 継続事業関係があります県事業の関係、それから生活関連のものについてはなるたけとりこんでいきたいと思っておりますが、そういう中で、これといった具体的な中で取りやめたいという項目はありませんですが、小規模改修、あるいはそういったことを節減していくことしかないのかなと考えます。今後、その判断につきましてはまた皆様とも相談して進めてまいりたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 最終処分場の案ですけれども、今県の方はエコセメント化ということで工事を進めております。それが、平成21年度稼働可能ということをお伺いしております。そういうことの中で、今年度は仮置き場ということで今予算を通していただきましたけれども、あそこにつくるのではなくて、仮置き場で、そして当面は県外排出と、今の流れはそう考えております。ですから、エコセメント化の工場が順調に運営したときには、そこから工場に搬出すると、そういう計画でございます。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） わかりました。最終的には、最終処分場の置き場というか、焼却灰のセンターみたいなもの、これは必要だと思うんですが、今の流れの中で、財政が厳しい中では仕方がないのかなと、このように考えます。

次に、歳入の増加が見込めないところですが、将来的に減少することが予測される以上、予算を削減することを主体に財政運営を考える必要があると思います。南伊豆町財政見通しによる一部事務組合の負担額を平成16年度と平成17年度を単純に比較しますと、平成17年度

の負担額の増加は約6,700万円程度であります。しかしながら、一部事務組合については、南伊豆総合計算センターの新たな立ち上げ、伊豆つくし学園の施設改築、南伊豆衛生プラントの施設建設工事等が計画され、また既に事業執行されているわけですが、これらの負担増があると思いますが、将来的にこれらの負担増がどの程度になるのか、見通しどおりなのか、この辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ご存じの下田プラントについては、約7億円ぐらい予算より減額したおかげをもちまして、その分についてはかなり節減できるのかなと。あと、つくし学園、それから計算センター等については、各担当課長の方から説明させます。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 計算センターの関係からご説明いたします。

計算センターにつきましては、さきの協議会等でも議員の皆さん方に検討をお願いしたところでありまして、現在進めていますのは、17年9月末をもちまして、一部事務組合としての計算センターは解散だよと、そういう形で方向進みます。これにつきましては、賀茂郡7カ市町村が構成団体になっているんですが、実際の状況は西伊豆町さんと東伊豆町さんを除いた5市町村、その5市町村の中の松崎町さんと賀茂村さんが不透明な面が最近出てきているんですが、当初私どもが検討を開始したときには西伊豆3町の中で、計算センターから松崎町さんと賀茂村さんは脱退して合併の方に行くというような形の中で、担当課長による検討、協議をしたという経過がございます。

その中で、では残されたものはどうするかという形が出てきたわけなんですけど、河津町につきましては単独で民間委託にすると。そうしますと、業務を委託しています下田市と南伊豆町でございますが、当初は合併等の話があったものですから、計算センターのものにつきましても、当分の間、今の計算センターを使いながら新システムである合併システムの移行をというような形でありました。その中で、では具体的に17年度という形になりますと、さきの協議会でもお話ししましたように、17年9月30日までは業務と、それから基礎的な構成団体である7カ市町村を含んだ中での9月30日までの計算センターの負担金をお支払いする。あとの17年10月1日から18年3月31日までについては、利用するであろう下田市、南伊豆町で負担という形で、その金額については大枠なんですけど、さきの協議会でもお話ししましたように、約4,300万円弱の既存の計算センターのシステムを稼働するについては必要な負担で

ございます。

それ以降の稼働につきましては、18年4月1日から当然新システムというような考えが出てきているものですから、その新システムについては、あのときにもお話ししましたように、現在システム等の精査をして、金額については、業者さんは4社ほどお話をしているんですが、業者さんにはいろいろなやり方があるものですから、金額について非常にばらつきがありまして、なかなか難しいということで、新システムを精査してやるけれども、今の南伊豆の計算センターの業務をもとに考えるという形の中でいきますと、一番最初の協議会で南伊豆の場合、新システムで2億から2億5,000万円かかるようなお話を第1回のときに申し上げたと思います。そういう形を想定しますと、それを1年でそういうハードとかソフトを買って後年度の負担を少なくするののかという考えと、それからこの電算システムについては、一般的に5年のリースというような形のものを一般的に見ていくことになりまして、2億円とか2億5,000万円を1年度でやるかということだと、初年度で2億5,000万円を支出する必要があると。

それから、それを5年度でリースということになりますと、4,000万円から5,000万円の5年間の、単純計算ですが、そういう負担という形でございます。そうしますと、非常に負担が多いという形の中で、これは仮定の話としてお聞きいただきたいんですが、本年5月10日に静岡県の市町村合併支援プランというのが改定されました。その中に、さきの、たしか6月議会だったと思うんですが、谷川議員が、電算システムの新システムの構築については、2億5,000万円のシステム構築の補助があるというようなご質問があったと思うんですが、そういうものを当てはめるとということが可能であれば、その負担というのが減るのかな。現実的には、17年度に先ほど言いました4,300万円弱の既存の計算センターの負担金で、あと若干端末等の経費になりますが、それはそれとして予算計上をお願いしなければならない。

それと、先日の協議会でもお話ししましたように、早ければ、新システムの構築につきまして、システム等が決定した場合なんですが、16年12月ごろ、これはシステムの構築というのは早い方がいいものですから、予算をお願いする可能性もあるという形をお願いしたんですが、そういうものを少なくとも17年度は並行して行わなければこの電算システムは、新しいシステムに間に合わない。そうしますと、単純に窓口である企画だけの問題だけではなくて、現在は御存じのように、住民記録から印鑑証明、それから税金の帳票の発行だとか、そういう計算が全部電算システムでやっているものですから、非常に行政事務に影響があるという形の中で、正直なところ、頭がいっぱいというようなことを考えています。ですから、

17年度はある程度お金の方が並行していくという形になると思います。

以上です。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） つくし学園の関係ですが、つくし学園の改築につきましては、現在地に施設を建設し、社会福祉法人を立ち上げて20名、4月を目標に法人運営、要するに民設民営でスタートすることが市町村長会議で合意されているわけですが、その施設建設に伴う区域につきましては、試算でございますけれども、児童施設、それから成人施設、20名、30名、50名、それと通所施設、それとグループホーム、生活寮ですが、2棟を建てたいという希望がございますので、総額で約11億数千万円になると思います。したがって、現在の町の7市町村の負担割合でいきますと、1億2,000万円程度がこの3年間で、今の通常の運営費1,400万円に上乘せされてくると思われま。

以上です。

議長（齋藤 要君） 生活環境課長。

生活環境課長（石井 司君） 南豆衛生プラントについて申し上げます。

ご承知と思いますが、35年間、汚泥再生処理センターの老朽化に伴い建設することになりました。それで、7月に入札が行われました。その結果、施設建設費の計画は22億2,000万円でしたが、14億7,700万円になり、7億4,300万円ほど安くなりました。暫定ですが、当事業の両市町、下田市と南伊豆町との負担金は4億7,090万円でしたが、2億9,850万円になりました。南伊豆町の本年度の負担金ですが、8,660万円を予定しております。減少としない理由としまして、国庫補助金が決定されておりますので、事業配分を16年度に繰り上げて施工することとなります。

したがって、今年度の南伊豆分は1億5,400万円を予定しておりましたが、来年度の9,600万円になる計画です。また、その他地方債も両市町全体で4億5,500万円ほど軽減になり、南伊豆町分も約1億6,000万円ほど減少することになりました。

以上です。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 私が聞いたかったのは、この財政見通しの中で、単純に南伊豆総合計算センターの場合は16年度、17年度を差し引きしますと、大体1,400万円ほど計算上は減額しているんです。それで、また伊豆つくし学園の場合は100万円ほどふえた計算。それと、

衛生プラントの場合は、これは8,000万円ほどふえる計算で予算計上しているわけです。それに、あと斎場組合が2,000万円ほどふえる、そして消防組合が400万円ほど減額ということになっているわけですが、今、衛生プラントの方は課長からの説明で、今年度8,800万円、1億6,600万円が8,800万円、約半分になったということですか。

〔「来年度」と言う人あり〕

6番（梅本和熙君） 来年度ね。そうすると、このところは大体16年度、17年度では増額はほとんど考えられないと考えていいんですか。

〔「はい、そうでございます」と言う人あり〕

6番（梅本和熙君） そうですか。それと、あと伊豆つくし学園の場合は100万円ほどふえる計算になっていますが、本来はこの計画が既に進んでいるということの中で、負担金が1億2,000万円ですか、全体負担金が。そうすると、来年度大体予算計上されていくものはもう少しふえるということで考えてよろしいんですか。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） 通常運営費に、今の施設の進捗状況にもよりますけれども、来年度は全体で、3年間で1億2,000万円程度になるものですから、その進捗状況によりまして、来年が例えば2,000万円とか、次年度、18年度が4,000万円、あるいは最終年度が6,000万円と、そういうような数字になってこようと思います。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 計算センターの方はどうでしょうか、そのあたりは。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 16年度の計算センターの負担金の見込み……

〔「負担金は2,700万円ですね。来年度立ち上げに要する費用を含めてどれぐらい」と言う人あり〕

企画調整課長（谷 正君） そうしますと、先ほど申しましたように、17年度は計算センターの既存のシステムと並行して動かすという形になりますと、それから約4,300万円。これはまだ検討する余地がありますが、4,300万円。

それから、新たに新システムを稼働という形、これは先ほど申しましたように18年4月1日からのスタートを考えますと、1年以上本当はシステムの構築にかけたいという事情がございますものですから、それと先ほど申しましたように、今の計算センターのシステムと考えますと、単年度で総枠2億から2億5,000万円かかるよと。その中で、一度にやるとそれ

だけのお金ですみます。ただ、一般的に計算センターのシステムというのは5年リースというのが現在やっていますものですから、それを基準に考えますと、約4,000万円から5,000万円の新システムの単年度の負担がふえるということになるということです。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） そうすると、企画課長、今大体8,300万円ぐらいが来年度要りそうだということですね。そうすると、16年度と比較すると大体5,000万円から6,000万円ぐらいの増と見込んでよろしいんですか。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 現実ではそういう数字で結構だと思います。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 財政見通しでいうと、先ほど申しましたように6,700万円程度の増加の数字でありまして、これは当然一般会計の方へ見込んである数字だと思うんですけども、それ以上に数字がふえてきていると。総務課長、ふえてきているわけですね。この辺のところは、やはり来年度の予算編成に相当影響を及ぼすと思いますが、どのようにこの辺お考えですか。数字的なものがわかれば教えていただきたい。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 今、計算センターの関係で企画課長が申し上げましたように、不透明の部分もある中で、また衛生プラントにつきましても、7億から安くなっているということございまして、数字がちょっと3,500万円程度ふえると見込んで今、当初の計画よりは減であると。

〔「財政見通しよりふえるという意味ですね」と言う人あり〕

総務課長（小島徳三君） はい。

〔「わかりました」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） それでは、先ほども聞きましたけれども、将来的には特別職、一般職の給与はどの程度まで削減が必要かお考えをお聞かせ願いたいと思います。

これは、先ほど非常に難しいと、まだ具体的な数値は持っていないということが答弁にあ

りましたけれども。それと、やはり将来的には各種団体等補助金の削減、これもどこまで考えているのか。同様に、委員会や審議会等委員の報酬のカットについてもお聞かせ願いたいと思います。

また、住民サービスである路線バス維持関係や敬老会等への補助金等、このようなものをどのように考えているのか。そして、将来不足するであろう財源確保をどのようにお考えか。例えば、各種手数料の値上げや上水道、下水道の使用料、そして受益者負担金の値上げ、さらにはごみの処理有料化等いろいろ考えられるわけですが、このあたりのことをどのようにお考えなのか。

そしてまた、保育園の国庫補助金が、先ほども話に出ましたとおり、約5,000万円ほど本年度削減されたわけですが、このままの形で今財源がない、このような状況の中でこのままやっていくというのは非常に厳しい。そういうことを考えた場合に、保育料の値上げも考える必要があるのではないかと思います。このような点をどのようにお考えか、町長、そしてまた各課長にお聞きしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 特別職、一般職の給与、各種団体補助金、また委員会、審議会委員の報酬につきましては、先ほど総務課長がお答えしたとおり、行財政改革実施計画の策定がまだできておりません。案ができ次第、議員の皆様方に協議させていただきたいということでございます。

また、交通弱者等に対しての路線バスや敬老会費等の補助金につきましては、住民生活に直結、また定着した住民サービスであり、今後も維持しなければと考えております。受益者負担につきましては、住民票等の手数料、ごみ処理手数料として新たに指定ごみ袋への賦課費年間1億3,000万円に上る処理費の軽減、また幼稚園保育料及び保育所保育料については、値上げの方向で現在検討させていただいているところです。下水道受益者負担及び使用料や水道料、また保育料についての現在の考えについて、担当課長に説明させますのでよろしくお願いたします。

議長（齋藤 要君） 下水道課長。

下水道課長（佐藤 博君） 初めに、下水道事業、受益者負担金の見直しについて述べさせていただきます。

受益者負担金の算出基礎として、湊処理分区、手石処理分区、下賀茂処理分区の管渠築造

工事費と最終処理場建設工事費の総工事費90億円であり、総工事費の50%に当たる45億円が国庫補助金、45%に当たる40億5,000万円が町負担、5%に当たる4億5,000万円が受益者負担金となっており、総事業費は湊地区、手石地区、下賀茂地区のすべての事業が完了したものを想定して算出しておりますので、受益者負担金については、平成22年度にすべての工事が終了して、平成23年度に供用開始になる受益時までには、原則として受益者負担金の見直しについては考えておりません。

次に、2としまして、下水道使用料の見直しですけれども、平成13年度より湊地区が供用開始になり、下水道に接続した利用者から下水道使用料金をいただいておりますが、平成13年度の使用料金は924万6,558円でしたが、平成15年度下水道接続率が50%に達し、2,478万2,298円となり、使用料で維持管理費の全部、元金プラス利子になりますけれども、の一部を回収している状況であります。

御存じのとおり、下水道の経営は利用する皆さんからいただく受益者負担金や下水道使用料で、下水道の施設の建設や維持管理を行う独立採算を原則とする事業であり、その内容をあらわす指標として、汚水処理費、維持費プラス経費になります。それを使用料によってどれだけ賄うことができるか、平成15年度決算において状況を見ますと、汚水を1立方メートル処理する費用として1,018円かかるのに対し、1立方メートル当たり下水道使用料は128円で、12.6%しか回収しておりません。このことは、供用開始後4年しかたっていないため、有収水量は少なく、汚水処理費の多くを賄える状況にあり、また元利償還費が年々ふえ続けており、一般会計の繰入金で平成16年度で2億7,846万円になっております。使用料で賄えない汚水処理費を一般会計で補てんしていただいております。

なお、汚水処理費のすべてを使用料の対象経費とすると、その結果、使用料が著しく高額となるため、平成13年度からまだ4年しかたっておりませんし、早急に使用料を上げますと、下水道の接続に影響が出ますので、その辺は未接続世帯の実態把握に努めながら加入を推進し、平成13年度に予算をいただいて全体計画を見直す予定でおりますので、それと同時に今後の事業運営に必要な経費を適正に把握して財政計画を策定し、下水道使用料の方針について検討したいと考えております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） 保育料の関係ですけれども、議員が言われましたように、国の補助金が一般財源化されまして、県の負担分が廃止と、当然町の負担がふえております。

今現在、各市町村の賀茂村を除きます町村の保育料をすべて拾い上げてございますので、今、課内で検討を進めております。

見ますと、うちは平成8年に改定して以来改定してございません。近隣市町村につきましては、それ以外にも既に定期的に改定を行っているものですから、非常に格差が出ております。そこらを踏まえながらうちの方で案をつくりまして、最終的には議員の方にもお示しをしていきたいと思っております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） それで、今課長から言われた保育料の格差というのはどれぐらいか。南伊豆町は賀茂郡の中で一番安いのではないかと、下田市を含めて安いのではないかとこの話があるんですけども、ちょっとその辺だけお聞かせ願いたいと思っております。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） 低所得者に対しましては、ほとんどどこの市町村も余り変わりません。ただ、高額所得者、中間から上になりますと、うちの方は他市町村の大体2分の1の額になっております。国の基準からいくともっと下がってきます。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） それと、下水道課長に聞きますけれども、汚水処理費2億6,000万円を一般会計から毎年繰り入れていると。これはだんだんふえていくと思います。そうすると、当然下水道会計、独立しているわけではないんですけども、これは非常に厳しいものになっていくと。一般会計から2億6,000万円以上の繰り入れをしていかななくてはいけない状況になっていくということは当然考えられる。その中で、計画年度、平成23年までは受益者負担もふやさないと。それとまた、公平性の原則から考えると、使用料もそこまではふやさないと覚悟していると思うんですけども、この辺のことを考えたときに、課長の考えですけども、相当厳しいものがあるということによろしいですか。繰入金もふえていくと、そういうことで。わかりました。すみません、水道課長、またあとで厳しさはゆっくり聞きます。

そういうわけで、私の一般質問は以上で終わりたいと思っております。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君の質問を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前 11時30分

再開 午前 11時40分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、質問を再開いたします。

漆 田 修 君

議長（齋藤 要君） 漆田修君の質問を許可いたします。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 通告に従い一般質問いたしますが、私の持ち時間60分のうち、午前中20分ということで、実はある方向へ誘導しながら町長の激をとりながら話を進めていく予定でしたが、その20分で昼休みの間に忘れないように皆さん、どうか頭の中に入れてあとの40分はお願いしたいと思います。

それでは、最初に行政改革大綱に対する認識と、その町長のとらえ方について質問いたします。

実は、こちらに南伊豆町行政改革大綱、これは平成8年3月の最終版でございます、これがございまして、大綱の最終版は平成8年3月に策定表示されているわけでございます。公共団体における行政改革推進のための指針がこれには示されておりますが、翌7年、地方分権推進法が交付され、地方の時代に相応した新たな行政の仕組みの確立が求められ、ちょうど10年前の大綱の改定をいたしたものと理解されております。

町長は、平成11年にその職に就任されたわけでありまして、南伊豆町行政改革大綱の基本的留意事項や改革推進の具体的方策個々についてどのように認識しておられるのか。また、9年前と現在では自治体を取り巻く環境は大きく変わっておりますが、そのとらえ方について、まず最初にご答弁を賜りたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 行財政改革大綱に対する認識ととらえ方ということでございますけれ

ども、1として行財政改革大綱は、昭和62年策定の改訂版として平成8年3月に制定され、行政改革推進の具体的な方策の8項目の対応につきましては、基本的にも現在に通ずるものがあると考えております。小項目については、時代にそぐわない部分もあり、平成11年度から行政改革推進実施計画により推進してまいっております。その8項目というのが、私は町長になって11年ということで、8項目の施策を見させていただき、それを読ませさせていただきます。

行財政改革の具体的な方策として、主として事務事業の見直し、そういうのが挙げられると考えております。2番目として、時代に即応した組織、機構の見直し、また3点目として、定員会議の適正化の推進、そして4番目、給与の適正化の推進、職員の能力開発等の推進、また民間活力の活用、そしてOA化の推進、危機管理の対応、そういうのが基本的にあるかと考えております。それを踏まえた中で、私たち行政は平成11年から実施要綱ということを決めております。

それについては、そして右肩上がりの時代の終了、少子・高齢化、過疎化の進行、また国においては景気対策を優先した経済対策等の失敗を生んで、町と国の関係を国主導から対等協力の関係に大きく変化する地方分権一括推進法を平成12年度に成立させました。住民に身近な行政は、町の判断と責任により行える規模と能力を備えた自治体、いわゆる基礎的自治体となることを市町村に求め、権限は市町に渡すけれども財源は出さないという今の三位一体の方向があると考えております。

これが本町を取り巻く財政状況ですけれども、平成8年の大綱策定当時と比べると厳しい状態と、そう考えております。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 大綱そのものはそのまま据え置きしましては、実施要綱として細かくディテール化して、それを施策に反映するというやり方を多分町としてとられたんだと思うんですが、これは確かに先ほどの8項目の中に、例えば危機管理の対応とか、その当時のOA化の推進とか、それは明らかに大きく状況は変わっております。そして、そのような中で、9年前の策定大綱ははやどちらかという時代おくれの感がするが、これらの具体的な方策は現況に即応する内容はなお多く含まれていて、それはそれで正しいと私は理解するものでありますが、8分類の施策は、今、現代流に表現しますと、一般的には最初、町と

しての基本理念を設定いたしまして、例えば具体的にいいますと、町民の視点に立った使命とか成果、効率重視の南伊豆町政の再構築であると、こういう基本理念を設けて、それらの具体的な方針なり方策というものを通常設定するのが一般的なやり方なんですよ。

それを、現代流に表現を変えてみたんですが、具体的な方針、つまりここで言う8項目、これは町民の満足向上のための行政スタイルの確立がまず第一だと。そして、民間活力や新たなパートナーシップ、ここでいうNPOであるとか他の経済団体との連携とか、そういう個々の行政施策、それが2つ目。それから、3つ目が事務事業システムの改革ですね。そして、先ほど町長が言われた人事組織運営改革、そして一番重要と思われる予算システム改革、こういったものが通常一般的に考えられるわけでありまして。

そこで町長は、実施要綱とは別に大綱そのものの見直しや再構築を行う意思はございますか。その辺をまず最初にお伺いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 実施要綱とは別にということでございますけれども、私たちの方は、今平成11年度に行財政改革推進実施計画というものを策定し、実行しているわけです。ですから、それを延長するのが当面私は考えております。新たにということではなくて、平成11年度にやったのを着々をやっている部分もございます。それを尊重しながらこれからも進めていけばと、そう考えてございます。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） この第一番目の質問は、町長の現時点の認識程度でよろしかろうという程度しか受け取っておりません。ですから、そういう町長の認識は私はよく理解しました。

ちょっと時間がないものですから、そのまま2番目の方へ行きますが、財政危機と具体的改革の取り組みについて伺いたいんですが、これは時間が途中で12時で切れるかもしれませんが、それはそれでちょっとその辺はよろしくお伺いしたいんですが、財政危機と具体的改革の取り組みについて。

私は、昨年的一般質問、これはたしか下田、河津、南伊豆の合併の議会のときですね。たしか9月でしたね。昨年9月のときに、自治体の科学的行政評価システムの導入を提案いたしました。そのとき町長は、今のスタッフの人的な面で非常に難しいと。そして、現時点では不可能だと。改めて新市になったときには、そこでは検討する余地はあるよという答弁を

そのときにいただいたと記憶しておりますが、現在、行政評価そのものを採用している自治体は、成功する自治体のそれを見ますと、事務事業の評価方式が主流でありまして、当町の行政改革大綱にもあるとおり 実際には行財政改革実施要綱というような名称に内容的には変わっておるんですが それにあるとおり、減量行政的な色彩が濃いのであります。

これだけでは、地方自治の復権をもたらす政策行政、これは後ほど時間があつたら町長と政策行政、減量経営、行政経営、それから政策経営と、こういった大きいステップがあるわけですが、その辺の議論もしたいと思っておりますが、そういった政策経営への発展は挫折するおそれがあります。

そのためにも、まず1つ目として、行政評価の意義、高揚を自治体の首長、議員、職員が十分に理解し、効率的行政の展開や政策選択の最適化を追求する責務があるということ。そのためにも1つ目として。

2つ目が、数値による行政評価という異質の改革方式であることから、自治体への住民統制、住民コントロールの有効性はより倍加するであろうという裏の見方が2つ目としてあるわけです。

そして3つ目が、事務事業をすべて指標化していく方式であるので、自治体はその行政能力を発揮していけば、指標化による運営システムの創出は不可能ではないか、これが3つ目です。

4としまして、減量経営の域にとどまってはならず、効率化を目指す、減量経営というのは非常に行政側もやりやすいですね。議会側も非常にやりやすいんですよ。ただそれは、二、三年すれば必ず壁にぶつかりますんで、そういった行政評価を念頭に置いた行政経営の段階でも結構ですが、そこから入っていくというようなことなんです。したがって、その域にとどまってはならないと。

効率化を目指す行政経営方式のかけがえのない戦略の要素でありますので、政策選択を通じて自治体運営の住民化であるとか市民化と言ってもいいですが、自立化あるいは政策化を達成する経営の基盤をつくり出すものでありますといった点を十分認識する必要があります。先ほど言われた首長、議員、それから職員ですね。それで、町がこの評価システムの自治体運営に浸透させていけば、地方自治は再生していくであろうし、近年の地方財政危機を制度論や財政分配論に展開したり、また市町村合併により活路を見出したりすることなく、また行財政運営の減量化手法に、要するにテクニックですね、矮小化してはならないのであります。

地方自治は、地方自治団体として政策能力を高め、環境変化に適応し、財政危機を自治能力の試練としてとらえ、自己改革を目指すべきであります。町長あなたは、就任後、庁内の改革プロジェクトを編成し、たしか就任後2年目ぐらいだと思いますが、若手の切れ者を集めて議論を進めました。そういった経緯があったんですが、その成果と近年財政危機を強力にアピールし始め、ある方向に向かおうとしておられますが、その危機に対し、具体的にどのような取り組みをしてきたのでしょうか。

これ、昼からにしましょうか。多分答弁長くなりますのでね。ここでそれでは私は、午前の分終わりますでしょうか。昼からその続きをお願いします。5分では答えられないでしょう。ここで私は切りますので、45分、議長いただけますか、午後から。

議長（齋藤 要君） 漆田君の質問が途中でございますが、ここで、切れのいいところで、昼食のため、1時まで休憩をいたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、質問を再開いたします。

漆田修君の持ち時間は1時50分までですので、よろしく願いいたします。

漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 午前中に引き続きまして、もう一度確認をいたしますが、町長はその町内改革プロジェクトの編成の成果と、もしくはその報告、その確認と、それからあと財政危機に対して具体的にどのような取り組みをしてきたんでしょうかという2点について、改めてご答弁をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 最初に、行財政プロジェクトをつくり、その中で3点ほどやった実績を読み取り、それはOAシステムに対する勉強会、そしてすばらしい分水嶺によるまちづくり、それからふるさと満喫村とか、そういう形の中で、これは経済産業省ですか、あそこの商工会が昨年度終わりましたけれども、その関係である意味成果を上げているふるさと満喫

村構想、それらについては町の職員が積極的にかかわり、プロジェクトの成果として誇れるものではないのかな、そう考えています。

そしてまた、各局において想定される事務事業の見直しということで、平成16年6月24日にまた策定されたものでもございます。これについては各企画課、総務課、建設課、農林水産課等でまたつくってありますので、これについてまた議会の方へのご報告させていただくと、そういうことでよろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 町長はそういったことについてはすべてを認識しておられると思うんですが、ちょっとこっち向いてください。

それで、そういう例えば財政危機をこのごろ非常に議会に対しても、町民に対しても非常にアピールしておりますが、では、そういう危機に対して、例えば私どもが知っている限りでは、その町四役を初め、課長である管理職の給与のダウンをそれぞれ図ったと、身を切ったと。だから、おれはこれだけ身を切ったんだから、お前らというのは、そういう議論は成り立たないんですよ。ですから、行政の執行者として、そういう危機に対して具体的にこういうことをしました、こういうことをしましたということをちょっとこの場で述べていただきたいんですよ。もちろんレポートで、書式でもらうのは結構ですが、公の場でちょっと述べてもらいたいんですが。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 行財政改革として具体的なものということでございますけれども、庁用車の一元化管理ということ、それから町単独補助金の見直しをやっております。これについて平成16年度で庁用車の一元化の管理ということで、これは17台を14台ということで390万円の減額をしております。

町単独補助金の見直しということで、これは廃止及び削減79あるのを74ということで、1,795万8,000円で、町例規集データベース化ということで50万円の削減、また臨時職員の賃金も見直しということで576万6,000円、それから非常勤特別職員報酬見直しということで242万4,000円、特別職報酬ということで312万2,000円、議員報酬は1,029万2,000円、それから管理職手当が147万円、これは10%を8%ということでございます。そして、時間外手当を50%カットということで1,200万円、そして旅費等が220万円で、合計で平成16年度で

5,974万6,000円と、そういうことになっております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 非常に小さな積み重ねで減量経営を図ったということは、今の説明でよく理解いたしました。それはそれなりに私は評価したいと思いますが、まず最初に、この2番目に私が言いたいのは、行政評価を引用することによって、例えば従来の減量経営、具体的にはその評価基準というのは財源収支であります。こういったものは合理化を一般企業で見ますと、リストラを含めた合理化という表現をしますが、その中ではおのずと限界があるということなんですよ。二、三年すれば、もうそれ以上の合理化の余地はないよという段階まで到達してしまうということなんですね。ですから、それ以降は、例えば住民が一番欲しいところに予算を最適な選択をするということ。そして、それが従来の例えば、財務であるとか総務ベースでない、財源主義でない、例えば住民が必要とするところに予算を優先するというやり方ですね。その手法として何があるかといったら、これは行政評価なんですね。

ですから、先ほど私が冒頭に申し上げました、その政策経営というもの、行政の政策経営、そこには行政評価システムを引用することによって、それはおのずと解決できるということなんですね。

ついでにお話ししますが、これ町長答弁ください。全質問者も非常に過去5年間の交付税の右肩下がり傾向の数字をずっと述べておりました。実は、ここに一つの大きな問題点があるわけです。自治体の持つキャパシティがありますね、物的、人的。それがふえればふえるほど、本来であれば基準財政需要額というのはふえるわけです。これは町長知ってますよね、そうですね。総務課長しか知らないかもしれない。それはいいですが、そういうことは、何で、では交付税の算定のもとになる基準財政需要額が下がるのか。下がる要因としては、単位費用が全体的に下がっているということ、単位費用が。先ほど言いました、例えば道路の面積であるとか、下水道の普及率であるとか、こういったのは自治体のストックなんですね。ですから、ストック指標というものを、実は自治体の経営分析をするときには必要になってくるわけです。ですから、そういったことを念頭に置かれて、例えば基準財政需要そのものの算定がなんで下がったのか。そこまで首長である執行者は理解しなければいけない。そして、逆に単位費用が据え置き、もしくは上がったものの中にはあるわけです。そして、それは非常に数字のからくりで財務省の頭のいい連中が考えたんですが、総務省ですね。実

は、5段階の補正がありますね。補正で全体的に下がるような仕組みになっているんです。

ですから、例えば基準財政需要額の算定そのものに対する町長の理解の度合いとかその辺をちょっとご答弁賜りたいんですが。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 基準財政需要額は交付税算定の基礎データと、そう考えております。そして、私よく交付税ということによく言うんですけども、基準財政需要額というのは、53項目の要するに項目がありますよと。そして、その中の37項目が人口比ということをやっております。ですから、人口が1万人も減ると、自然に交付税は減るとい、そういう見解をとっています。

また、その中で基準財政需要額の中に経常経費と投資的経費、そしてその中にまた公債費と、それが基準財政需要額ということで、そう理解しております。

それから、収入額については町単独の収入だとか、そして町税、たばこ税、軽自動車税等々があって、その中のその差額を要するに交付税として算定すると。そういう認識をとっておりますから、私たちが逆な解釈になるかもしれませんが、町税が上がれば交付税が減るといのは、やはり基準財政需要額が形式的に変わらなかった場合は町税がふえるならば、逆に減ると、そういうシステムになっています。そういう理解をしています。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） この質問は実は3番目で用意していたんですよ。実は、その行政評価の話も、例えば政策経営そのものが実はそこまで到達している自治体は現在のところほとんどないんですよ。行政評価システムを採用している自治体で政策経営の段階まで、例えば網羅して、それを実際に施策してシステム化している自治体というのは今のところないんです。かなり進んでいる自治体の行政経営、これは総務課長、財務関係、企画課長あたりもよく理解していると思うんですが、スリーイーの原則（3Eの原則）ってありますね。例えば経済性であるとか効率性であるとか、効果性、それぞれの英語のエコノミーとかエフェンシーとかエレクトィとか、そういうEをとって3Eの原則なんです。そういったものの最適化の組み合わせを政策にそれを反映されるとか、そういうところもやっているところは実際には進んだ自治体ではございます。

実際、こういう小さい自治体で財政が苦しいからこそ、そういう手法をどんどん取り入れ

て、それで現実に例えばここ半年の動きを見ますと、合併にかかわって事務のすり合わせをした人間のマンパワーというのはあいているわけですよ、余力があるわけです。そういう方々にも、例えばこういうことを研究し、例えばやってみようではないかというようなことは町長の指示一発でこれは決まるわけですから、そういうお考えはありませんか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに単独ということを選んだ場合は、そのご意見としてお聞きしなければならぬと考えておりますけど、私たち今の段階におけるならば、私とすれば所期の仕事として、漆田議員とはちょっと考えは違うと思っておりますけれども、経常経費等に占める割合の中で人件費というのが一番効果が、即効性があると、そういうことを考えたときに、私も一つの考えとして町村合併ということを考えていますので、まだ今のところはまだ考えていないというのが現状でございます。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） それぞれ立場がありますので、そういう腹の中で思っても口にそう出せないというところもあるし、または端から最初考えてないとか、そういうこともあると思いますが、私は善意に解釈したと思います。これはどっちみち平行線の議論になると思います、この行政評価については。

ですから、次に移らせていただきますが、通告要旨の3番目の町長の政治姿勢、これ特に私は財政関係を言いたいと思います。

最初に、自治体は常に開発と福祉、もしくは成長と保全、それからあとは支出と基金、預金関係ですね、といった政策価値観の対立関係という二律背反的な政策運営が迫られております。これは実務にかかわっている課長さんたちが一番わかるんですが、そういったその極端かつ深刻な対立でなくても、常に政策選択を迫られているのが実情であります。

その選択のもとになる専門性も、これは四役も入れてですよ、専門性の保持について、町長はどのような考え方を持っているか、まず最初にお答えいただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 行政事務全般に対する政治姿勢ということで、研修制度ということでございますけれども、住民に信頼され、頼りにされる公務員とするためにも専門的な自治知

識の取得は大切であります。しかも、バランスのとれた判断をする能力も大事でありますので、県等の研修制度を有効活用したいと考えております。

また、実施等については専門職も幅広く生かせる組織の検討も必要かと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 非常に模範的なお答えでありまして、私の望んでいるのはそういう答えではなかったんですよ。それも上位の団体に対する、例えば派遣の研修制度であるとか、それからあと庁内の研修、専門家を招いてね、そういったこともそうですが、その専門性がなぜ必要かというところなんですよ。そういう専門性を持った頭脳集団が、例えば政策選択、もしくは設置施策の決定において、それも果たす役割を首長としてどうとらえるか、そういう実は内容の質問でもあったわけです。

ですから、それは町長、答えていただけませんか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 町の職員に勉強しろということで理解しています。これからもそういう機会あるごとに、またそういう専門職の方々を招きながら前向きに検討すればと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） ぜひとも町長初めそういうお勉強をしていただきたいと思います。

2 番目が、行政内部の行財政運営システムの改革についてであります。例えば、財政運営における基金活用の効用、効き目ですね。効用でその余裕財源をその年度の支出にすべて投入するという支出主義、これは従来非常に多かったんですが、各自治体で。今日、そういう支出主義で今日財源不足に見舞われているのが実態であります。これでは、その内部的な財政改革の中で、政策選択の選別を厳しくしても、原資的に追いつかないであろうし、また人件費問題もむだを放置したままで、事務事業をカットしていくのは住民から見た場合には本末転倒だと、その改革は本末転倒ではないかという批判を甘受しなければならないのであります。この点について、町長自身はいかが認識されているのかお答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 漆田議員が指摘するのは行政の単年度決算ということであろうかと考えております。現在、過去においては私が町長になったときに3月ごろに一度ぐらい予算がこのぐらい余りましたよということがあったわけですが、今はそういうことは実際、単年度決算の中で本当に研究してやっているというのが現状でございます。そして、その中で、住民要望の強い生活関連事業についても事業予算の選択も当然のこととして行わなければ予算編成ができないと、こういうことでございます。

確かに、むだな予算があるとするならば、むだを省いてからでなければ事務事業の確保の改革はできないと、そう理解しております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） では、次にいきます。それはそれで、ただそれだけのことから。

ただ、さきの6月定例議会において、町長は同僚議員の質問に対する答弁の中で、合併後の政策メリットとして、1人当たりの財源負担の軽減を挙げながら、その政策の対応、形ですね、対応として男女共同参画社会の一層の進展や行政評価の採用問題、そして教育問題にも多少触れておりました。そのときにははっきり申さなかったんですが、合併後を想定した学校の統廃合問題について最終的に、そのときにどう対処しようとしたのかお答えいただきたいんですが。教育長でも結構ですが、お願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 学校の統廃合については町の将来を担う児童生徒のために適正規模での教育が成長過程において必要と考えております。長いスパンでの検討協議が必要であります。統廃合は必要と考えております。私が常日ごろ言っているこの合併の必要性の一つとして考えられることは南伊豆町は6村が一緒になったと、これも下田と同じ状況でございます。ということは、下田は1町5村、ですから、資料を開けば載っていますけれども、かなりの数の中学については2校、そして小学校では5校ですか。下田も4校の、そして7校と、中学は。そして、幼稚園については下田は12ですか、幼稚園と保育園で12。そして、南伊豆町が5と、そういう合併をすることによって私は前から言っておりますけれども、過去の清算という形の中でそういうとらえ方をしています。

ですから、合併という中で少しやらないと、統廃合はなかなかできないのではないかなと

というのが私の考えの一つでございます。詳しくはまた、教育長の考えもあろうかと思しますので、それ以降については教育長の方から答弁させていただきます。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 私、合併問題とちょっと切り離しまして、学校再編成問題につきまして私どもが持っている認識といたしまして、そういうものをちょっとお話をさせていただきたいと思っております。ご承知のように、小学校5校ありまして、3校が既に複式学校を持つ学校になっている。それから中学校の方も1校は考えているということで、もう一校も5年くらいたちますと3学級という形になります。このように少子化が急速に進んでいる中で、今の学校7校とも非常によくやっただいておりますけれども、やはりもう少し適正規模化して、より教育の効果を上げていく必要があるというふうなことを1点考えております。

それからもう一つは、やはり1万人の町に7つの学校ということは財政的にも非常に困難な問題の一つになっておるということで、この辺を解決していく一つの糸口にしなければならぬというふうなことから考えまして、主な理由は子どもたちによりよい教育をするための一つの場ということが主眼でございますけれども、やはり財政再建というようなことも兼ね備えますと、そういったことを検討する時期に来ているんだという認識でございます。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） この学校の統廃合問題というのは、実は大分前から引きずっております、一極集中化している、例えば県庁所在地であるとか、都道府県で言いますと。それから山間部の過疎地域というのが公平な教育の機会を与えられ、そしてなおかつ制度的にもそれを恩典があるという背景の中に、実は学校問題、教職にかかわっている方々の見解も実はございまして、全国的に例えば、学校の非常に30人以下学級の要求であるとか、そういう質の高い教育を与えようという現場の側と、例えば行政する側、行政する側というのは当然お金がついてまわりますから、そうすると、なるべくそれを極力スリム化して、効率のいい学校教育の質を上げようという面も実はあるわけです。そこに実際にかかわっている方のそれが一つのジレンマでもあるわけです。たまたま小中幼については市町村、自治体が主管になっておりますから、その中では、では具体的にどうしていくか。そして、前に釜田教育長が一生懸命努力された複式学級を解除するという目的で、南伊豆中学に1人入れてくれましたね、その自治体の単独措置の要素が非常に強いんですが。

そういったことと、例えば今言われたこととの論理構成上の動機がどうであるかという、

例えば今町長が言われた学校をおれは統廃合を合併したらやるんだと、そういうストレートな言い回しだと住民は納得しないんです。納得しないで、今回の住民投票に判こを押した人も結構いますけど、それとは断われなくてやったということもあるんですが。その辺の納得のいく明快な説明を、実はこういう議会の場で言う責務があるんです、町長自身が。改めてもう一度問うてよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 教育の本論からするならば、当然に小さな学校で競争するよりも大きな学校で競争した方が子どもの将来には役立つという大きな効果があるかと思えます。しかし、今そういう過去の投資という形でとらえるならば、一つのきっかけがなければ私はできないのではないかな、それが偽らざる考えでございます。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 町長のお考えはわかりました、今言われたとおりですね。

例えば、日本国全体を見てもそうですが、教育であるとか福祉を切り捨ててはいけません。すばっと。本当の大義があって、みんなが納得して切り捨てることは結構なんです。ですから、切り捨てる側にも先ほど言いました行財政改革の実施要綱の中にも、町長先ほど説明しましたけど、その中にはおのずとプライオリティがあるということなんです。そういうことを私は、この質問の項目で申し上げながら次のところへいきたいと思えます。

町長いいですか、では2番目いきます。

これから具体的な財政問題に入っていきます。ここ3年の基準財政需要額並びに収入額ですね、ともに減少傾向にあることは私も十分理解しているところでありますが、それぞれの額を圧縮させている大きな要因は何であると考えているのか。そしてまた、その改善策としてどのような考え方を持っているのか、まず町長にお答えいただきたいと思えます。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほど申しましたけれども、地方交付税を算出する基準財政需要額と基準財政収入額それぞれの最近の傾向につきまして、まず収入額は景気の動向、減税、特別土地保有税廃止、所得譲与税創設等の税法改正に左右されますので、年度ごと総額について上がり下がりしております。

需要額については平成13年度以降連続して総額が下がっております。これは投資的経費の事業費補正の廃止、単位費用の減額、さらに経常経費で単価補正の見直しに単位費用の減額となっております。単位費用については法律により、毎年見直しが行われております。全般的に毎年度策定される地方財政計画歳出には、町が負担すべき一般財源が財政需要額に算入されるので、この時点で基準財政需要額が決定され、その総額は抑制を受けた形となっております。これらの国の地方財政対策の結果により、本町は平成13年度から連続して地方交付税が減額となっております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） これは私も実はよく理解しているんですよ。こういうやむを得ないことは南伊豆町だけでなく、3,200の市町村は、一律自主財源の財政力指数が100%以上ある自治体を除いてほとんどそうであると。これは先ほど言いました国税と地方税の割合が6、4で、実はその地方に交付税として還元フィードバックするのは4、6だと。そうすると、その財源の行方としては4、6だということですね。その中で、例えば2番目の議員も質問しましたけれども、国の施策の反映を地方に押しつけただけのことでありまして、それをでは具体的にどういうはめ込みをするか。細かい計算式の中、単位費用の問題もありました。それから補正率の上限の問題もあるんですが。そういうことで、結果としてこうなってしまったということなんですよ。

ただし、その中で、その自治体の努力がどれほど反映するか、財政の運営努力はどれだけ反映させるかということが実はポイントなんですね。ですから、その辺を例えば、首長が執行者の最高責任者でありますから、そういう意識を持って、それぞれに当たっていかないとまずいということなんですね。ですから、それをちょっと改めてその姿勢だけでも結構ですけど、町長お願いしたいんですが。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 基準財政需要額と基準財政収入額との町長のかかわりということでございますけれども、先ほど申しましたけれども、基準財政需要額というものは経常経費、土木費、教育費、厚生費、そして投資的経費の中には土木費、教育費等がございます。それから、公債費として基準財政需要額の中にその他の経費として公債費等がございます。これもある面では国の方向づけで決まっていくものであり、町長が一番いいとするならば、基準財政需

要額をふやすという見解でするならば、人口がある面ではふえて、分母が大きくなるという、分母というより引かれる方が大きくなる。そのためには人口をふやす策というのも一つの術ではないのかと。

逆に、町税が上がるためのそういうのをやるならば、収入額が上がるということで、交付税についてはマイナスという考えもありますから、これからの一つのあり方として人口をふやすということも基準財政需要額をふやす策になるのかなと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 非常に答弁しにくいと思うんですよ。財政担当の課長でさえそうだと思います。ということは、つまりそこには施策が絡んでいるからですね。数字を並べて、例えばその自治体の財政診断をするぐらいなら学者がやっていますからね。その中で、例えば次の質問に入りますけれども、基準財政需要額並びに収入額ともに減少傾向にあるというのはわかっているんですが、その改善策というのは今言った人口の増ですね。当然人口掛ける単位費用がそれぞれの項目ごとの基準財政需要額ですから、ここで収入を引いたものが交付税の課税キャピタルなんですよ。ですから、片方においてはそうなんですよ。ですから、当然企業で言う損益分岐点を下げるためにはどうするか。売り上げを伸ばす、固定費を減らす、損益はもちろん下げる。それを一般の自治体でやると、例えば人口をふやす、それから支出を減らす、固定費を下げる。そして、おのずと財政力指数を上げるということですね。財政力指数そのものは標準財政基準額を、例えば財政収入を割っていますけどね。

そうすると、財政収入が当然上がってくれば財政力指数は上がる。でも、別な見方ももう一つあるわけですね。基準財政需要額がふえると、例えば財政力指数そのものは上がらないということなんです。そういう面も実はあるわけですよ、診断の一つの見方として。ですから、そこを例えば産業の再生であるとか、南伊豆町は観光立町でありますから、そういったお金のかからない施策を矢継ぎ早に出して、カンフル剤として人間を蘇生される、そういうやり方を片方においてはやらなければいけないということなんです。

ですから、そういったこともぜひ町長にお願いしたいと思います。ぜひそういう姿勢でお願いしたいと思います。

あと、細かい財政運営の総合的判断の問題に入ります。

今回、決算書として平成15年の決算通知をいただいておりますが、その中で財政力指数は依然として35%台、これは俗に言う3割自治ですよ。例えば、その財政運営の計画性につ

いては、何比率と言いましたか。実質収支比率ですね。実質収支比率が計画性の一つの指標になるわけでありますが、南伊豆町の場合はずっとその9点数パーセント、14年が9.2%ですか、15年度、今度の決算の資料の中では9.7%という数字なんですよ。その表、旧自治省はこれは具体的には3%台がいいよということなんです。逆に言いますと、この9.7%という数字は預金を下ろしたけれども、経過がなかったということなんですよ、見方を変えると。そうですよね。ですから、そういうことに対して、例えば今までの収入役あたりの言いわけは、翌年度の小口現金の資金を充当させるために置いたんだというのは実質収支額の残を2億数千万、毎年その金額で来ていますが、そういったことは実質収支比率の計算式からいきますとそうではないんです。基金、要するに預金を崩した、基金を崩したけれども計画性がなかったということですよ、高いということは。実質収支比率が高いということはそういうことなんです。ですから、その計画性について、町長はどう考えておられるか。今回の決算の数字、ここ二、三年の数字でも結構ですが、それについてちょっと認識を問いたいんですが。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 財政運営の収入についてですけれども、実質収支比率につきましては、以前に10%以下となるよう県の指導がありましたので、8%から9%台で推移しております。繰越金は翌年度の財源としてみますが、状況により本年度から繰越金も減額し、比率を下げることも検討させていただきます。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） そういう努力をぜひしていただきたいと思います。

計画性、例えばやたらと目的資金の基金を取り崩さないと、過疎債を充当するとか、それは内部的な基金の運用の問題ですから、それはそれでいいんですけれどもね。

今度は財政運営の弾力性について言います。

経常収支比率がこの決算書にいただいた数字の中では75%、そして今年度が79.2%ですね。望ましいのは75%ぐらいだよとっておりますが、これは経常一般財源総額ですね、収入の中の。決算カードございますね。町長、決算カードというのを見たことはございますか。

〔「見たことございます」と言う人あり〕

8番（漆田 修君） 見たことあるんですね。よく勉強されていますね。そして、その中で

実は性質別歳出の状況と、それからあと、歳入の状況の中の経常一般財源というのがありますね。それとの比率が例えば75%ぐらいが適正だよという総務省の行政指導なんです。何で75%にしているかといいますと、これは投資的経費の、要するに公共投資をやるためにそれを75%に抑えているということですよ。公共投資の部分をふやすためにそれを75%ぐらいが至当な数字であるという表現を実はされているわけです、旧自治省が。これは実際80%にいてもいいわけ、財政運営がうまくいってればね。80%でも85%でも何も問題なんです、ただ赤字でなければいい。実質収支比率が赤字でなければいいということなんです。ですから、例えばこれは数字そのものを見ると、確かに総務省の行政指導の数字にぴったりとに近いんです。その数字にぴったりに近いんです、財政上の弾力性そのものを見た場合は。これに対する町長の見解はどうでしょう。経常収支比率に対する当町の比率はいいならいい、悪いなら悪いと言ってください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本町の経常収支比率につきましては、財政の弾力性を示す数値で、歳入の経常一般財源に歳出の経常経費に充当の一般財源を除いて求めておりますけれども、平成14年度の決算のときには本町は74.2%と、そういうことで県下の42位と理解しております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） スポットで経常収支比率を見ると南伊豆町は悪くはないですよ。この決算書では県とそれから郡の平均との対応になってますけれども、決して悪くない。国全体では75%ぐらいが標準だよと言っていますけど、南伊豆町は79%ですね。悪くない数字なんです。これが意味するところは、ここで言う経常経費の充当の一般財源、その金額そのものが14年の例でいきますと24億1,900万、これとそれから経常一般財源の30億の差が、これは一般財源であります充当一般財源を含まないものですから、これは弾力をもってある程度財政運営には当たったよという見方でよろしいと思います。

ですから、例えば町長がこういう細かいことをよく理解して、財政が苦しいと、財政が危機だと、後3年しか持たないよということを言う根拠は、こういった細かい財政比率、もっと私話すつもりでいますけれども、もっと別な財団法人、地方自治協会の新財政診断という話も実はするつもりであります。ですから、そういったことを熟知した上で、どうしようもないよ、だからおれ、例えば別な道を選択するんだということであれば、私は納得しますよ。

本当に納得します。残念ながら全く納得できない。そういうことであります。

実は、総務課長には渡してありますが、新財政診断手法というものがここにはございます。これは総務省が出しております、例えば起債制限比率であるとか公債費比率、それから経常収支、財政力指数、そういったものとはまた別に現況の自治の数字があります。それとは別に、それを運営していく指標であるとか、それから自治体が持っている実質資産ですね、これはストックと言いますが、そういったストックの指標であるとか、そういったものを交互にクロスをさせながら自治体としての経営診断をすべきだと思います。今、これ具体的にやりますと30分かかってしまいますので、これはやめますが、こういったものも合わせて引用して財政診断のもとにさせていただきたいと思います。

それから最後に、ちょっと早いですが、最後になりますが、起債制限比率の関係をちょっと申し上げたいと思うんですが、実際には当町においては起債制限比率は非常に低くなっていますね。3年間の移動平均を持ってきていますね、3年分ですね。この3年を移動しながら起債制限比率掛ける3分の1でやってますから、そうすると、これが今年度はちょっと計算ができませんけれども、前年度が7.5%ぐらいになっています。実質的にはこれ、15%を超えるとイエローカードなんです。20%を超えるとレッドカードになっています。そういう意味でもまだまだ起債の制限の余地が当町にはありますよということなんです。ですから、例えば、今回の市町村合併で使った数値の中の起債制限比率というものは下田と比較して極めて南伊豆は余力があるということなんです。貨幣表現であらわれていない数字以外にもこういう比率が低いから、まだまだ例えば事業を起こすときにいろいろな制限はありますけど、事業を起こすときの起債制限比率としては極めて低い方に、良好な状態にあるということが言えると思うんです。

町長はこの辺の考え方はどう思われているのかちょっとわかりませんが、もしできたら、その辺の認識も賜りたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 公債費比率については平成14年度決算で13.8%で高い順位から県下で23位でした。公債費と標準財政規模との比率ですが、これが国が基準財政需要額で負担する公債費等の控除を配慮した額、そういうその数字でございます。

8番（漆田 修君） 町長、違う。私が言ったのは起債制限比率です。公債費比率ではないです。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに公債費の関係ですけれども、今8.5%ということで低くなっております。しかし、先ほど言った20%を超えると管轄単価ということになっておりますから、ただ低ければいいというわけでなく、やはり計画的にその事業を実行していかなければいけないと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） この話、途中でやめましょうか。町長、この決算カードというのをよくごらんになっていただけませんか。最終的に、これは各年度ごとに財務担当が都道府県の市町村課なりにこれを出しまして、それを総務省がまとめて大型のデータベースに入っているわけです。ですから、一目で静岡県22番ですから、都道府県名。22の何番、市町村コード、そして市町村類型というのがあつたんです。例えば人口規模と産業構造、それによって、類似団体との比較という表現は、この市町村類型コードによって比較をするということなんです。例えば松崎と比較してもだめなんです。静岡県にはたしか総務課長、3つぐらいありましたね、類似団体というのが市町村で。それとの比較なんです、財政の比較というのは。そういうことでありまして、この財政関係については、まだまだ私は経営診断していきますと、余力的にいい部分も残っていると、全くだめではないという判断を私は私なりにしております。まだまだ自立の道を選択するに十分な余力があると私は思っております。

それで、もうちょっと時間がありますので、最初にこれからの財政運営と財政の民主主義の課題、当町の課題ということに話を移らせていただきたいと思いますと思うんですが、最初に私、申し上げました6月の議会で下田市との市町村合併が否決されました。否決され、それを受けて議会は賛成した人も反対した人も、すべて入っている行財政改革委員会というものを組織をつくりまして、その中で、例えば個別の行政改革分野と財政改革分野でそれぞれ議論を重ねております。議会としてはそういうところへステージが移っているわけです、舞台が。その中で、それぞれの議員が案を持ち寄りまして、そういう改革のためのツールを出し合っております。私のことをちょっと申し上げますが、行財政改革のための行政評価システムという、40ページぐらいの非常に少ないレポートですが、そういったものを出して、南伊豆町用の行政評価という案を委員会の方に出しております。これは近々、藤田委員長の方から中間報告というものが町民に対して、もちろん執行者に対してもあると思いますが、そういっ

たものを真摯に受けて、それを実のあるものにしていただきたいと思います。

行財政改革は確かに議論は沸騰しております。議員の裁量の中で議論してますから、非常に学術的な、学問的に深いものではないんですが、あくまでも現状経営の域を脱して、あるいは行政経営、最終的に政策経営の段階まで進むような前向きな議論をかなりしておりますので、ぜひとも町民に対しても、私たちはアピールするつもりでおりますが、行政執行者としてもそれを取り入れて、ぜひ合併するからとか、しないかということとは別問題にして、それを受け入れて自分なりに咀嚼して、それを行政の施策に反映するというような態度でぜひお願いしたいと思います。

中途半端な時間ですが、私、本当はもっと長くやるのが一つあったんですが、その辺ちょっと、町長との認識が違いますので、それ以上深くやる必要がないと思いましたが、それはやめておきます。

この辺で私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（齋藤 要君） 漆田修君の質問を終わります。

55分まで休憩をいたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時55分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、質問を再開いたします。

渡 邊 嘉 郎 君

議長（齋藤 要君） 10番議員、渡邊嘉郎君の質問を許可いたします。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 通告書のとおり、一般質問をさせていただきたいと思っております。

私は6月の定例会のときにも同じ質問をしたわけですが、今回も市町村合併について質問をしたいと思います。

まず、冒頭に町長にお伺いをしたいと思います。合併に対して町長の取り組む姿勢を聞き

たいと思います。よろしくどうぞ。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併に対しての取り組み姿勢ということでございますけれども、私は最初からこの合併については行財政改革、それと地域サービスの低下を防止すると、その二面性を私はこの合併について求めたいと、そういうことは最初から言っております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） それは町長わかるわけですが、私の思うところでは、どうももう一つ、何か一步足りないところがあるのではないのかなというふうな気がいたします。

そこで次の質問でございますけれども、住民発議による合併協の設置についての請求がありました。その中で、住民署名を行い、そのことについては私は中身のことはどうとは思いません。しかし、ご苦労なさって4,173名、有効が3,828名という署名を集めてくれたことに対しては、私は議員としてとってもありがたく、真摯に受けとめた中で、このことをお伺いをしたいと思います。

町長はこの件について、この間30日の全員協の中で、合併特例法に基づく住民発議の経過説明がありました。そういう中、8月9日に南伊豆町長は下田市にこの件を議会に付議してくださいよという申し入れをしたわけでございます。その申し入れをする前に、私どももこの件は重く受けとめておるわけです。合併も重要に思っております。そういう中、何で町長は議会と行政と両輪のごとく進むのだったら、下田市に申し込む前に私は相談をしてほしかったわけです。何で相談がなかったのか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 住民発議の件でございますけれども、この下田市長との会合等一連の流れというのは合併特例法第4条に沿って進めなければならない、法律に沿って進めなければならないと、そういう条項がございますので、それでご理解願いたいなど、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 町長、それはわかります。しかし、1市2町の河津と南伊豆と下田

との合併が12月に解散になったわけですけれども、そのときも河津と南伊豆町と下田市との合意書に議会にも相談なく判を押したわけです。そういうことの流れの中から、私も3月の定例会のときに、私はその質問はさせていただきましたけれども、そのことはいずれにしましても、町長もこの住民署名を重く見るなら、私たち議員も一緒だと思います。それを何で下田市に申し込む前に議員に相談がなかったのかという、私は質問をしているわけです。もう一度聞きたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 相談がなかったかというふうなことでございますけれども、そのときは4,173名、そして有効が3,828名と決定されているわけです。ですから、それを議員の皆様方に報告するというところでございましたけれども、私たちの方は再度申しますけれども、その法令にのっとってやっとなら、結果的にはやったということでございます。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） いや、町長、それを聞いているのではないんですよ。私はその3,828名の有効があったというのはわかります。それはわかっているんですけれども、そういうことでなくて、下田市に持っていき、これを下田市の議会に付議してくださいよという申し込みをする前に、南伊豆町としてはこういう住民請求があったんだよということを議会に相談をしてほしかったなということで、何で相談がなかったのかと、私は質問をしているわけです。もう一度お願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 住民発議の結果について、なぜ付議する前に議会の方へ相談しなかったかと、そういう件でございますけれども、私たちの立場とするならば、6月の中で否決という事実があるわけです。そして、ではそれをもし相談した場合どうなるかと、そういう考え方もあるかと思うんです。ですから、私たちの方とするならば、基本的な考えとして6月の法定合併協議会というのは、あくまでも合併の是非を含めた中の協議ということでございます。ですから、私は皆様方とちょっと意見が違ってもいいかもしれませんが、協議ならば賛成してもらいたかったなというのが前提にあるわけです。そういう考えの中で渡邊議員とちょっとその辺は見解の相違があるかと思いますが、私は法律にのっとってやらせて

いただいたと。ですから、6月の結果的には私が意図したと反したという形があるかと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） それは今、町長の答弁はわかるんですけども、私は12月に解散した以降、1市1町の合併を進めてきた中で、6月定例会に法定協の設置をしたいよという議案提案がありました。それまでの間に、では議会と話し合う場が何回あったでしょう。私はそういうものがないから反対をしているわけです、議論の場がなかったから。そして、今回もまた、これを下田に持っていく前にも何も議会につんぼ棧敷で持っていき、下田市の方が先に知っている。いつ持っていったのか、僕は新聞を見て初めてびっくりした。そういうことではなくて、やっぱりガラス張りに、こういうものはこういうふうにしてきたんだけど、下田へ持っていく前に議員の皆さんどうでしょうという相談があって、私はしかるべきだと思います。それが南伊豆の町長の考えている合併に対しての私は姿勢であるかなというふうに思います。それが非常に残念なわけです。

〔「そうだ」と言う人あり〕

10番（渡邊嘉郎君） そして、そのことは町長、今後どんなことがあっても、ちょっとしたことでもいいですから議会を使って、そして議員に相談をして、そして進めていただきたいということを私は要望しておきます。

町長は、住民投票とアンケートはやらないというふうにきっぱり言い切っているわけです。私も住民投票は賛成はいたしません。しかし、住民アンケート、もしくは今後、どこでも合併を進めていくに準備として、私は前から言っているように、南伊豆町独自の議論の場を設置していただきたいなというふうに思います。それは34行政区があります。その中の区長代表、あるいは産業団体、そして学識経験者、もちろん商工会、そしてPTAも中に入れた中で、行政と議会と一緒にその議論の場を今後設置していく考えはないのか、それをもう一度聞いておきたいと思います。どうでしょう。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 渡邊議員のご質問は単独ということでございます。町は、その方向で何かできるならば、合併ということは今考えておりますので、その結果とっては何でしょうけれども、一つの考え方として私は尊重します。ということは、渡邊議員が一般質問を提

出しました。その中に、そういう条項があったのかと。事前通告制という形の中で、どういう案かなということを正直言って聞いたと思います。そして、それはいいなということの内心は思っていたんですけども、残念ながら、この8月30日に全協の中でそれが話題にならなかったということ。ぜひ私とするならば、その案で折衷案があるならば本当に助けて欲しいという気持ちがあったわけですけども、それが話題にならなかったということで、その件については残念だなと。案についてはいいとは思いますが、その30日の全協について議題にならなかったのが残念だなと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） いや、町長、私はそういう議論ではないんですよ。私は合併は何も反対もしていません。むしろ合併を進めていく方だと思います、考え方とすれば。

しかし、町長、議論の時間がなかったと私は言っているわけです。そして今、今後どこでも、私は合併しないということは言っていないですよ。明日の本会議に上がってくる提案事項、もちろん出ているわけですけども、そのことに対して私は反対とも賛成ともまだ言っていない。しかし、そういう中、やっぱり今後、いずれにしても、今回の本会議で通る、通らないは別にしましても、そういう議論の場を私はつくっていただきたいと、そして法定協を立ち上げるなら、それと並行して立ち上げていけばいいという私は考え方なんです。それをもう一度、設置をするか設置をしないか。それだけを聞きたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私はさきに合併ということで話しをしましたけれども、法定協設置とということがある前提条件ということでありましたら、私は本当に喜んで賛同しなければと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 取引条件でなくて、町長。私の言っているのは先に議論をする場を、法定協を立ち上げるよりも先に議論の場を、南伊豆町独自の協議会の場をつくっていただけますかということを私は聞いているわけです。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 考え方としてはいいんですけれども、私たちは平成17年3月という期限があるわけです。ですから、本当に時間的な制約があるもので先走った返事をしたのかなと、そう感じております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） そうすると、あれですか。法定協を立ち上げる最終リミットというのは町長、いつまでです。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 少なくとも10月の本当に初旬と、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 10月初旬ですか。いや、私は聞いているところだと、10月末までに立ち上げていただければ、何とかなるのではないかなというふうな話を私は聞いているわけですけれども、そういう中、合併をどんなことをしてもしていくんだという町長の姿勢であるなら、私は後の残す時間に精いっぱい努力をして、一分でも二分でもあれば、やっぱりそれに努力をしていく。時間がないとか、あるとかではなくて、やっぱり夜、昼、それを議論していく場を先に私はつくって行って、そしてその中でもって法定協を立ち上げるなら私は立ち上げていけばいいと思います。それが第一ではないのかなというような気がするわけですけれども、町長の意見とちょっと私は違いますけれども、どう思いますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今回は一応、住民発議による請求というのが出ているわけです。ですから、それを第一義に考えなければと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） では、これ以上質問をしても先に進まないわけですが、いずれにしても、私は私なりの考え方を述べて要望としておきたいと思います。いずれにしても、その議論の場をつくっていただきたい。そして、その中で私は必要なら下田との法定協を10月末までに立ち上げればよかったら、努力をしていくという姿勢を持っていただ

きたいということを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君の質問を終わります。

横 嶋 隆 二 君

議長（齋藤 要君） 次に、12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） それでは、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

今議会は6月議会でも焦点になった合併の問題が引き続いてその後、住民発議等々の取り組みもあって、まだこの問題に決着がついていないというか、むしろその6月議会からの流れの中で町長当局の姿勢、そして自治体としてどういうあり方をすべきかという点について質問をしたいと思います。

まず、通告書にありますけれども、通告では大前提の一般論について。岩田町長は昨年1月に2期目の町長選に当選すると。その前の平成11年に1期目の当選をしているわけですが、岩田町長は自治体の運営、この南伊豆町の長としてこの将来像、合併とか何かではなくて、町のあり方、あるいは進め方、これについてどのように考えておられるか。この点をできる限り10分でも15分ぐらいでも、ちょっとお聞かせいただきたい。どういうふうに住民生活を見ながら、この間5年たっているわけですが、そうした町長になってからも含めて、基本的な考え方を答えていただきたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 基本的な自治体運営についての基本的な考えということでございますけれども、私は常日ごろ考えているのは、私の好きな言葉として「政治の王道」ということを常日ごろ言っております。誠実な心を持って町民に奉仕する、これは地方公務員法、憲法15条第2項により公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でないと、奉仕という形の中で私は基本的には考えております。

そして、平成11年度を考えるならば、そのときの日本国の現状を右肩上がりの行政から方向チェンジしなければいけないと。ですから、その結果として箱物行政はできるだけ避けな

ければいけない。そういう形の中で私はこの5年間やってきたつもりでございます。

要望などについても、やはり生活に密着したことが前提条件と、そういうことです。そして、その間に主権在民という形の中で私が100回を超える地区懇談会を行い、そしてそれぞれ住民の意識がそれなりに上がったのかなと。そして、町の職員に対してもアンケート等々を実施し、そして職場の要望等も聞き、常に公務員は住民のサービスを受け持っているんだと。常に後ろ姿を見ているということで、それなりに勉強会等々を開いているつもりでございます。ですから、私が、これからの自治体の経営ということを経営的に考えるならば、少子高齢化、高度情報化社会、そして国際化社会の進展があるわけです。そういうことを私たちは真剣に考えなければいけない。そして逆に言えば、環境問題であるならば、環境は悪化の一途をたどっているわけです。

ですから、私はまちづくりの中で、この環境を中心にすえ、南伊豆町の本物は何かという考えの中で、水によるまちづくりということを考えておまして、ということは南伊豆町の人間性を考えたときに57キロの海岸、そして自治区の地区、そう考えたときにこの本当に広い南伊豆町を一つにまとめるには共通項が必要である。そして、地区懇談会等々を踏まえた中で、まちづくりの一つの目安として水が共通項にあるのではないかと。なせがというと、環境に一番影響を受けるのは水でございます。そして、その水というのは、この南伊豆町を見たときに天城に降る水ではなくて、下田、南伊豆町の分水嶺で、そして松崎、南伊豆町の分水嶺でと。ですから、この水をいかにきれいにすることによって環境を取り戻すことができるかなということも考えております。

しかし、この市町村合併という大きな流れの中、そう見たときに、私は国の流れの中に乗せるのもひとつの町長の仕事というのが私の持論でございます。ということは、700兆を超える借金の中で、本当に単独でやって南伊豆町の町民の将来を考えることはできるのか。少子化、高齢化ということを経営的に考えたときに、南伊豆町が消費税でかなりのウエートを占めているということを経営的に考えたときに、日本国の経済は決して右肩上がりではございません。当然に交付税は削減される。そういうことを考えたときにこの辺でひとつ方向チェンジをしなければいけないのかなというのが私の持論であり、そして少子化ということを経営的に考えたときには、福祉関係の費用の増大、そして人口減少による負担増、そういうことがあるわけです。ですから、私はこの南伊豆町的基本的な認識として、そのひとつの流れに乗せるのも私の仕事ではないのかなと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） それだけですか。それだけね。いいです。

いや、これまでも、こういう議論をしてきて、1期目に出たときに、原点に帰る町政、中身をいろいろ確かめてきたんですけど、おおよそ当初の、私は民間から入って公務員の頭を変えるだなんて言っていたわけですけど、町の存立をどうするかというときに、この程度の町の考え方でずっとやられていたのかというと、本当に情けないというよりは憤りなんです。

世間ではこの深刻な不況の中で、本当に犠牲者が出ているんです、南伊豆町でも。それで必死でどうやって生きようかということを考えている。その中で今、6分間話をしてもらったんですけど、私、1時間話されたって基本的な理念があればいいのかなというふうな思いもあった、それでもできないのであれば。ところが、わずか6分の中に、この南伊豆の住民の姿が全く出ていないんですよ、水だなんだ。誠実だ、全体の奉仕者だなんていう話は後で言いますけれども、南伊豆の住民の姿、この半島の先端で産業が乏しい中で必死に苦勞しているお年寄りから若い人たち、南伊豆は最近、この地域に来て農業もやっていきたいという、そういう移住者がこれはかつての団塊の世代が移住してきたときとは違う要素の中で移住者が来ているという実態もあるんです、関係方面が聞いていると思いますけれども。

そうした中で、財政が本当に深刻、財政というか世間の経済が深刻な中で、今の程度のことと町のある方を見ていると。これは行革特別委員会で私、余りお金のことを言うのは嫌なんですけれども、町長も公務員の頭の中身を変えんとか何か言ってきましたけれども、特別職のを減額する前ですよ、15年度の南伊豆町長には給料月額72万円払われて、864万円の年額、期末勤勉手当が364万円、合わせてそれだけでも1,200万円の給料を支払うと。それで4年ごとの任期ごとに退職金を支払うために年間400万円弱の共済掛け金を払って、その負担額は1年間に1,614万円ですよ。ちなみに助役は1,317万円、収入役は1,164万円、合わせて4,000万円弱の、今の三役の代表としてのことは、こんな政治認識でこの町政をやられていたということ。わずか6分間、このあえて法定協をやってほしいという中身がこの程度の中身で語られると。憤りを乗り越えて、まさに何のために町政の場に出てきたということが問われると。

最後に結論を言いますけれども、こういう点、一方で、私ちょっとこの場でも紹介しますけれども、35歳で町の公務員でニセコの町長に大学を出て奉職して、係長から町長になった逢坂誠二さんのニセコのまちづくり、住民が4,500人の町と、ここの半分ですけども、冬はスキーでも有名ですけども、半年以上は雪に閉ざされる辺地です。札幌からもそんなに近

くないし。こういうところで、子どもからお年寄りまでそれぞれの階層で代表を立てて、まちづくりの基本条例を、これは就任してからすぐにそういうことに着手してやってきて、今これに出されるだけのことではない取り組みをしているんです。こういう自治体はほかにもありますけれども、こういうところと比べても、何のために町政の場に出てきて住民がこの苦しい中でやっているのを、言葉では住民生活は大変だと言いますけれども、町長は日常的には自分の町長に出る前の職業である司法書士の仕事も同時にやっている、そういうこともあえて言いますと、本当に私は首長の姿勢が極めて問わざるを得ないということをもっと最初に言っておきます。

次に、質問では、地方交付税決定に当たって、どのように認識しているかということですが、これは端的にお答えしていただきたいんですが、地方交付税が確定してすぐに出た静岡新聞が伊豆市を例に挙げて合併しないときよりも、いわゆるそれが一本算定、机上の論理なんだけれども、一つの市とした場合の交付税の額と、それと現在の額と比べてふえた、ふえたのはうそなんですけれども、そういう書き方をしている。そういう伊豆市の例もありますけれども、町長は7月の地方交付税の決定に当たっての内容について、どのような認識をされているか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 地方交付税決定に当たっての認識ということなんですけれども、7月27日に決定した本町の平成16年度普通交付税は前年度より0.3%、502万3,000円の増、16億8,341円となりました。県下69市町村の前年度比で平均19.8%減でしたけれども、安心したと、そういうところでございます。

ただ、本年度は他県での自然災害等の影響により現在のところ、特別交付税の減額は見込まれておりません。普通交付税の増への要因といたしまして、基準財政需要額の単位費用の減額等により、経常経費、投資的経費の行政項目のほとんどの経費が減額となる中で、保育所の運営経費の一般財源化による社会福祉費、また72歳以上の高齢者保健福祉費の増額で、基準財政需要額全体では4,432万4,000円の増額、19億8,160万円となり、一方、基準財政収入額も所得譲与税が新設されたことにより、全体で1,593万8,000円増額で、9億2,214万7,000円となりました。差し引き調整後、普通交付税は16億8,341円の決定となりました。このことによりまして、財政力指数は0.35となり、県下69市町村の中、62位となっております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） この点で地方交付税の決定に当たって、先ほど伊豆市の話をしてしましたけれども、合併して間もない伊豆市ですね。この伊豆市の町長、合併したら緩やかなリストラができるとか、算定特例があるということをお前議員の質問でも答弁されていましたが、それとこの交付税を含めた決定について、どのような認識を持っておられるのか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 交付税の査定ということでございますけれども、私どもがこの交付税の査定ということをお今、下田、南伊豆町の平成13年度ベースで考えておりますのは、あくまでも案でございますけれども、これによりますと、新市合併後の本来ならば3万7,000ぐらいの町村になった場合、交付税は計算上は37億4,290万8,000円ということでございます。平成13年度の単独分が下田市は23億5,507万5,000円いただいております、南伊豆町は18億9,638万円、そして合計で42億4,571万3,000円と、この合計から要するに3万7,000の市になった場合は、国の方の試算によりますと37億4,000ということでございます。その差額が5億280万5,000円と、当初はそうなる予定でございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 今、余り合併、合併というものだから、伊豆市のこともある程度調べられているかと思いましたが、伊豆市の場合は、県が公表したものでは、やはり保育所補助費の交付税算入ということがありますから、普通交付税で1億4,320何万というのが一応見かけ上増額になっておりますけれども、実態としては9町の交付税を足した普通交付税よりももちろん平均、事業のあるなしでもって交付税の額が決まったりするわけでありまして、やはり合併した自治体といえども基準財政需要、これの算出が全部変わってきているんですね。そこだけは例外だということではない。なもので、算定特例を含めてもこういう状態であると。

町長はよく合併して緩やかな公務員のリストラ、人件費がリストラできるということだが、あの町は4町合わせて500人以上の職員を抱えることになる。ところが、これは合併しようが、しまいが職員の緩やかなリストラ、これは最大限やっても勸奨退職、それと不補充、補充と退職の差を広げて計画的にやるという以外ないんです。そういう点、面積は違っても類似団体の比較等々もありますけれども、面積はうんと狭いですが、人口規模が同じ

函南町、ここが人口が4万で職員が220人、ここと単純に比べた場合に300人の職員をこれをどのように調整していくのか。これが今、最大の課題というか悩みの種だと。一方で、基準財政需要の算定は、これは減ってきているということで、頭を抱えている。ここには、町長、緩やかにリストラするような余裕がありますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 単独でいくということになりましたら、かなり難しいのではないかと。ですから、私は最低でも下田市と南伊豆町で合併するならば、当然400だと、そう伺ったと。そういうので、かなりの人の削減が当面できると。そして、先ほどから賛成、反対あるかと思えますけれども、そういう施設の統廃合、そして給食センター等々のそういう合理化を図るならば、定年退職をしてそれを半分補充するというので、私たちの指標では、平成25年に100人が可能と、そういう資料も出ております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） この実際にやった場合に交付税、算定特例も含めてそれほどふえるものではない、むしろ大変だと。これは賛成、反対とはではなくて、リアルにこれを見て、静止して、結論ありきではなくて、冷静に事実を見て考えて、これは大変なことは大変ではないですか。だれが考えても公務員というか、職員の人件費を圧縮する上で公務員の数を凝縮していくと。これは単に財政が大変だという裏腹を返せば、税収が少なくなる。将来的な人口も、これは人口動態はもちろん軽視できませんから、それに見合った自治体の運営を考えていくという、本当に地に足がついた自治体財政、自治体運営をしていくという点で、これは当たり前のことなんだけれども、では、それがすぐに合併に結びつくかということはいかないところがあるのではないかとということで、そこところは町長、見てしかるべきではないかというふうに思うんです。

これ、ちなみに単純に人口規模で言いますと、函南町3万9,000、下田市は町ではなくて、これ人口は下田市は2万7,000で、市ですけども、約2万8,000ですね、14年度の決算カードで2万7,500、そうですね2万7,000ですね。これで職員の数272人、函南町よりも50人も多いわけで、そうすると、函南町よりも50人多くて、同じような財政運営するとなると、南伊豆町の現在の職員分を合わせたリストラをしなければならないのかと。財政の中身だけで言うと、こういうことも言われる。それが緩やかなリストラになるかということそうではな

い。そういうことも一方では言えるのではないかというふうに思うんです。この点、いかがですか。これ簡単に。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は下田市と南伊豆町は同じ問題を抱えていると認識しております。ということは、下田市は1町5村が一緒になり、南伊豆町は6村が一緒になると、そういう形の中で、下田市、河津町、南伊豆町が合併が廃止になったのもその過去の生い立ちの違いがかなり影響しているのかなと。ですから、同じ環境同士でお互いに切磋琢磨するならば、本当に行財政改革、私は可能であると考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 河津が12月に抜けた、離脱した中身は全然違いますよ。この合併した背景の南伊豆町だって昭和の合併と違いますし、何ていうんですかね。事実をリアルに見詰めて、それに真摯に答えていただきたい。6月議会、3月議会、すべて河津が抜けたのはきちんと自分のところで財政シミュレーションをやって、そして合併したらどうなるかということを見据えて単独の道を選んだわけですよ。河津の町長も言っているでしょう。それを生い立ちの違いだなんて、今思いついたようなことを、もともとそんなことを合併だ何だ言われたらたまらない、本当に。

答弁を求めてもしょうがないので、次にいきますけれども、財政運営についての認識。合併しなければしょうがない、合併しなければしょうがないとあなたは言うんですけれども、先ほども議員の中で、財政見通しの中でずっと赤字だと。平成10年から1億4,000万だかの赤字が続いて、18年度に5億5,000の赤字が19年度に4億9,000万の赤字。これをよく近づけてみると、普通建設事業が平成18年度に106%、前年度比ですよ。19年度は前年が106ふえたから減るけれども、17年度よりも1.5倍ぐらい多くなっている。これはあなた、18、19年度に何を予定しているんですか、普通建設事業。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 当方としては、庁舎建設ということを考えています。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君）　こんなの初めて聞いたことで、どこでこんなことを言ったのか。しかも、この財政見通しはことしの2月につくっているんですよ。議会には一言も言わないでこういう計画をつくって、赤字だからやれないだ何だ。これは議会軽視どころか、議会無視ではないの、町長。何、この計画は。財政が大変だ、大変だと箱物やらないと言って、ことし、来年、これは保健福祉センターだって、その前の年にやっていたら国庫補助もっと降りるのに、5,000万自前を出して、一般財源から5,000万も出さなければならないのよ。それで、何で18、19年度に庁舎建設するの。最初に言ったことと違うじゃないですか、答えて。

議長（齋藤 要君）　町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君）　庁舎建設については、一応建設から45年経過しております。耐震度ゼロの庁舎の中でやはり職員を働かせるというのは大変危険でございますので、私たちの方もその予定に従ってやらざるを得ない、そう考えております。

議長（齋藤 要君）　横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君）　それ、さっき聞いたんだけど、あなた、この間、6月に私言ったでしょう。この間質問してきて、50年以上もたった保育園が耐震度ゼロですよ。よしんば庁舎、人命が損なわれてはしようがないけれども、すぐに外に出て、大人なんだから、この本庁が潰れても、防災センター耐震性出ているのではないですか。ここの庁舎何人いるの、100人ちょっとでしょう。手石保育園は120人、ゼロ歳から預かっているのよ。耐震性の診断もする価値もないというところをそのままにしておいて、あそこ、飛散防止フィルムだって、やっとことし始まるだけでしょう。ガラスの飛散が防止できるだけで、屋根が潰れるんですよ、全部。木造ですよ。よくも言ったものだと思う。2回目だ、これで。だから、あなたの言っている町の運営、自治体の運営、町長としての中に町民の視点が一つもないんだ、どうだ。答えなさい。

議長（齋藤 要君）　町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君）　あなたの言っている幼稚園の手石保育園ということですがけれども、当然町村合併ということの流れの中で、幼稚園の統廃合というのが出てくる予定でございます。ですから、私がそういうことも前には言ったつもりでございます。

議長（齋藤 要君）　横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 町村合併はあなたの一存で決めるものではないの。財政運営についてだって、これからやっていくけれども、こういう乱暴なこと、手石保育園についてだって耐震性の問題は言ったけれども、何もすぐ箱物つくらなくたってやりくりだっているいるできるのではないですか。議会の行革検討委員会というのはそういうところまで踏み込んで考えているわけで、では、あなたはこの大変だ、大変だと言うわけだけれども、この5年間、その大変な中で先ほど一番最初に箱物行政はやらない、右肩下がりの中でやらないと言ってきたけれども、この間の財政運営、もうさきのものはこんなもの、もう認められないですから、庁舎建設なんていうのは認められませんかから、これはここで打ち切りますけれども。

あなたはこれまでの財政運営に関して、どういうふうな立場、具体的にこの点、答えてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は公共事業にするならば生活に密着した公共投資ということでやっております。そして、今の経営に合ったようなむだを省くということで、この課長以下、勉強会等々も開きながら経費節減、先ほども5,000何百万とありましたけれども、そういうことも実際にやっており、現在の財政に合う投資ということを心がけております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） そういう心がけで、その裏付けとして、財政の流れについてはどういふふうに見ていたか、追加で答えてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 財政の見通しという結果から言いますと、この日本国の経済不況という形の中で、南伊豆町はかなりの減収、交付税も減額になっており、町税も減額になっている、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） だからどうしたんだということを聞きたいんですよ。5年間、毎年1,600万もの給料、3人合わせて4,000万近い血税ですよ。本当に犠牲になるほどの人が出て

いる中で集めた血税、町税が減っていると言ったって、この半島先端の企業も何もないところで、みんな代々築いてきて、それはそれはそういうところにこそ歴史を認識してもらわなければ困るんですよ、血と汗のにじむ思いで。あなたは3月9日の湊のコミュニティーでの税収の認識について、私は下田の31億の税収に興味あると。南伊豆は9億で少ない。そのときに、それを受けて、その後の委員会で町民から給料をもらう資格ないと言ったんだけど、まさに今の認識なんて全く大変だ、大変だ。要するに、国の施策に乗るというよりも、それも今、合併に乗っているところであっても、今の地域、町の形態の地域をどうやって守るかという認識を持って住民投票でそういう賛成の結論が出たところは進んでいる。

ところが、あなたには財政の深い洞察やあれは一つもないのではありませんか。今、三位一体の改革は、ことしは2004年度、16年度ですけれども、まともな首長であれば、財政の動向、これはあなたが就任したのは1999年ですけれども、基準財政需要の動向というのは、2000年が頭で一番多かったときのバブル主導期の1985年を100としての指標は2000年が最高で、179.5%、これは基準財政需要額、ここでは30億あった。ところが、あなたが就任して以降、2年目でピークだったんだけど、2001、2002、2003年で、ことしの収入はまだ計算していませんけれども、去年の15年度、基準財政需要額の算定が154.4%、85年度対比で、25%落ちているんですよ、25%。

では、かといって交付税がべらぼうに落ち込んでいるかということ、若干もちろん落ち込んではいるんだけど、それでも先ほどの質問者が述べたように、決算カードでの南伊豆町の14年度の経常収支比率は減税補填債と臨時財政対策債を除いた場合で79%、それを入れると75.2%、そういうまだうちには余裕がある状態があると。しかし、なぜ決算で赤字なんだ、公共のことをやるのかと。これはあなたが箱物をやらないだ何だ言ったけれども、2000年、三位一体改革の前に税財源の見通し、地方分権の方向が出されてから国が締めにかかったと。これが議会の中でも繰り返し言って、この財政のあり方を精査しろというふうに言ったはずですよ。2000年の第4次総合計画のときにもそれを言って、あのとき大もめにもめて、最終処分場の計画が13億だ、14億だの計画はとんでもないと、そのときもやりましたけれども、あのときの結局、基準財政需要が少なくなっても、いわゆる基金の積み立て残高と標準財政規模、これとの割合が均衡していれば、これが比率で債務との関係で100前後推移していれば何でもありませんよ、見せかけ上は。

ところが、去年度、これが2000年度がその比率が76.3が2001年、あなたが町長になって実施的にいろいろやり始めてからですよ。2001年はその費用が100になって、2002年が111。専

門家の見方では、どの自治体も税収の流れと基準財政の算定の流れから、やはり出を抑えて、そして健全財政をする。行財政改革が言われたのは平成11年実施計画ありましたが、これはこれ自身、相当甘いもので、全体像を出していないわけですが、こうした中で、あなたがやってきた中身はなぜこれがふえてきたかという、いわゆる投資的な経費、普通建設事業が大幅にこれをふやしてきた。生活密着だからいいとかというわけではない、箱物建設事業ですね。中身の見直し、こうしたことも本当にやってきたかと言えば、やってこない。自分がやってきたツケを、この赤字がここから大変だからと言っても、普通建設事業を大幅に伸ばしてきた経過ですよ。

それで一方で、税収が落ちてくれば普通はやはり、ここで振興策を考える。私もこれまでも移住者に対するふるさと財団、あるいは伊豆定住対策、これはNPOなんかでもやっているけれども、真剣に考えろって一般質問でまともに自分の考えを述べない。やっと今日は何か議場では答えていたけれども、これは裏付けにも町長が就任してからの日でも、いわゆる今どうのこうの、財政力が低いだなんだ言っても、町が本当に生き生きとしていく、町が稼働する産業振興にゼロに近い程度のことしかやらなかった。農林水産業費の比率を合わせて、農工、商工が11年から15年度、去年の決算までのですね、6%を超えたのは商工費があれば大体11%が最高、合わせて。それほどこの一次産業、南伊豆の一番魅力を引き出して、そして生き生きできるところがこれだけのお金しか使わない。一方で、普通建設事業にどぶどぶお金を使う。その商工、農水の予算にしても、農業振興あるいは商工振興費は極めて微々たるもの。これで財政が、あるいは事業が好転していく見込みはありません。

こうした財政運営をしていて、大変だから合併とかというのは自らの失政、この放漫体質を住民に転嫁して、しかも、これをこうした中身をもみ消しにする、そういう中身ではないか。どうですか、町長。簡単に教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 農産業費に対して建設業費が多いではないか。私が就任したときからそういう指摘でございますけれども、私が就任したときにもう下水道は完成しておりました。完成した以上は、やはり普及を図らなければいけない、私はそういうことでございます。そして、一番緊急だったのはダイオキシン、あれが清掃センターがダイオキシンに汚染され、国の法律によってダイオキシン対策、これが8億3000万ぐらいかかっております。また、三浜小学校については私も悩んだわけですが、やはり防災上の見地、そして、子浦・三

浜地区の要望もあり、私は建設したわけです。

それから、仲木下水についても、やはり環境ということで私はやったところでございます。そして、一つぜひ生活に密着したということで私をPRさせていただくならば石綿管の布設替えということは、15キロあった石綿管を私が半分以下にしております。そういうことで、私は環境に配慮した事業についてはやらざるを得なかったと、そういうのが本音でございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 私は、いわゆる産業振興の問題、この比率としてもほとんどやってこなかったと。それは、首長として、今税収が少ないだ、そして赤字が大変だ。しかしながら、財政の運営の指標としては悪くない、経常収支比率にしても余裕がある状態で、こうしたことを理由に合併を推進する根拠は全くないと言わざるを得ないんです。これは「地方議会人」ですけれども、ここに人口1,200人の高知県の馬路村というのが紹介されていますけれども、やはりここは財政力指数が15%ですね。こういうところでも自立の取り組みをしていると。これが本当に地域、それと地域の状態に根差してやっている、そういう取り組みが幾つもあるし、そこが首長が住民のところに本当に向いて一緒になってまちづくりをしている、ニセコもそうですけど。そこを肝に銘じて欲しいということで、次にいきたいと思えます。

次は、直接請求署名の受けとめ、直接請求署名とのかかわりについてちょっと簡単に問いますけれども、6月10日に議会で否決したものと同一合併協議会についての直接請求署名が7月1日に上がって、それが出されてきました。まず町長、6月議会で合併協が否決されたわけですけれども、あなたはそれを受けて、どのようにこれを中身を受けとめたのか、その点をお答えしてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併協議会否決の受けとめ方ということでございますけれども、私が第一に感じたのはなぜという疑問符でございます。ということは、合併協議会は下田市との合併の是非を含め協議する場ということで私は考えておりました。現に下田市・河津町・南伊豆町合併協議会は昨年12月19日、各自治体の財政状況に対しての解釈の相違から解散しているということを考えたときに、私とするならば、話し合いの場だけでも設置してほしかっ

たと、それが偽らざる心境でございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これは答えになっていないんですね。もう本当に残念というか、なぜこうなのかというふうに思いますけど。6月議会で否決した議員が8人質問した中身、要は簡単に言えば住民に正しい材料、合併したらどうなるかな、しないのならばどうなるか。今、財政問題でちょっと触りを問いましたけれども、そうした具体的な中身ですね、全国の村町ではそうしたことを住民に正直に提出してある。ところが、それをなしに4月28日の議会全員協でわずか15分、文章を読み上げて、それでその午後下田市役所に行くと。そういう状態で住民懇談会でも住民が町長の考えはどのようなのかというと、私の考えは白紙で住民の声を聞くんだということと言わないで、突如4月28日にやる。ところが、6月議会以降どうだったか。6月10日に否決して、そうした議会で出されたこと、住民の間からも出ていることに対して、あなた6月17日の岩田後援会下賀茂熱帯植物園で7時からやられた。議会の数の暴力にやられた。そんなことを言っている。数の暴力とは、どういうことですか。答えてもらえますか。

それと、あなたは町民懇談会で住民投票の質問に対して、町長には提案権がある。議会には議決権がある。最終的にはその壇上で決める。6月10日に決まったわけだよね。その後、数の暴力にやられた、この言葉、どういう意味だか教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 数の暴力にやられたとは具体的に私は今言ったかどうかという記憶はございません。

〔「ちゃんと記録に残っている、テープに残っている」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） ああ。

〔「ああじゃないよ、テープとってるんだよ。フロッピーに入ってる」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） そうですか。結果的に暴力という言葉に、では失礼かもしれませんが、最終的に私とするならば、法定協は話し合いの場と、そういうことで否決されたことの残念の意思の表示の仕方が、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 残念の意味ではなくて、最初にあなたが政治の大道だ、大道だなんていうのは正々堂々と包み隠さず、すべてを住民にも出すこと。議会はもとより住民にすべてを知らせてどうやっていくか聞くことでしょう。それをやりもしないで、あなた言っていることとやっていることが全く違うの、インチキですよ。議会は正々堂々と議論して、すべての経過を見て言っているわけでしょう。それを数の暴力だと、言われると否定する。全部記録にとってありますから、後々の証拠に全部使うようにありますから。湊病院の移転は知事がこれを反対している。議会ではとんでもないことをしゃべった。17日の日に知事が政経懇話会で言ったことをあたかも議会で言ったことのようにだます、大道でも誠実でもない。全体の奉仕者としてあるまじき姿勢なんですよ。それがなぜ、法定協議会の場であれば協議ができるのか。そんなことはできるわけがないでしょう。議会や町民に対しても大道の道を歩かない。しかも、その後どうかと。表の場では一切税金の質問でも出たけど、質問も署名の問題でも、その後の署名を持って下田に行くときも議会に何も無い、報告もない。それで表の行動は住民に説明をしない。裏工作ばかりやっているではないですか。人を介して、何が政治の大道だと。ふざけるんじゃないと言いたいですよ。これほど住民にとって町がなくなったらどうなるかという極めて深刻な問題を、自分の一存だけでごり押しをして決めようとする。直接請求での受けとめですけれども、稲葉助役は6月30日、建設業界の会合で、合併した場合には250億何がしかの道路や工事予算がくる。しないと土建屋さんの仕事がなくなるというような話をしたという複数以上の証言があるんですけど、助役さんはいかがですか。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 6月15日と6月30日に建設事業協会の要請で合併についての説明会をしてくれと、説明をしてもらいたいということで、今まで住民の皆さんに説明した資料に基づいた形で説明会をしました。その席で、県が今考えている250億、確かにその合併するについて道路等の狭隘道路、要するに南伊豆と下田とが合併した場合の、下田が2車線、南伊豆だとしたら1車線だという道路、そういうものを2車線にする、そういうもの等の支援措置を持っていますという話はしました。それが例えば、今おっしゃるように、南伊豆町の建設業界へ250億とかそういう話は一切しておりません。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 行き先はいずれにしても、受けとめた人は誤解もあって、南伊豆町に250億来るのではないかと。それは、行き場の誤解の問題はあっても、その直後に商工会長をやっている建設業界の重鎮で、署名活動の請求の提出者でもある方、合併協議会の委員であった方が署名の受任者の話をしているんです。稲葉助役ね、この250億が南伊豆に使われるかどうか、そんなことはどっちでもいいことだけれども、こうしたことは合併の説明という形をとりながらも利益誘導で、しかも直接請求の話をその直後にしているという建設業協会の大幹部がやっているということは、ある意味では利益誘導の疑いもあるのではありませんか。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） それは認識の相違だと思います。私はそういうふうな形で説明した覚えもございませんし、ただ事実そういう250億の支援措置があるよという話はいたしました。そういう解釈で南伊豆へ完全に全部来るとかという話も先ほどと同じでしておりませんし、ただ、そうでなしに、やっぱり業者の皆さんとしましたら、やはり生活とかそういうものもでございます。ですから、だから合併をしてくださいよという、合併に賛成してくださいよという話も一切いたしません。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 住民から署名が集まって来たというあれだけれども、町にももちろん建設業者多いけれども、建設業者ばかりではないんですよ、町に。住民懇談会に出た人もいるでしょうけれども、6月議会に言ったように、町の職員100名近くを集めても600人弱、それ以外に南伊豆はそれも含めて1万人の人口がいるところで、いろんな事業に携わっている住民がいるわけで、そういうところに静岡県全体で250億だ何だ言っても、その直後に直接請求、法定協の設置、否決したものに対して何の解釈あるいは後づけもないでそれをやる。しかも、6月14日には建設業界と県の土木事務所、農林事務所幹部、それと県会議員が来て懇親会をやっているという、そういう一連の流れから言えば、それと岩田町長の後援会の中での発言から見れば、この署名の中身が本当にどういう流れで来たのかということがかいま見れるのではないかと。

私のところに、これは署名をやっている最中に来た声を民放でも紹介しましたけれども、複数で家に来られて署名を強要されたと、親戚の人が来て面と向かって断れなかった。仕事の関係を使って署名に断れと来たと。こういう中で、その署名の中身を聞いたところ、いや、

あれはわかんないよと逃げたり、あるいはこれは合併推進ではないけれども、これを合併とは関係ないから署名してくれ、あるいはそういうことが署名の最中にあった。

それと、最近この議会を前に新聞報道で大々的に合併の流れ、あるいは議案が提出されてから複数の議員のところにも来ていますけれども、自分は南伊豆をよくする会だということに署名したけれども、これが合併に利用されるなんてとんでもないことだと。法定協だなんていうことは何の話も聞いてない。議会と町長が話し合いをする場を持ってくれと、そういうものかと思ったと。そこまで言われて危惧する声があるんです。いわゆる署名の実態と、それと今、その中心で回られた建設業協会に助役はその250億の話をしたなんてということを見ると、これが本当に正々堂々と誠実に、しかも民主主義の大道を持ってやられたものかということが疑わしいし、これは徹底して審議する、見る必要があると思うんですけれども、町長はこの署名に際して、町民の方にあなたまだ署名していませんねなんて言ったことはございますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町民の方には言った記憶はございません。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） いろいろな意見が入っていますので、今のことは今のことで検証できることですからということで、直接請求の署名がそういう中身で本当に誠実に事実をありのままに伝えてやったのかどうかだけではなくて、町のトップが利益誘導に近い形、解釈はそれぞれ違うということを言われましたけれども、やはり客観的に見れば、同次元、同時刻でそういうことをやられれば、いかんともしがたい。しかもその上に県の幹部、あるいは県会議員が絡んでいるとなれば、ことは極めて重大だというふうに言わざるを得ないのであります。

今、町政に必要なことは何なのか、その点、町長答えてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 現時点とするならば、3,828人という町民の意思の表示が直接請求ということであったわけです。ですから、この3,828人の意思をどうするのか、私は考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） これは利益誘導だ、今の言った中身を全くこの意に返さない、まさに誠実とは裏腹の不誠実な対応と言わざるを得ないんですね。今、町政に必要なことは何か。町長、こっち向いてください。合併の問題、3,800の署名だって言うけれども、その人も含めてなぜ署名を集めたかもわからない人が何十人も集めているんですよ。言われたら逃げていくような町の大事なことを決めることでしょうか。協議の場をつくるというのに、集めている人が大事な署名ですよ、直接。集めている人が言われて逃げて行って答えられない。これはあなたが議会に、町民に説明して答えないのと同じではないですか。

あなたの最初に言った町の政治に対する裏返し、不誠実、政治の大道じゃなくて政治の裏道、それでこのいろいろなつてを使って署名を書かせる。本当に本人が書いたかどうかもわからない。これは審査をした後でもそういうことも出てきているんですね。そういう姿勢が集めている人にも反映しているのではないですか。今やるべきことは、今の財政状況の中で国が三位一体、地方分権の一環として三位一体出てきたわけだけれども、本来であれば、税財源の移譲を最初にしてからこれを構築して、地方が本当に自立する。一方で、地方分権の最初のころはそういうふうに言われたけれども、それが途中で合併を強行するような方向にすり替えられてきている。それを、あなたは国の中に乗せるとか何とかではなくて、町の行政運営に対しても全く理念がないから、そういう方向を進めるしか頭がないと言わざるを得ないんです。そうでなければ、それを守るためにどうするか、一生懸命必死になって考えるはずですよ。今まさに合併したらどうなるのか、しなかったらどうなるかということ法定協設置の前に住民に資料を出して、住民に預けるんですよ。町長は、いつまでも町長をやっているわけではありませんから、議会もそうだけれども。その前に何も訳のわからないときに事をやる、こんなでたらめはないではないですか。あなたが誠実にやる、全体の奉仕者としてやるのであれば、まさにその態度、裏道で人を介してこの工作するのではなくて、正面からそうした数字を出しなさいよ。議会は行革特別委員会で議会の場合は非常勤だから一生懸命やっても大変なんですよ、その道に追いつくのには。それでもこういう道を全国の、ニセコにしたって何だってみんな必死にやってるの、頑張ってる。1,200人の馬路村だって、頑張っているのではないの。1万人の何もやりもしないで、それで庁舎建設までやりますなんて、とんでもない合併論議で。どうですか、法定協のテーブルだ何だ言う前にちゃんと説明しなさいよ。どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私、住民発議についてあなたと当然見識が違うと思う。ということは、住民発議については大野良司氏が自主的にやった行為であり、そして、その住民の意思としてあらわしたわけです。ですから、あなたが言ったように、それが真実ではないというならば、民法の93条の法律行為ということがあります。表意者がその真意にあらざることを知ってなしたる法律行為は有効であるということは、生年月日を書き、そしてサインしている。私はそれは正しいと理解しております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 見解の相違があっても、見識の相違とまで私は言いたくありませんでしたけれども、見識が違うんだと思います。民法の法解釈の穴をぬってそんなことを言ってもだめなんです。住民が本当に生きている場からのものをとらえてやるか、誠実に資料を出してやる、それが年間1,600万も経費がかかる町長職の、助役、収入役しても、4,000万からも税金でやっている、当然の仕事ですよ。そういう仕事をやって資料を出してこそ当たり前の合併の場につけるのであって、是非の問題にしたってだよ。それをしもしないで怠慢としか言わざるを得ない。町長失格と。町長も三役も本当に給料もらう資格がないと言わざるを得ません。

以上で質問を終わります。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

散会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事は終わりましたので、議会を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散会 午後 3時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 齋 藤 要

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

署 名 議 員 保 坂 好 明

平成16年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成16年9月8日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議第60号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議第61号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議第62号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議第63号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約制定について
- 日程第 7 議第64号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約制定について
- 日程第 8 議第65号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置について
- 日程第 9 議第66号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議第67号 平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議第68号 平成16年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議第69号 平成16年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議第70号 平成16年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

日程第13まで同じ

日程追加

日程第 3 南伊豆町住民投票条例を制定することについて

出席議員(12名)

1番 保坂好明君

2番 清水清一君

3番 鈴木勝幸君

4番 谷川次重君

5番	鈴木史鶴哉君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	飯泉誠君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	勝田悟君	商工観光課長	鈴木博志君
生活環境課長	石井司君	下水道課長	佐藤博君
教育委員会 事務局長	鈴木勇君	水道課長	渡辺正君
会計課長	土屋敬君	行財政主幹	松本恒明君
南伊豆町 選挙管理 委員会委員長	小澤忠次郎君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺修治	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しております。

これより平成16年9月定例会本会議第2日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

12番議員 横 嶋 隆 二 君

1番議員 保 坂 好 明 君

一般質問

議長（齋藤 要君） これより一般質問を行います。

保 坂 好 明 君

議長（齋藤 要君） 1番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、町長の政治姿勢について伺いますけれども、要旨の1から3を一括して質問いたします。また、先日、同僚議員の皆さんが同じような質問をしておりますけれども、あえて伺いますので、適切なご答弁をお願いいたします。

私は、さきの6月定例議会において、下田市との合併協議会設置案には反対をした一人です。しかし、そのとき行った合併問題に触れた際に、冒頭では、全体の利益というものを考慮し、それぞれの地域特性が発揮できる、また確保できる広域合併ならば賛成とした考えを述べました。当然、今もその気持ちには変わりはありません。

明治維新から、この伊豆半島の自治を見た場合、その形勢は頻繁に変わり、明治29年に現在の賀茂郡ができました。このころの南伊豆町は、同じ歴史背景を持った集落が一つとなり、銭亀峠から蛇石峠に至る山で囲まれた地域に6カ村が形成されており、昭和30年、中学校の義務教育を目的とした趣旨の合併で、南伊豆町が誕生したと私は聞いております。この合併ではさまざまな地域にあつれきが噴出し、大変な混乱が日本中に発生し、親の世代から子の世代まで、いろいろな問題が長い年月にわたり、人々はそれなりに苦しめられたということも伺っております。

それから約50年、平成の合併というものを考えるならば、まず先人たちが築き守ってきたこの町の歴史、文化、風土、風習と自然環境を、百年の大計を持って、いかに子々孫々に継承していくことが、しっかり議論を行い、そのことが守られ、また角度を変えて言うならば、各市町村の経済的思惑を優先するような、合併ありきの合併であっては決してならないと、改めて痛感しているところでございます。そこで、先人たちが築き守ってきた南伊豆町の財産を、より効果的につなぐことで、循環的な経済波及と、訪れた方々が変化にとんだ機能を、五感を通して心行くまで堪能できる八の字航路回路構想を、私は昨年12月定例議会で提案をいたしました。また再度出させていただきますけれども、これがそのときのフリップでございます。例えば、紀伊半島の熊野古道は世界遺産に登録され、自分のルーツを探る旅として現在脚光を浴び、四国巡礼の古道は、先般有名な国会議員がお遍路姿で自分探しの旅をしたと聞いております。南伊豆町にも太古の昔、弥生時代から鉄を生産し、大変にすぐれた文化が栄えており、鉄を運んだ弥生古道が青市にあり、その足跡も、現在も町道として生きている。また、鎌倉時代に源頼朝が妻良の港に上陸し、小稲の大湊を見聞したと伝えられる休石があり、小稲の大湊から河津に抜けるとされる古道の足跡も残されているというふうに伺っております。我が郷土にも、ほかにはない古代のすぐれた文化とともに、その足跡がふんだんに残されており、その足跡を生かした自分のルーツを探る観光の掘り起こしはふんだんにあり、観光産業の新たな視点を見出すことには事欠かない、この南伊豆町があるわけです。これらのことを子々孫々に受け継いでいきたい私のふるさとへの思いは、まちづくりに対する情熱であり、以前町長が私に、町長というのは町民に対して夢を与えて、それを行うこと

が町長の仕事だとはっきり言っております。

そこで伺いたいんですが、先人たちが血と汗によって築き守ってきたこの町の財産を、どのように後世へ継承していくのか。また、あなたは、この町への思いを、まちづくりのビジョンをお聞かせください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） まちづくりの件でございますけれども、八の字、私やあなたの夢ということで大変感謝いたしました。政治家というのはやはり夢を持って、そしてその目的に向かうという、これは本当に素晴らしい、これは、まずもって敬意を示した次第でございます。そして、郷土の歴史を生かしたまちづくりということでございますけれども、今の観光の現状を見たときに、今まで4年間やってきて、それが発掘していなかったと、そうしたならば、ある面では仕方がないと反省しなければならないということもありますけれども、今の観光の中で、それだけでお客さんを呼ぶというのはなかなか難しい。ということは、観光のニーズが変わってきて、そして観光の形の中で、団体旅行から、本当に個人に移っているよと。そしてその受け皿も、まだこちらの方は変わっていなかったと。そういうことで、これからの施策の一つとして、多分保坂議員が言うのは、個人の観光に対応する施策をとれということでしょうけれども、今までの方向チェンジがなかなかうまくいかなかったなど。そういうことでございますから、それについてはご意見を参考に、また前向きに考えながらと考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、今伺いまして、ニーズが変化したということでの対処の仕方がまだおけているというふうに私は理解をしたんですけれども、今やっていることでも結構ですから、幾つかありましたらお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 個々の施策とするならば、協働参画社会という形の中で、ボランティアを生かした中で、ツツジ、これは皆さんの協力によって、新しい財産として発掘しております。それからハスの畑、そして保坂議員が言った遺跡を生かすという形の中で、私も厚生労働省の薬用試験場の施設の中には日詰遺跡があるんだから、ああいうのを展示場という

ことも考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 私は前々からいろいろな提案をしてきました。そこで、今気がつくところが幾つかあるんですけれども、やっぱり観光というのは、この地域にとって、当然私が言うまでもなく主幹産業であります。ただ、発展途上国を見た場合に、観光というのは即効性がありますから、発展途上国はすぐ観光を主体とした国づくりやまちづくり等を行うわけですけれども、この南伊豆町において、数々のそういう資源があるわけですね。この資源の磨き方をもっと徹底分析して、またいろいろな方々の調査機関を設けて、それでそれをどうしていくか。ただ、そこで一つ問題なのは、町内だけの方々になく、やっぱり町外の方々の意見も取り入れるということが非常に大事ではないのかなというふうに感じますが、町長いかがですか、その点。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町外の意見ということですが、それはそういう研究をしているところが多々あるわけです。ですから、そういう方の中で取り入れなければ、合併ということになれば、南伊豆町だけより下田の方ということも、そういうことも合併の一つの考えとしてはあったわけです。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、今まだ私聞いていませんので、合併の話はちょっと置いておいてもらって、1例を私ご紹介します。もうこれは有名ですから、私がこれ言うまでもありません。長野県の山奥の山間で、これは栄村のことですけれども、実質的村の経営経費、大体21億7,000万円、職員数92名、人口約3,000人に満たないところです。ここが、やっぱり同じように先人たちが残してくれた資産を生かした独自の栄村将来モデルと自立研究白書を策定し、思い切った行政改革と産業の掘り起こし、観光産業の育成に取り組んでいます。これらは、私も幾つかの資料を取り寄せているんですけれども、これだけ厚いものを独自でつくっているんですね。この町の職員からすると、92名というのは、これはちょっと私も詳しくは調べていませんけれども、臨時職員が入っているのか、正規の職員だけなのかわかりませんが、ただ、これだけの研究白書をつくって、独自の自立したまちづくりをやっているという

ところがあるということを、まず町長、ご理解ください。

それから、このまちづくりの基本としてでございますけれども、私は基本的に、その地域における担税力、要は税金収入をいかに養うということがキーポイントだなと。ですから私は前回の議会でも、産業なくして町の活性はあり得ないということを常に言っております。そういう観点でいけば、まずその担税力をいかにつくっていくのかなというふうなことを常に考えるわけです。

では、財政運営について質問を移しますけれども、そこで町長、昨日も質問にありましたけれども、右肩上がりの箱物行政から方向転換をするということで町長になられましたね。それは変わりないですよ、当然ね。そこでお伺いしたいんですけれども、昨日、この決算カード、私もいただきました、これは昭和60年からのやつです。この決算カード、これはこの町の当局でつくられているんですか。ちょっとその辺1点だけ、総務課長。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） これは県内の市町村のまとめたものを、静岡県がつくったものです。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、本来ならば、こういう決算カード、自力でつくっていただくようにしてもらうのが一番僕はベストではないかなというふうに考えるわけですが、それを今ここで話してもしょうがありませんので、この決算カードをもとにして、岩田町長が就任してからの財政を顧みて、私はこれから質問をさせていただきます。

町長、実質収支比率が、町長就任してから大体8.2から9.5と非常に高いんです、実質収支が。昨日、これは漆田議員だったと思うんですけれども、お聞きしているとは思いますが、この高い数値は、私が見て、これ作為的にしているのかなというふうにもうかがえるんですけれども、その点について、町長ご理解あります。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） お答えします。

この実質収支比率につきましては、決算統計をやりまして、やるときに、10%以上の市町村については問題ないよという形で県の指導を受けております。そういう中で、結果的に繰越金といたしましては、基金との調整の中で、結果8%、9%という結果にしております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 調整ということですから、いろいろやりくりもあると思うんですけどもね。では、次にです、経常収支比率。町長、大体75から79.2で、私は見てはいるわけですけども、これを見ても、やっぱり財政の弾力性は非常にあるんですね、この数値からすれば。また、起債制限比率も大体8.8から8.5と、ちょっと数字逆さになっているんですけども、非常によい数値を示しております。しかし、前任者の菊池町長から岩田町長にバトンタッチして、大きく変わった点が2つほどございます。それは実質債務残高、いわゆる準備金額、残高、それと実質的将来財政負担額、これはいわゆる実質的借金残高でありますけれども、これもフリップをつくってまいりました。これをつくってみたんですけども、これは将来にわたる実質的将来財政負担の推移を示したものです。ここでちょっとお断りするんですけども、この黄色い部分、ここには台帳だけしか写してありません。ほかにあるんですけども、あえてこういうふうに、ここにはしてみたんですけども、これは実質的将来財政負担額とその比率を見ていただければわかるわけです。ここです、この額とこの比率ですね。これパーセンテージで出しましたので。ここが50%から100%の領域ということと、これは実質の額ですから、これで見たい。それで、この図でわかるのは、特に伸びているのが大体13年度。町長、13年度。これで、比率でいくと、領域にずっと入ってきているんですが、悪化しているのが、平成13年度から非常に高い伸び率になっている。平成15年度決算においてはこれだけ伸びています。この原因というのはどういうふうにご理解ありますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その当時の工事として理解しております。武道館は平成10年にやって、歳出。平成13年度に、ダイオキシンの関係で焼却場の排ガス高度処理施設、それから中木漁業集落も予算に入っていると思います。ダイオキシンが8億3,000万円ぐらいですか、それが急に、これは補助金なしでやったと思います。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、もう一つ、これに類似したフリップがあります。これ、人口とかいろいろと書いてみたんですけども、これが先ほどの財調です。財調をあらわしてみると、やっぱり13年から物すごい角度で落ち込んでいるんですね。これについて、どういうふう

うにご理解あるか。だから私、いいですか町長、聞きたいのは、単なる工事をやったからということではなく、どういう計画性を持ってやったのかをお聞かせください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 交付税の削減は当然あります。それについては総務課長の方から説明させますけれども。そして税収が減。そして大体1億円前後、交付税の方が減っていますから、財調の方もそれについてやらなければいけない。そして工事の方を見ますと、やはり三浜小学校、それから屋内運動場、そして中木漁業集落排水が14年度完成ということで、13年度から工事に入っていますから、そういうことで、当然そういう工事に対しては財調の方から取り入れたということになっています。そして交付税については総務課長の方から説明させます。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 13年度からは、主なものといたしましては、町長が申しあげましたように焼却炉の排ガス工事促進、これが8億3,200万円です。起債と国の関係を除いた金額です。それから、中木漁業集落、これは繰出金になりますが、これも分担金を町が当然負担しなければならないということです。それから三浜小学校については9億5,000万円程出ておまして、これは国と、それから起債の関係が5億円ですから、約半分、5億円が足りないということです。こういった関係で、これは今まで継続というか、今までの計画の中で進めております。例えば、ダイオキシンについては、国の方から環境問題についてしなさいというのが、私の中で進めたことでございます。三浜小学校については、12年ごろから設計等はやっております。ですから、その前から計画はされていたと思います。交付税につきましては、13年度がピークでございます。23億6,000万円が12年度です。それから、これは特交と普通交付税を含めた数字でございます。それから13年度が22億1,000万円、それから14年度が21億2,000万円、それから15年度が19億7,000万円、16年度が16億8,000万円。ごめんなさい。16年度については特交が年度末でないと決まらないものですから、ちょっと出ておりません。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ご説明はよくわかります。それらも載っておりますので、項目は載ってないんですけども。町長、私、これについて何点かご質問させていただきますけれども、

今総務課長からお話のあったとおり、交付税、平成12年度をピークに下がるということは、これは国の指針としてもうわかっていたはずですね、そうですね。そこで、計画は、当然その計画立案したときから含めて実施するまで、月日が大分あるわけですね。ですから当然ローリングをするということはあると思いますね。その中で、それと同時に、こういった図式を、これは全体的なバランスですから、町長、こういった図式をつくって財政運営したのかどうか、お聞かせください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 図式をつくって財政運営ということはしてありません。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、それではおかしいですよ。今の発言は、私はこの町の長として言うべき言葉ではないというふうに理解しますけれども、やっぱりこういう先を見通した財政運営をなぜしないのかなと思いますけれども、それについてどう思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほど言ったダイオキシンについては、厚生労働省の方の強制ということでしょうか、そういうことで、中木漁業集落排水も、やはりそれは計画に盛って、その実施計画という形の中でやってきております。そして一番迷ったのが三浜小学校。これから子供が減る中であるということは確かに、それはずい分総務と企画と、そして執行部の方で検討いたしました。表にはいたしませんけれども、私のやった工事についてはそういうことで、三浜小学校は確かに、教育長がお話しした中で四役、そして執行部を入れた中で十分話し合ってきました。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） その結果、町長。こういう一般家庭で、要は普通預金的なもの、これだけ下げて、ましてやその借金も、この安全圏から突出しているわけですよ、14年度、15年度はね。15年度でいくと、約150%を示しているんです。僕は、やっぱり財政運営する際には、こういった図式をグラフに平面で落としてみて、自分の町の状態がどういうふうにあるかということを考えながらやるのが執行者の責任ではないですか、どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 指摘のとおり、確かに図式というのも一つの方法だと思いますけれども、私たちの方は実施計画の中で、三浜小学校について本当に慎重審議した結果ということでございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、それでは私納得できませんよ。実施計画といっても、さっき言ったように、ローリングで見直せばいいわけですよ。ものの順位性というものがありますね。そういったものも含めて総合判断したんですか。どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 三浜小学校については、住民の要望と、そして耐震性がない、それから防災の関係、そういう形の中で、そして将来の、さっき言いましたけれども、そういう関係の中で、やはり地域と密着した小学校という形で、私は判断いたしました。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） これ、いつまでやっても問答になりますから、また次の機会に、角度を変えて、私質問させていただきます。

それと、あとこのカードの中で、町長、よくうかがえるんです。だから先ほど言ったように、こういう経年で通して考えると、この中身に、さっき言ったような産業振興、これに投資するお金が非常に少ないんですよ、比率的に。これはずっとそうなんですよ。だから私はさっき、このまちづくりにおいて担税力をいかに育てるか。それとあなた、昨日の同僚議員の質問でも言っていました、定住。やっぱり僕は、経済というものをとらえるならば、一人がもう経済だと思うんですね。その単位をふやすのが、当然はね返ってくる地方交付税に。いなければ返ってくるわけですから。だからやっぱりそこら辺を、町長あなたがしっかりとらえて、この町の財政運営、財政を見た中でのまちづくり、これをやっていく責任があるのではないですか。どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 人口増については県主導で今やっております。農業中心、また水産の方、ちょっと今のところ聞いておりませんが、農業を中心に、県の方もあつせんし、提示しようというのも、企画が窓口になってやっております。それを提示したかという報告は受けておりませんが、やはり南伊豆町のセールスポイントは自然ということを考えて中で、保坂議員も指摘のとおり、自然をいかに生かすかという施策、これは前から言っているように、大切だということは認識しております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） もう1点だけ聞かせてください。やっぱり町長が町長選挙に出馬されるときに、右肩上がりの箱物行政を方向転換すると言っているわけですよ。でも、実際これを見て、大きな投資ばかりですよ。これはやるなということを私は申し上げます。ただ、時期と、それとそれら総合的に判断した中で順位性をつけることが、僕は先ほどから言っているように大事だというふうに述べているわけですが、あなたが言っている右肩上がりのそういった行政の方向転換というのは、これを見て、整合性はどこにあるんですか。これだけ聞かせてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに私は右肩上がりの経済運営から方向チェンジしなければいけないと、それは確かに言っています。しかし、行政というのは継続というのがございます。そしてその中で、やはり、例えば中木の漁港集落排水、流れの中で入間、子浦、入間やり、子浦やり、そして中木、環境ということはこれからの大きなテーマでございます。ですから、そういう町の流れ、国の流れの中で、南伊豆町は57キロの海岸線があるわけです。環境保全という形の中で、妻良についてはやらせていただきまして、常にそういう計画、第3次総合計画等々を踏まえた中で判断させていただきます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では町長、それはあなたが公約としたものとは反比例するということでのご理解でよろしいんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 結果的にはそうなるかもしれませんが、私が町長になったときに環境ということを考え、そしてこれは将来に対して投資しなければいけないという判断をさせていただきましたもので、結果的にはそうなったのかなと、そう感じています。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 公約違反ですね、そうするとね、端的に言ったら。だけど町長、こういうような財政運営をされていて、何で合併しますかというふうな質問をすると、お金がないから、このままではやっていけないって、昨日もさんざん言っていましたよね。あと3年で、この町はもたないとか。こういう財政運営をやっていたら、もたないですよ、それは。だれもがもたないと思いますよ。やっぱり僕は、これらを総合判断して、あなたの財政運営というのは失敗しているのではないかなというふうに感じます。そこで、本来なら、一番大切なことは、行政は地域や住民に対して的確な行財政投資を法律的に運用して、それを行っているかどうか。また、むだな借金や支出がないか。規模ではなく、財布の中身に見合ったしっかりとした行財政運営をすることが最も大事だと私は理解します。そういった観点から、無作為的に確かに実施計画はあったと言っても、その直後にボーリングをしたのかどうか、私はわかりませんが、あなたの答弁からすれば、見直しすら諮らず、そのままやって、そのツケが借金増大と基金の取り崩しにあったというふうに判断せざるを得ないです。ですから私、先ほど申し上げましたとおり、こういう決算カードというのは、本来町当局内部でつくれば、あなたにも、どうなっているのかというのが一目瞭然でわかるわけですね。非常に大事なことだと思うんですよ。こういうことをやらずして、次の合併の問題に入っていきますけれども、私はどうしても合点がいかんというふうに思うわけですね。

では、次の質問に入ります。このフリップは、去年の1市2町の法定合併協議会崩れて、それから今に至る経緯。ただ、地区懇談会以降、下田市との接点はここに書いてあります。赤い字は、これは議会との接点です。そういうふうにご理解ください。これを見ると、たくさん接触している側とそうでない側というのははっきりわかるんですね。これも私、もう述べるまでもありません。前回の6月定例議会でもやりましたけれども、4月28日の全員協議会で、あなたが下田市と合併する意思を明らかにしたということですね。それを受けて、また5月31日に、同年2月20日に作成されていた南伊豆町財政見通しという資料を、そのときに初めて私たち手にしたわけですが、その中の説明というふうを受けて、合併についての物事というのは、そこでは町長からも余り意見が出なかった。で、その後の6月の定例

議会に組んだわけですね。御存じのように、10日には否決されたわけです。ただ、この前に、議会との接点というのは2回なんですよ、2回です。これは前回私もやりましたから、くどくは申しませんが、南伊豆町のあるべき姿を構想し、町民の豊かさを示した上で進めるべき合併問題を、あなたはこの町の最高執行者として、町民と議会に、そのビジョンを明確に示すことができなかつたということで、6月10日の決定があったと、審判が下つたというふうに私は理解しているわけです。ここで、町長に質問します。あなた自身が3対8という結果を、そのときには大分気も動転したり、いろいろあつたと思うんですけども、今現在、どのように受けとめているのか、お聞かせください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 昨日横嶋議員にも答弁させていただきましたけれども、私は、第一に感じたのはなぜという。ということは、法定合併協議会は、私は協議の場ということを考えておりました。そして下田、河津、南伊豆町は現に、12月19日に、財政に対する考え、解釈の相違から解散しております。ですから私は、6月10日については賛成していただけるのかなという、協議という形の中で、そういうことは理解しておりました。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、それでは認識が甘いですよ。たった2回しかないんですから、接点が。この町をどうするか、そういう話し合いが持たれずに、そこに至つたわけですから、議員の皆さんほとんどは、危機感を感じて反対したんだと思いますよ。ですから今のような答弁では、やっぱり町の執行者として、僕は認識が甘いというふうなことを指摘しておきます。

それで、住民投票実施について、私は、町民あつてのこの町であり、この町の将来を決めることなので、住民投票を実施すべしと、そのときも提案しております。町長はその後の新聞で、通常議会制民主主義をとっているのに、なぜ合併だけが直接民主主義をとるのかというコメントを出しております。しかし、町長、これも先日同僚議員が質問していましたが、6月17日のご自分の講演会で、合併協議会設置案は議員の数の暴力で否決されたと、自分の責任を棚に上げて言つたというふうに私も聞いております。というよりも、私はそのテープを聞きました。私はこのあなたの暴言を聞いてびっくりしましたが、びっくりすると同時に、もうむしろあきれて、同時にとても政治家としての資質は感じられない。それが私

の本音でございます。そこで、あなたは民主主義を何と理解しているのか、町民の皆さんがわかるようにご答弁ください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 民主主義というのはやはり主権在民ということで、私は考えてきております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 主権在民だったら、議会制で否決されたことを数の暴力と言ったのはどういうことなんですか。言ってみてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに表現が悪かったことは謝りますけれども、先ほど言いましたように、法定協という形の中で、協議の段階に入っただけののかな。そして、議員の方々の、要するに住民に対する説明会とか、そういうことについては協議の中でしっかりやっっていけばと、そういうことがありましたもので、そういう言葉を使ったのかなと。それについては本当に申しわけないなと反省しています。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） もう、とんでもないこういう言葉ですからね。やっぱり町の最高責任者がこういう言葉を吐くということは、全体がそのように見られてしまうんですよ。我々も一緒ですからね。そういうことを思って、場所、場所での確かな言葉を述べてください。

では、続けてまいりますけれども、7月1日、大野良司氏を代表とする住民発議による合併協議会設置請求を起し、7月12日より署名活動を行い4,173名の署名を集め、有効3,828名となり、8月6日に町長はその本請求を受け、その際の伊豆新聞に、3,828人の重さを改めて感じると。この署名の重みを議会に理解してもらえるよう、裸になって努力したい。また、合併協議会を設置せず、町単独で進むことは冒険で、自分自身も納得ができないと述べております。では、本請求を受けた8月6日から本定例議会までに、前回と同様、8月30日、全員協議会で住民発議による合併協議会設置案の経過説明を行ったのみで、署名の重みを議会に理解してもらえるよう、裸になってあなたは何を努力されたのか、明確に述べてくださ

い。ここにもあると思いますけれども、定例議会後。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議会との意思の疎通ということで、個人の名前が出て申しわけないんですけれども、私たち、8月8日に石井副議長宅を訪問したいよと、ぜひお願いしたいということで、そういう個人的にですけれども、やはりこれは成立できなかった。それから8月13日、正副議長、役場に来ていただいて、ぜひ法定協の立ち上げと同時に、そのときには法定協の立ち上げをお願いできないかと。そして3,828人の意思を大切にしてほしい。そして議員の要請が多かった住民投票なんかについてもということで、議長、副議長とは話し合っております。そして、それは15日の全員協に話し合いをしてくれないかということで、正副議長さんはリーダーということでお願いしてあります。それから、8月30日の前なんですけれども、これは議長さんの不幸ということでできなかったんですけれども、町の方の四役と、それから議長、副議長、第1、第2の委員会の方々と話し合いの場を持たないかということで折衝はしてありましたけれども、それは不成立ということで、必ずしも、水面下という形の中で、私たちはそれなりに努力しているのが事実です。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、水面下も結構ですけれども、やっぱりこうやって公でいろいろ議論を交わすということが、まず基本ではないのかなと思います。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

1番（保坂好明君） それで町長、続けて、時間がないですからどんどんいきます。町単独で進むことは冒険と、あなたはしゃべっているわけですね。この冒険という根拠は綿密な、例えば統計を起こした財政シミュレーションなどを手元に置いて、冒険だというふうに言っているわけですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 冒険という発言の中に、私は、議員の方々が行財政改革委員会というのを立ち上げております。ですから、法定協と同時に、それは並行が可能ではないかなと、そういうことで、あえて冒険という言葉を使いましたけれども、私たちが当然行政の立場とするならば、本年度2億9,000万円までの交付税の削減がなかったです。最終的にはどうな

るかはわかりませんが、2億数千万円の減があったわけです。そして来年度もそういうことが予測される中、私は並行ということの前から言っておりました。議員の方々の行財政改革の検討委員会の意見も聞かなければならないし、そして私たちとして何かそういう、要するに法定協の立ち上げも、並行ならば可能だという、そういう考えの中で、単独一つだけが先行すると、私はかなり危険があるのかなという、そういう解釈をしております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、先ほどから私言っているんですけども、感じられるとか、そういう主観的な物事の財政運営では任せられないんですね。だから、こういうことをしていないから、単なる交付金下がったから、財政運営をやっていけないとか、そういう主観的なものに陥ってしまうんですよ。町長、やっぱりその辺は、これからの財政を進めていく上で役立ててくださいよ。どうですか、町長。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 数字、ちょっと。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 数字いいです。時間ないですから。あなたの見解を聞いているんです、私。じゃ、時間ないから、私から続けて。

〔「ちょっと待ってください」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 総務課長を初め、財政方でやっております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 私も動転しますよ。それと同時に、合併法定協議会、確かに協議の場です。これは私も認めます。だけど、協議のテーブルにつく前に、自分たちがどういう町をつくるのか。相手方と交渉する際に、そのもとがなくて、何が協議の場だということです。

〔「そのとおり」「そうだ」と言う人あり〕

1番（保坂好明君） これだけの町民の方々が見ているんですよ。そういうことではないですか、町長。言っていることが全然おかしいですよ、筋道が立ってなくて。

〔「いいかげんにしろ」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 協議の場ということでございますけれども、私たち基本的な考えとして、下田、河津、南伊豆町が解散した。それは財政の見通しで、河津と下田、南伊豆町の財政の見解が相違していた。ですから私たちはその辺を、事務方の方で方向性をしっかりと見据えた中で、財政を運営するという立場からして、下田市と南伊豆町の話し合いということで、基礎、方向性だけはしっかりしなければいけないということで、事務方の方でそれをやらせております。それが方向が決まったのが4月15日ということで、やはり、町の方のやつは2月6日に、あくまでできていたわけですがけれども、その資料よりも、お互いに方向性がこれからは大事で、話し合いのベースとするならば、一定の方向性がなければ話し合いというのはできないと考えておりましたもので、法定協議会の中で、その方向性に沿って話し合っていたら、財政再建も可能ではないかなというふうで、私たちは考えておりました。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） だから、その財政再建も可能なのかなとか、それは町長、あなた、ヘッドが言う言葉ではないんですよ。

〔「そうだ、そのとおり」と言う人あり〕

1番（保坂好明君） 民間だったら、とっくにつぶれていますよ。

〔「そうだ」「そのとおり」と言う人あり〕

1番（保坂好明君） もう時間ないから、市町村合併については私の見解だけ述べて閉めさせていただきます。あなたが今までの答弁のように、町民や議会に、どのような町や市にするのか、どのような行政サービスになるのかとした一番大切な町のビジョン、将来のビジョンを、議論や合併の正しい情報をもとにしたメリット、デメリットの説明が十分されていなかったということなんですね。それと同時に、合併の合い言葉は、負担が低く、サービスは高くとあります。しかし、合併する際のすり合わせでは、負担の低いところには合わせられないのが現実で、そのため重要な案件は新市になってから持ち越すというようなことが再三あり、それが自治の本質から逸脱するために、住民の納得が得られず、解散になり、合併が進まない原因となっているんですよ。それがあなたに今ある姿だと思いますよ。

では、最後の質問に。

〔「今の答弁」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、私の姿ということを行いましたけれども、私たちはまだ協議会に入っていないわけです。当然に、下田市と南伊豆町が建設検討委員会というのがあるわけです。それも入らなければ、新しい市をどうするべきかということは当然できないはずです。

〔「数字も出していないから、わからない」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） だから私、さっき言ったではないですか。協議についてからでは遅いんです。協議に入る前に、ここで議論をするんですよ。議論をしてまとめたものを、その協議の場に持っていくのが筋ではないですか。全然認識が違いますよ、町長。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

1番（保坂好明君） では、最後の質問に入ります。去る7月1日に、元町議会議長大野良司氏を代表とする住民グループが、下田市との合併協議会設置請求を提出する際、代表の元町議会議長、これは新聞記事ですからね。議長大野良司氏と建設業の長田裕二郎氏、農業の竹本賢吉氏の3人が町役場を訪れ、大野氏が請求書を読み上げ、町長に手渡したと。この3人は、元下田市、河津町、南伊豆町の1市2町法定合併協議会の元委員と、2月2日の委員とした、4月2日の伊豆新聞に報道されています。そして7月24日の伊豆新聞ですね、これも。南伊豆町の町民グループ、大野氏を代表とするグループは20日、下田市との法定合併協議会設置に集めた町内有権者4,173人分の署名簿を、同町選挙管理委員会へ提出したと。4,173人は、町内有権者数8,807人、これは6月23日現在だそうですが、の約47%に当たると。今後は、選管の審査や縦覧申し立て期間を経て、早ければ8月初旬には町当局への本請求となる見込みというふうになっております。もう一つ、7月24日の新聞はあるんですが、時間の関係でちょっとご紹介するわけにはいきませんので、ここで、選挙管理委員長、お越しですのでお伺いしたいんですが、報道の内容、期日というのはそのとおりか、端的に教えてください。すみませんが、よろしくお願いします。

議長（齋藤 要君） 小澤南伊豆町選挙管理委員会委員長。

南伊豆町選挙管理委員会委員長（小澤忠次郎君） 私は、平成16年9月南伊豆町議会定例会

の開催に当たりまして、齋藤議会議長より、地方自治法第121条の規定により、本議場に出席の要請を受けましたので、本日出席をいたしました。南伊豆町選挙管理委員会委員長の小澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、保坂議員のご質問にお答えします。ご質問の内容につきましては、そもそも署名活動、自治体が住民の直接請求という行為に基づいて行われるものでありますから、当委員会といたしましては、現実に違法行為があったなどのほかは関知する余地のないものと認識しております。また、当委員会といたしましては、収集されました署名簿についての形式的、実質的な調査を実施し、その有効、無効を判断し決定すること。決定した署名簿を、関係人の縦覧に供すること。なお、署名関係人からの異議申し立てにより、審査など、署名の効力の確定に関するそれらの事項以外につきましては、当委員会の審査権が及ぶ範囲のものではないと認識しております。また、法に規定された罰則を適用するかどうかにつきましては、捜査機関の調査に基づき決定されるべき事項と認識しておりますので、当委員会において、一般の方が異議の念を抱く事項について、それらを明らかにするための調査を行うことまでは必要とされていないところであります。実質的にも不可能であると言わざるを得ないところでございます。

〔「ありがとうございます」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 時間がないので、総務課長、この無効になった345人は、なぜ無効になったのかお聞かせいただけますか。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

〔「課長、すみません、端的に」と言う人あり〕

総務課長（小島徳三君） 署名につきましては、自書であるとか、あるいは記載事項を明確に書くとか、判を押すところに押さなければならないとか、あるいは選挙人名簿に登録がない、そういった事項に、そっちの方で言いますと、法の解釈に従って無効といたしました。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、その市町村合併の特例に関する法律に基づいて住民発議の署名が行われたのは当然なものでございますね。この法律に基づく罰則規定はあるのかないのか、お答えください。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） 罰則規定はございます。あるんですが、これに適用されるかされないかは、また別の判断でありまして、委員長が申し上げましたとおり、これに適用されないと考えております。中身的に申し上げますと。

〔「いや、もういい」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） その345、その罰則規定云々ということを私は言っているのではないです。その罰則規定には懲役刑があることも御存じだと思いますが、第19条では、その運用も選挙管理委員会にあるというふうに私は理解しているんですが、そうですか。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 19条ですか。

〔「19条ですね」と言う人あり〕

総務課長（小島徳三君） これにつきましては、市町村の選挙管理委員会に出頭せず、又は証言を拒んだときは6カ月以下の禁錮、または10万円以下の罰金に処するということ。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、その罰則規定の一番重いやつ、大体どういうふうなことをしたらどうなるのか、それだけ。もう時間がありませんので、最後の質問で結構ですから。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 18条にありまして、4年以下の懲役もしくは禁錮、または100万円以下の罰金というのがありますが、これにつきましては、署名者、または署名運動者に対し暴行もしくは威力を加え、またはこれをかどわかしたとき、それから交通もしくは進退の便を妨げ、または演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもって署名の自由を妨害した、これらがあります。

〔「最後です、3つ目があります」と言う人あり〕

総務課長（小島徳三君） 3つ目につきましては、署名権者もしくは署名運動者、またはその関係のある社寺、学校、会社、組合等に対する用水、小作、債券、寄附その他、特殊の利害関係を利用して、署名権者または署名運動者を威迫したときというのが、この3項です。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） これで、時間ですので終わりますけれども、途中で、まだ少し質問が残っていたんですけれども、これは場所を変えて、私質問させていただきます。これで質問を終わります。ありがとうございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君の質問を終わります。

ここで、10時40分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き再開いたします。

清 水 清 一 君

議長（齋藤 要君） 2番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、清水、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、いつも私、恒例になっております、町長が県庁へ何回出向いたのかという形を3月議会からやっております。3月議会では県庁へ1月に1回行ったと言っておられます。それで6月議会では4月に、年度がえの名刺を配ってきたというふうに話を聞いております。となりますと、6月議会から9月議会までの間に、出張で県の方へ行って、会議とかあったと思いますけれども、それ以外で県庁に出向いて、あるいは課長、あるいは助役と一緒に県庁に出向いて陳情に上がったことはあるのかどうかお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 6月26日、東海財務出張所、沼津出張所、国の方は伺っております。それから森林環境部長のところ、これが県庁でございます、7月2日。それから東京都の方、

水産庁への陳情、これは合同でやっております。そして8月21日、国土交通省、これは伊豆縦貫道の形の中でやっております。それから東京都で環境省国立公園打ち合わせ、ジャングルパークの件で行っております。あと、8月2日には県知事との懇談会ということです。それから国土交通省、8月17日に行っております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） また、今の話でありますと、7月2日の森林整備課へ行っただけで、あと8月2日のやつは県知事と会ってきたという話を聞いておりますけれども、それは伊豆縦貫道決起何とか整備大会というやつが静岡のホテルであったときの話でございますね。となりますと、純然に県庁へ行ったというのは、森林整備課へ7月7日に行かれたというふうに今言われましたけれども、町長、その1回しかないということでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 行政の問題点というのが、県との接衝等々がなかったということでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 町長が町の問題点がないから行かなかったと、今言ったように聞こえますけれども、前回も同じようなことを答弁されましたので、そのときしっかり言っておいたつもりなんですけれども、問題点がやっぱりないんでしょうか、南伊豆町は。そういう陳情に行く問題点はないんですか。もう一度お願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私の方の行政の方針として、トップダウンより下の方からということをやっております。ということは、最終的に予算等の折衝についても、上から頼むよりも、お互いにわかる人が行政ではメインではないかと、そう考えたときに、トップダウンより下の、要するに下からの積み上げということでありますから、常に近所に行くときには、何かないかということは各課に聞いて、そしてその要旨を踏まえた中で回るように、そう心がけ

ております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 方針として、トップダウンではなくて下からの積み上げと言っておられますけれども、その話もいいわけでございますけれども、下からの積み上げで話をしたとしても、町長が受けて問題としなければ、そういう嘆願出るのも仕方がないようにとれるような気もするんですけれども、その話は幾らやっても仕方がないから、最初の問題に入らせていただきます。

まず、6月議会、この合併問題で合併協についての議案が否決となったわけでございます。それが否決になったとき、町長はどのように考えたのか、そのときの感想でいいですから、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほど申しておりますけれども、第一に感じたのは、なぜという疑問であります。合併協議会は下田市との合併の是非を決め協議する場であります。そして下田市・河津町・南伊豆町合併協議会は昨年12月19日に、各自治体の財政状況に対する解釈の相違から解散しておるといふ、そういう前提があるわけですから、下田市と南伊豆町については、ぜひ法定協は立ち上げていただきたかったなという、そういう希望もありました。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、この新聞、翌日の伊豆新聞でございますけれども、合併白紙とか何かと書いてありますけれども、この最後の方に、町長がインタビューの中で、下田市長との会談の後、合併に対する3項目の基本姿勢を町議会で表明することなく封印したと言っておられますね。それは記事になっております。その3項目というのは一体何なんですか。それを、すみませんけれども、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併に対する3項目の基本姿勢を町議会で表明することなく封印したということですが、これは私の基本姿勢を最後にお願いしようかということで、正直言って考えていただく、合併は財政再建ということで、6月の書いたあれですから、後でお

見せいたします。要するに、議会の中で訴えたかったというのがあったわけです。この合併について、ぜひ法定協を立ち上げてもらいたいために、この協議会というのは南伊豆町にとって、法定協を立ち上げて、将来に向かって行財政改革の一つのステップだとか、後でそれは紹介させていただきます。そういうことで、これはあくまでも私文書でございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 新聞発表になっているわけでございますから、そういう形で、これをただ私文書でございますと。公の新聞でございます。では、公の新聞に載ったものは全部私文書なのか。ちょっと話が違ふと思います。ましてや、この最後に3項目発表したと。では、今の話だと、3項目は覚えていないと。まして、6月議会で発表するつもりだったということは、それは頭の中に入っていると思います。まして今回ほとんど同じようなあれは、住民のあれが出ているわけでございますから、それがわからないで、こういう言葉を発表したということは、それは考えずに、ただその場しのぎの言葉を言ったようにとらえますが、今答えがなければ、私そうとってよろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その3項目、6月の当日、要するに法定協の立ち上げについて議会討論していたわけです。ですから、最後にお願ひ、要件にはお願ひどころというのがあるではないですか。例えば、ぜひやってほしいという、その切実な気持ちを訴えなければいけないのかなということを考えていて、そして私ども、はっきり否決される可能性が十分にあるというのを肌で感じましたもので、そこまで私もやるにはというためらいがあり、お願ひしなかったという。ですから、今ではなくて、6月の法定協ということでございます。それはぜひ、法定協を議題にのせていて、そして最後に町長のお願ひという形の中で、よく議会でやると思います、本当にお願ひしますという形の中で。そういう文書を正直言って考えていたんですけども、なかなか本論に入れなかったと。法定協に対する本論ではなくて、合併についての議論はあったわけですけども、法定協という形の中の議論がなかったと解釈したもので、私の方は法定協の立ち上げの理由を書いて、そしてお願ひしようということを考えていたわけです。ところが議会の方との、6月の議事録を見ればわかりますけれども、合併というのが先行していたわけです。ですから、私とすれ違いだなという形の中で、あくまでもそう理解していただきたい。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 合併と合併協、ほとんどまるっきり一緒だと思うんです。結局今、私言えないということは考えていなかったと、その場しのぎの発言だったというふうに、今、私質問して、とってもいいですねと言ったわけですがけれども、ではその場しのぎの発言だと私は解釈しますけれども、本当にそれでよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その場限りの発言ではなくて、6月の議会のときに、皆様方の質疑応答が合併ということで進んでいたわけです。私たちが提案したのは、法定協の立ち上げということで提案していたわけです。ですから私が、法定協はこういうものではないかなということで最後のお願いをしようとして、そして議会と私の意思がかみ合わなかったと、かみ合わないであろうと判断したわけです。ですから、私とするならば、最後のお願いをしても無理かなという判断をしたもので、それは発表しなかったよということでございますから、その辺は誤解しないように、ひとつお願いしたいなと。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） では、先ほど一番最初のころ質問した、結局3項目封印したというのは、しゃべらないということは、やっぱりその場しのぎでよろしいですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その場しのぎではなくて、要するに議会の方の質問事項と、そして私たちが提案した法定協の立ち上げについて質問したわけですから、例えば、南伊豆の共立湊病院のことだとか、そういう形の中で、私は、南伊豆共立湊病院のこと、あなたの質問をとるならば、南伊豆町共立湊病院を本当に移転するかしないとか、そういう質問をされたわけですがけれども、私の提案したのは法定協の立ち上げです。そして清水議員が質問したのは、議事録を見ればわかりますけれども、私の趣旨とずれていたと。ですから、そこで法定協の立ち上げについてお願いしても、なかなか無理かなということで発表しなかったという、そういうことでございますから、ぜひそれはご理解していただきたいなと思います。

議長（齋藤 要君） 清水清一君、同じ質問終わりました。

〔「でも、答弁がちょっと」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 町長にも明確な答弁をできるだけお願いいたします。それで続けてください。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） その封印したということでございますけれども、それでここでも発表できないと。それで今の答弁では、清水議員の一般質問の中では発表できなかったと。では、ほかの方々もおられる。そこで発表すればいいだけの話で、ほかの全議員に対して説明する努力がなかったというふうにとらえます。

それでは、この議会が否決になった、この議会の否決の重みは、町長どのように考えておられますか、この議会制民主主義の中での。よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから、先ほども言いましたけれども、私は法定合併協議会の設立について、6月は提案したわけです。ですから、先ほど申しましたように、法定協は合併の是非を含めた中で、下田市と南伊豆町が合併していいかどうか、それを議員の方々、一般の町民代表者、そして行政と話し合う場ということを理解しておりますから、否決されたことについて、場を提供してほしかったということを考えておりました。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今の答弁ではどうも納得できません。この議決をどのように考えているかと、要するに議会の重み、それを聞いているわけでございます。それをどのように受けとめておられるのかということ聞いたわけです。法定合併協の立ち上げの話ではございません。議決の重みでございます。よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議決の重みと申しますと、法定協というのは話し合いです。ですから、皆様方が去年7月の選挙のときに当然公約された方もおろうかと思えます。ですから、そういう方々の意向を踏まえたならば、当然清水議員の支持者の中には合併論者もいるだろうし、反対論者もいるだろうと、私はそう考えております。ですから、法定協議会については、それを代表としてやるのが、私は議員ではないのかなと。そう考えておりますから、法定協の

立ち上げについてはぜひ賛成していただきたかったと、そう考えているわけでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 私が町長でしたら、町長、答弁はこう言いますよ。議会でこういう議決がありました。これは非常に重いものであると。これは単独に向けていかざるを得ない、いかなければいけない。そのためには一生懸命行革をやっていくんだ。そういう表明をしなければいけない。そういう言葉を、この議会の席で、この9月議会ですけれども、言わなければいけないと思うんですけれども、幾らこの住民発議による合併協に話があったとしても、それはそのとき、要するに6月議会どう思ったのかということを知っているわけでございます。そういうふうに答えるのが筋だと思いますが、もう一度町長、答弁お願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長、3回目ですから明確な答弁をお願いします。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、法定協の否決と、そして合併との、要するに整合性はないと。私の提案したのは、法定協の立ち上げについて提案したんです。ですから、議会の中で質疑されたのが合併の是非ということで話し合われたもので、私は法定協の趣旨をもう少し徹底してほしかったという、そういうことでございます。

〔「わかってないよ」「何言っているんだ」「もう少しわかるように」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 法定協と合併とは関係ないと言っておられますけれども、法定協だって、それでその予算を使うわけでございます。今回だって1,000万円近い予算があるわけです。その金を使うわけでございます。その金を使ってから、合併とは関係なくて、では、よしますと言ったときに、その金はだれが保障するんですか。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

2番（清水清一君） それはむだな金を使ってしまうということになりますよ。まして、議会の議決をどう思っているかと聞きましたら、そこには全然触れずに、合併の話しか言いませんでした。要するに質問に答えておられないというふうにとらえますが、議長、それでよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長、明確な答弁、お願いします。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） かみ合わなかったと、そう理解していただきたい。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） かみ合わなかったのは、そうわかります。私の聞いたのは、議会の議決をどう思っておられるのかと。では、町長は議会が決めたら、僕は関係ないですよ。おれのやるようにやる。議会で決まったとしても、おれのやりたいようにやるんだから、議会なんか関係ないと、そういうふうにとられますから。議長、そういうふうには思いませんか。僕もそう思います。ちょっとお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 私は答弁できません。

2番（清水清一君） すみません。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は合併について、将来の見通しというものを立てる、計画する責任があるわけです。ですから議会の否決があっても、私は、まだ町民の方々の、町民の負託を受けているわけです。ですから、もっと方法があるのかないのか、当然にそれは、議会の議決は大切です。それは認めます。しかし、合併という方向が、もうそれで終わりなのか、私は当然考える余地があろうと考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 少し大切という言葉を使っていたから、次の質問にいろいろ思います。

それでは、この住民発議請求、住民の合併協設置の請求を受けてでございますけれども、7月1日、大野良司さんから話がありまして、そして選管に上がってきまして、選管で審査されました。それで、私も縦覧に行きまして見たわけでございますけれども、署名簿が同じ字で同一の家族の名前が書いてあったりとか、あるいは判こが一緒だったとか、あるいはまた別に、縦覧期間中に自分の署名を取り下げに来た方がおられた。だけれども、自分で探しなさいと。このくらい厚さありましたよ、縦覧のときに。これ自分の名前を探す、4,000名からのやつを。自分の名前を探さないと、消すことができない。できないのかできるのかわかりませんけれども。消す努力に来たと、その方は。だけれども、これだけあったらもう1

時間ぐらいかかってしまう。約1時間ではきかない、もってかかってしまいます。どこにあるかわからない。それではちょっとおかしいような気がします。だから、この受任者のわかるように、受任の委任者の名簿の一覧表をつくっておいて、私はだれのだれべいに書いたんだから、委任者が来て書いたんだから、その人が見ればわかるんだと、その人の名前を見ればわかるんだと。これですという話ができると思います。そういうことがうまくできるような形にしなければいけないし、それでまた、先ほど言いましたように、他人の名前を書く、それはおかしいような感じがします。そのことについて、選管の方の委員長はどのように思われておりますか。

議長（齋藤 要君） 南伊豆町選挙管理委員会委員長、お願いします。

南伊豆町選挙管理委員会委員長（小澤忠次郎君） ただいまの清水議員のご質問にお答えさせていただきます。署名簿は、審査及び証明が終了した後に、7日間関係者に縦覧に供する必要があります。今回の署名に関しましても、規定どおりの手続を踏んでおります。ご質問の内容に関しましてでございますが、確かにその方が縦覧する方の便宜につながると思われまますので、当委員会の対応の範囲内での実施について、今後検討材料としていきたいところです。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それで、結局先ほど保坂議員も言われましたけれども、要するに自書でない場合、他人の署名をした場合、確認するわけでございます。確認したわけでございます。ですけれども、それはもしそのままいってしまいますと、犯罪者をつくるようなことになりはしないか。あるいは逆に、犯罪として取り上げなければいけないのではないか。他人の署名、要するに、これ家族だからといって、お父さん、お母さんの名前を書いて、息子がいれば、息子の名前も書く、それはあったと思います。そういう形で取り下げがあったと、有効名簿に入っていなかったものがあります。ですから、その書いた方の責任があるわけでございます。そのそういう代筆、あるいはうその署名をした。それでこの署名をもらってきた。では、その書いた人は、書いたけれども、その人は有効になっているという話がございませう。それはおかしいし、逆に言いますと、その人は犯罪者なのに、署名が有効であると。ばれなければいいんだという形だと思います。それはおかしいと思いますので、そういうことをやった人を、先ほど保坂議員が言いましたけれども、それは町として、あるいは選管として、告発する意向はあるのかないのか、あるいは注意だけで済みますのか、そこを選管の委

員長、すみません、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 南伊豆町選挙管理委員会委員長。

南伊豆町選挙管理委員会委員長（小澤忠次郎君） 先ほどの保坂議員からのご質問のお答えと同様でございますが、今回、当委員会の審査において、家族の氏名を代理で記名したとうかがえるものが幾つかありました。その署名者すべてに調査を行った結果、「家族などの氏名代理で記載した」との回答を得たものについては、記載者本人の署名のみ有効とし、それ以外は無効といたしました。この場合の署名記載人について、罰則規定の適用を受けるのかどうかという点についてでございますが、当委員会におきましては、制度の認識不足から生じたもので、「故意による偽造」ではないものであると考えられることなどから、同項を適用するだけの材料には乏しいものと判断し、罰則などにつきましては考慮していないものでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それはわかりました。それで本当だったら、注意喚起の話をしなければいけないと。これはまた同じようなことがいつあるとも限りません。そのときにまた、前回書いたからいいんだと、有効になったからいいんだと、どんどん書いてしまえという形になったら、何かおかしい形になってしまいます。だから今回をいい例として、ここでちょっと注意をする形でしていかないと、もし何かあったときに、またそういう形で、もうどんどん書いてしまえという形があると思います。ですからそれがないように、すみませんけれども、うちに帰ってきて、もしできる人は、選管委員長、よろしく願いいたします。選管委員長に対する質問は終わります。

それで町長は、この合併協設置の大野さんと、設置請求を受け、議会に付議しているわけでございますけれども、この周知期間に、先ほどほかの議員も言っておられましたけれども、この議会に十分説明するべきだし、逆に説明する資料がある、必要だったのではないかなと思いますけれども、私、この間、全員協でもらいましたけれども、大野良司さんの住民発議についてのただ薄いだけの資料と、日程程度の1枚の紙でございます。それだけで、合併協のこれを同意してほしいというのは何かおかしいような気がするんですが、町長の努力とは、これからもっと努力すると思うんですけれども、今から説明すると思うんですけれども、どのような説明をするんですか。説明していただきたいんですけれども、合併に向けての。それをよろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほど、法定協の保坂議員のときに、どういうことを、名前を挙げて言わせていただきましたので、それは割愛させていただきますけれども、8月10日までは、住民発議ということで、住民の方々が主動でございます。その結果について、それは報告しなかったということは確かに私の落ち度かなと考えておりますけれども、あと先ほど言いましたように、お願いするという形の中で折衝を試みたり、そしてそういう努力はしたつもりでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 努力はしたつもりかもしれませんが、努力したようには見られませんが、行政として、この次は、私も6月議会は同じようなことを聞いたんですけれども、この付議を町長しているわけですから、この合併協を立ち上げて、それでもし合併するときも、南伊豆の姿を、どのように町長考えておられるのかと。先ほど封印したと言われましたけれども、この話をしても、結局封印したからできないということですか。南伊豆町の将来の合併したときの姿、それを、すみませんけれども、わかりましたらご答弁願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 住民発議の法定協設置について付議したということは、下田が相手でございます。ですから下田の方へと、私は、大野良司氏が、本請求が上がるまでは使者として、要するに預かったものを相手に渡すという立場でございます。ですから、私は使者として行ったとご理解願いたいと思います。要するに10日以後、正式に決まった後は、私はそれを実行する立場という、そういう考えになるかと思えます。それから今言った、合併についてという、方向性ということですが、そのために、法定協というのを私は考えている。南伊豆町なら第4次総合計画があるわけです。その今までの経過を無視するわけにはいきませんもので、そういうお互いに計画をすり合わせた後に、新しいまちづくりができると、そう解釈しておりますもので、法定協が立ち上がらない以上は、その新しいまちづくりというのは考えようがございません。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 下田市に対しての、これからの課題になると思うんですけれども、何ですか、付議に意見書がついているわけでございます。意見書を書くにも、計画なしで意見書を書いて、それで議案として上げたわけございませうか。議案書について、調書に意見書がついているわけでございますけれども、その計画がなしであれだという答弁では納得しないですよ。よろしくをお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから、法定協を立ち上げていただきたいと、そういうことについて、過去の経過を踏まえて意見書を変えたと、そういうことです。ですから、将来のまちづくりとこの意見書とは、この意見書が採択されなければ、この法定協が立ち上がらなければ、将来のまちづくりはないわけです。ですから、意見というのは、今までの経過を踏まえた中で、町民の方々が集めたんだから、ひとつ慎重に審議してくださいということをお願いしてある文章です。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 何か見解の相違かと思うんですけれども、合併してのまちづくりをするために、付議して意見書をつけたという形だと思えますけれども、何かちょっとわからないんですね。私の認識からしたら、こういうまちづくりをしたいんだよと、そういう形で合併協を立ち上げてもらいたいという話だと思うんです。合併協始まって、だめだからと、先ほど言いましたけれども、だめだったら、予算をむだ遣いするだけの話です。ですから、この合併協できる前の、前の段階の話が必要だと言っているんです。その話を考えたのかということです。考えていないで、ただ飛び込みで行って、相手が言ったからそうですか、あるいはそれではだめだよ。そのときの後先考えずに、よしましよとか、やりましよとか言ったら、また同じ。前もって考えておかないと。それを言っているわけでございます。それを合併協を立ち上げてやるわけでございますから、そういう考えがなしで、この合併協立ち上げようという話なんですか。町長、そういうふうにとってよろしいんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから今回の議題は、住民が大野良司氏を代表請求者として住民発

議があったわけです。ですから議員の方々に、この内容について検討してくださいというのが今回の議案の提案の理由です。そういうことです。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） そうしますと、この合併協の大野良司氏の上げたやつは、意見書を通したわけですね。意見書は僕には関係ない。ただ、上がってきたから付議しただけです。その意見書とは、どこかの町では合併しない方がいいよという意見をつけて出した市町村もあります。町長もおられます。あるいは合併した方がいいよと、意見書を出す町長もございます。それについては、合併した方がいいよという計画もありますという形で急遽今つくってあります、あるいは前もってつくってありましたという形でもいいんです。そういう形で言ってもらいたいと思うんです。よろしくお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 付議するというので、私は結論だけ言いましたけれども、合併特例法第4条というところに、請求の趣旨の告知だとかいろいろあるわけです。ですから、合併協議会設置について、議会に付議するか否かの協議の相手方に対して、要するに下田市に対して、合併してくれるかどうか、それを協議してくれるかどうかということ付議しなさいというふうに、この合併特例法の第4条という中に載っているわけで、ですから、まだ立ち上げるかどうかというその手続上に、その付議という言葉は出ているわけですから。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 結局、意見書に合併しない方がいいと、町長、合併しない方がいいと言って、いいですか、市町村もあるわけでございます。あるいは合併した方がいいですよと、これはいい意見だと、合併した方がいいですよという意見をつけた市町村もあるわけでございます。結局、その意見をただ、大野良司氏から上がってきたから付議しただけです。それは違う。あるいは町長が付議をしないとせば、それで終わりです、逆に言えば。でもせっかく上がってきたものを、議会がどうするかわからないから、町長の意見としてはバツにしましょうとか、丸にしましょうとか、話もあると思います。だから、せっかくこういう住民の方々の署名があったわけです。だから町長は、この住民の方々のために議会に一生懸命説明してやるんだというふうに先ほどから言っておられます。その説明をして、議会の議員の

方々にわかるように説明してくださいと言っているわけでございます。その説明は、私と町長の話が大分ピントがずれているものですから、何か説明を受けていても、受けていないような気がしてどうしようもないわけでございますけれども、結局、これからの予定は、では、これから可決になるまでは予定はないということでございますか。町長としての考えはないということでございましょうか。ご答弁お願いいたします。

〔「もう一度、どういう質問か、もう一回すみません」と言う人あり〕

2番（清水清一君） その住民発議があったわけでございます。この住民発議があって、これを町長は付議してもいいし、しなくてもいい。でも、これだけの、4,000人近くの署名があったんだ。では、町長は付議します。でも、町長の意見としては、これは丸かバツか、あるいはどちらかの意見書をつけなければいけない。丸の方向で意見書をつけたわけでございます。それでしたら、ある程度の計画がなければ、合併というのは始まっていかない、計画がなければ。しかも、町長だって、その合併協の委員になるわけでございますから。うちは議員だって、半分以上の方々は合併協の委員になるわけではございません。ですから、町としてどういう計画があるのか。そういう計画を言ってもらわなければ、私だって賛成しようと思っただって、賛成できませんよ。その計画、合併協始まって、どういう計画でいくのか、まちづくりでいくのかをお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） まちづくりについては当然下田市と南伊豆町の合併協議会というのを設立して、代表者が出るわけです。その代表者の中で、各町村の総合計画があるかと思えます。そのすり合わせから入っていこう。それが順序だと考えております。ですから、そのまちづくりの方向性というのは第4次総合計画で、それは豊かな町、言葉はちょっと忘れて、第4次総合計画というのがあるわけです。その総合計画を持ち寄り、下田の第4次総合計画を持ち寄った中で、お互いの共通項を探しながら、基本理念というのはつくっていかなければいけない、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 第4次総合計画とおっしゃいますけれども、それに関して、まだこの意見書の中では、町長、意見書の中では合併に向けて、いろいろ教育問題とか、あるいは行革をやらなければいけないと、合併のその中で言っておられます。そういう、ああいう文書

を書いた内容を私は聞いている。意見書の中身の内容を聞いているわけでございます。だから町長がそれがわかるというのは、それを書いたということでございますか。意見書を、先ほど、出てくる予定になっております。意見書、いると言っています。どのようになっているかわからないんですけども。では、それで行革をやると言っています、合併で。合併をしたら3月、行革行って。ゆるやかな合併だとか、そういう行革をやると言っています。要は、これまでの6月議会で否決になって、この合併協の話は、結局今回の住民発議の話は、これがあるから、こういう話 coming しているわけでございますけれども、なければ、行革の話ががんがんにやっているわけです、議決があったわけですから。そういうことをこの場で、町当局としては、行革をどのように考えて、6月議会から、ある程度の何かをやってきたと思えますけれども、何か議員に発表できる目新しいもの、いいものがありましたら、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 資料を後でお持ちいたしますけれども、職員が行財政改革等々でそういう成果を出しております。それについては、今持っていないもので、後で報告させていただきます。職員の方で、南伊豆町の行財政改革推進に関する提言書ということで、勉強会等々やっておりますので、またそれについては報告させていただきます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） この合併の話は、もうちょっと話がかみ合わないものですから、次にいかせていただきます。

産業振興についてでございますけれども、下賀茂商店街、あるいは南伊豆の商店、大分、いろいろスーパーの問題もでございますけれども、閉店する店が多くなってございます。また、合併したとき、もし本庁舎がここがない場合、この下賀茂商店街としても、相当の痛手があって、廃業をする方々も出てくると思うんです。これらのことについて、当局は、これから産業振興で商店街を振興させていくことをどのように考えておられますか。よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 商工業での考えということで、大きく考えてあります。具体的に下賀

茂ということ言うならば、私たちが老人の保健福祉センターをやはりこの地区に、私たちは合併ということが前提である意味ではあったわけですが、保健福祉センターをここに置いて、少なくともお年寄りの集まる空間は必要ではないのかなということで、この役場の庁内に置こうと、そういう方向性、みんなその方の同意を得たわけですが、そういう決定もしております。

そして産業振興について、商工業での考えということをとータル的に話をさせていただきますと、8月の月例経済報告は、輸出と生産、設備投資が増加、企業収益が大幅に改善、個人消費は緩やかに増加、雇用情勢は改善が進んでいるとし、景気の基調は着実な回復を続けているから、堅調に回復と判断している。しかし、問題として、原油価格の高騰等、不安要因がたくさんあります。このような不況経済からの脱却が見え隠れし始めておりますけれども、我が町を初めとした県内町村部におきましては、平成不況の波がどの業種にも浸透し、非常に厳しい状況で推移しているのが明瞭であります。各種統計調査による数字でも、非常に厳しい現状がうかがえます。平成14年度の商業統計調査では、平成3年度と比較して、商店数で77軒の減、従業員数で132人の減、年間消費販売額で35億2,850万円の減となっております。また、民宿環境を見ますと、平成9年の230軒が、平成15年度には177軒と、53軒が廃業しております。なお、旅館は1軒が廃業し、10軒でございます。そこで、町は商工業の活性化対策の一つとして、平成13年度から平成15年度の3カ年かけ、経済産業省より2分の1の補助金を受け、約1,900万円をかけ、地域振興活性化事業を南伊豆町商工会で行いました。この事業の内容というのは、体験交流部会、案内人養成部会、新事業創出部会の3部会からなるそれぞれの分野で活躍していただき、町の観光交流や商品開発において多大なる貢献をしております。そういうことです。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、産業振興いろいろ話し合われたけれども、一生懸命やっていただきたいと思います。それで、商店者の方々、各地区へいきますと、地元に残って、頑張っている、そういう方々でございます。何かあったときの、例えて言うと防災拠点みたいなものです。ここにこられている役場の職員も地元で例えばなっているかもしれませんが、今もし災害が起きたときに、その経営者の方々が、何かあったらすぐ助けに行く、手伝いに行くとか、第一発見者になるとかなるわけでございます。そういう方々がおられないと、その町はどんどん寂れてしまいます。そのためにも、商店者がどうにか生活できるよう

な形を考えていただけるよう、よろしく願いいたします。

それで、薬用試験場のことについてお伺いいたします。先ほど、前日の答弁の中で、薬用試験場の跡地利用の話がございました。町長は緊急活用と言っておられました。ということは、前もっての試験場の買い取りという計画がございましたけれども、図面もございましたけれども、その図面どおりやるつもりであったと思いますが、財政的なものがあるから、しようがないからできないということかもしれませんけれども、ちゃんと薬用試験場の場所をつくりたいという話を言っておられました。ということは、そのときは計画変更とは思いませんでした。計画はないからというふうに私は思っていましたけれども、それでよろしいんですか。なかったので、緊急的に活用という答弁されたのか、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 昨日、そのような質問があった中で私が答弁いたしましたのは、もともとあった下賀茂周辺地域の活性化、それの中での計画は、これは生きております。あれが今なくなったということではなくて、結局あの計画に沿ってそのままやるということも、疑問もあります。あれはたたき台とする中で、新たに利用するための委員会とか、そういうものも設置も考えております。これでとりあえず、そこへ行くまでの間、清水議員もちょっと財政的にも非常に厳しいという中で、即では、来年からそういう計画に沿った大きいものができるのか、それが疑問です。とにかく、その計画が立ち上がっていく。財政的にもやっていけるという目鼻というか、それがつくまでは、あのままただの桜と菜の花祭りのときだけの駐車場に利用するというだけでは、取得した意味からも反するのではないかとということで、緊急という言葉はどういうふうにとられるかちょっとわかりませんが、とりあえず今の段階で、現状を維持しながら、あそこをうまく利用できる方法がないかということで、そのプロジェクトを編成したという中で、昨日も申しあげました農林水産課、町が主になりまして、産地直売で、これ漁協の方の話し合いも、できればこの中に入れますけれども、そういうものでとりあえず活用しよう。そして今、産業団体の方の中でも、今後の本格的な活用についての参考意見を集約してもらいたいということで、産業団体の皆さんにも、その辺は投げかけてございます。ですから、緊急という言葉がそぐわないということであれば、私の方で緊急というのを取り消すこともできますけれども、一応そういう意味での緊急ですから、ご理解いただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 活用しなければいけないし、せっかくあれだけのお金を出して買ったわけですから、なるべく活用しなければいけない。それと、何のための買取りだったのかということでございます。

本当はいっぱいあるんですけども、時間のようですから、以上で終わります。

議長（齋藤 要君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで、少しちょっと早いですけれども、昼食のため 1 時まで休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ再開いたします。

動議の提出

1 番（保坂好明君） 議長、動議を提出します。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

1 番（保坂好明君） 南伊豆町住民投票条例を制定する動議を提出いたします。

議長（齋藤 要君） ただいま保坂好明君から、南伊豆町住民投票条例を制定する動議が提出されました。

この動議は、1 人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

本動議を日程に追加し、追加日程第 3 として直ちに議題にすることについて採決いたします。

本動議を日程に追加し、追加日程第 3 として直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、南伊豆町住民投票条例を制定する動議を日程に追加し、追加日程第 3 として直ち

に議題とすることは可決されました。

南伊豆町住民投票条例を制定することについて

議長（齋藤 要君） 追加日程第3、南伊豆町住民投票条例を制定する動議を議題といたします。

提案説明を求めます。

保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 南伊豆町住民投票条例提案要旨を、ただいまより発表いたします。

今、日本は本格的な地方分権の時代に入ろうとしております。地方分権の大きな眼目は徹底した情報公開と住民の自治体への参画であります。自治体全般、住民生活全般にかかわる大きな懸案の決定に際し住民全体の意思を反映することは、その中でも重要なことの一つであります。合併問題を初め、地方分権の時代に、今後予想される重要な意思決定については、徹底した情報の公開のもとでの住民の意思の反映の道を制度として確立しておくことは、議会人としての大きな責務と考えます。よって、ここに南伊豆町住民投票条例の制定を提案するものであります。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 突然、住民投票条例が出て、審議をここで今すぐというのは非常に難しいと思います、条例の内容から見て。これを委員会へ付託すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 梅本議員から、ただいま委員会付託という意見がありましたが、皆さんいかがですか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、本案を第1常任委員会に付託したいと思いま

すが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、南伊豆町住民投票条例を制定することについては、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第60号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） それでは、議案に入ります。

議第60号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 提案理由を申し上げます。

地方税法第423条の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査、決定するため、固定資産評価審査委員が今、設置されております。現委員の3名のうち、上賀茂380番地、宇田玉夫氏の任期が本年9月30日で満了となります。後任には、市之瀬544番地の1、山本範征氏を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第です。

よろしくご審議のほどお願いします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

石井福光君。

11番（石井福光君） この件について、私は反対するつもりはございませんが、委員の中で、選挙管理委員が定員4名、教育委員が4名、固定資産評価審査委員が3名、監査委員が2名、合計13名いるわけでございます。それで、その内訳でございますが、南中地区3名、竹麻地区3名、南崎地区2名、南上地区3名、それで今日この固定評価委員が、これは4名

になるわけです。それで、三坂地区が1名、三浜地区はゼロなんですが、これは余りにも公平に欠けていると思うんですが、この件について、選任した理由を、町長、1点伺いたいと思いますが。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 固定資産評価委員は、不動産等々の問題が起こった場合に審査する方でございます。山本さんが農協で、そういう融資等々の経験があるということでお願いしたと、そういう経過がございます。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

11番（石井福光君） 今、町長の答え十分わかります。適任があるからこそ選任したのはいいんですが、私の質問しているのは、公平さに欠けていると。三浜地区ではゼロ、三坂地区で1、あとは3、4でいくのではないかと、公平に欠けているということで、それに対する考え方は、町長はどう思っているかということを知りたいです。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 公平ということで、私たち経験ということを中心に、特殊な仕事でございますもので、確かにご指摘のとおり、結果的にはそうなった嫌いがございます。しかし、審査委員の立場上、その過去のそういう経験が大事だと、そう判断したもので、その辺はご容赦願いたいなと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

11番（石井福光君） それは確かに。だから私は反対しているわけではないわけです。この人が適切だということで、選任したのは当然なんだけれども、やはり公平の立場を考えたときに、これを幾ら審議しても、これは行ったり来たりになりますので、今後は、やはりある程度は各地区から、いろいろの委員については、ある程度の公平の原則の中で選任してほしいということで、私の質問を終わります。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もございませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第60号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第60号議案は同意することに決定いたしました。

議第61号及び議第62号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第61号及び議第62号の教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第61号並びに議第62号の提案理由を申し上げます。

教育委員会委員であります加納684番地の1、岡部順之氏と、下流47番地、平山敏郎氏の任期がそれぞれ本年10月30日をもって満了いたします。岡部氏は平成8年10月31日就任以来、約8年間にわたり、平山氏は平成10年9月21日就任以来、約6年間にわたり、本町教育行政の進展にご尽力されました。お二人方とも、人格も高潔で、教育文化に高い見識を有しており、教育委員として適任者であると存じます。つきましては、両氏を引き続き教育委員として任命いたしたく、ご提案申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第61号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第61号議案は同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第62号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第62号議案は同意することに決定いたしました。

議第63号及び議第64号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第63号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を変更する規約制定について、及び議第64号 静岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約制定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第63号と議第64号議案は、町村合併により、構成団体である一部事務組合の解散及び組合名称の変更によるもので、一括して提案理由を申し上げます。

町村合併により、伊豆市や御前崎市が誕生したことに伴い、旧町村で構成していました6つの一部事務組合を、一組合を廃止し、平成16年4月1日から、当組合を名称変更するための両組合規約の一部変更を行うものです。

どうか、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第63号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第63号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第64号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第64号議案は原案のとおり可決されました。

議第65号の上程、朗読、説明、質疑

議長（齋藤 要君） 議第65号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第65号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置について、提案理由を申し上げます。

本議案は、市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項の規定に基づいて行われた住民発議による、下田市と南伊豆町の合併協議会設置請求を受け、議会に付議する諸手続が整いましたので、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項及び同法第4条第5項の規定に基づき、意見を付して提案するものです。

国、県及び南伊豆町の財政状況や、地区懇談会における住民の動向等を踏まえ、去る6月定例議会に、下田市と南伊豆町の合併協議会設置議案を提案させていただきましたが、議案にご賛同いただけなかったことはまことに残念でした。

そうした状況の中、新たに下田市と南伊豆町の合併協議会設置に向けて、住民代表者から、住民発議による合併請求書が7月20日に提出されました。審査の結果、意見書に記載のとおり、有効署名が有権者8,807人中、43.5%の3,828人となり、多くの住民が合併協議会設置を望んでいることがわかりました。住民発議という直接請求により合併協議会設置にご尽力された町民の皆様に敬意をあらわすとともに、町民の意思を大切にしなければと考えております。

合併の相手先であります下田市におきましては、ご承知のとおり、9月3日の下田市議会

におきまして、南伊豆町民の民意を踏まえて、合併協議会設置議案が可決されております。

今回の提案は町民の意思そのものであり、町長としましては当然に町民の代表者として提案するものであります。つきましては、合併協議会設置請求代表者であります大野良司氏の合併書面に関する趣意書を朗読させていただきます。

皆様の力を結集し、合併協議会を設置して、南伊豆町の未来を考える住民発議にかかわる署名のお願い。

下田市を合併対象市町村とする法定合併協議会設置請求。

私は、下田市、賀茂郡の1市6町を範囲とするところから、市町村合併の検討に携わってまいりました。下田市、河津町、南伊豆町の1市2町法定合併協議会の折には、協議会委員も務めさせていただきました。法定合併協議会は、市町村合併の有効性、非有効性を協議する場です。残念ながら、1市2町の合併は、各自治体の財政状況に対する解釈の相違から解散となりました。これは協議、検討の結果、導き出されたものです。

しかし、下田市を合併対象市町村とする1市2町の合併につきましては、この協議、検討の場すら設置されておりません。南伊豆町の年間予算約50億円のうち、約15億円が税収と自主財源で賄われておりますが、この先、人口の減少、少子高齢化により、先細りが懸念されます。依存財源の中心となる国からの地方交付税は、平成12年度の23億円をピークに年々削減され、今後は三位一体の改革等の影響により、さらに削減の幅が大きくなる見込みです。また、12年度には25億円あった町の積立金も、財源補てんのために取り崩され、平成15年度末には14億円程度となっています。このままでは、私たちは今までどおりの行政サービスを受けることができなくなるばかりか、未来に大きなツケを残すことになりかねません。

今回設置を請求する法定合併協議会は、南伊豆町と日常生活圏をほぼ同じくする下田市との市町村合併が、この難局の打開に有効であるかどうか、協議、検討する場です。法定合併協議会を設置しないことは、現状の打破、未来への責任を協議する機会の一つを放棄することになります。皆様の力で法定合併協議会の設置を実現し、南伊豆町の未来を考えましょう。

平成16年7月。法定合併協議会設置請求代表者、大野良司。

以上でございます。

住民発議の意味と重さを真摯にとらえ、住民発議にかかわられた多くの町民の労苦をむだにしないよう決断することが望まれていると考えます。住民の幸せと南伊豆町の将来を真剣に考え、合併により、さらなる行財政改革を推進し、住民サービスの低下を防ぎ、時代に即応した新たなまちづくりを展開すべく、新市建設計画の策定、その他合併に関するあらゆる

協議を行い、合併特例法の期限内に事務処理が施行できるよう、速やかに下田市と南伊豆町の合併協議会を設置し、合併についての協議、検討を進めてまいりたいと存じます。

引き続きまして、住民発議に対する意見を申し上げます。

意見書。

下田市と南伊豆町の合併協議会設置議案については、去る6月定例議会で否決された経緯がありますが、本議案は、市町村の合併の特例に関する法律第4条の規定に基づく住民発議による合併協議会設置請求を受け、提案されたものです。

住民発議による有効署名は、有権者8,807人中3,828人と、請求に必要な署名数である有権者の50分の1の177人を大きく上回ったことから、多くの住民が合併協議会設置を望んでいると考えられます。

合併協議会を設置するに当たっては、こうした住民の期待を真摯に受けとめ、良識ある判断をしていかなければならないと考えます。

南伊豆町と下田市は、周知のとおり地理的にも隣接しており、従来から通勤・通学など多くの交流があり、また消防・救急を初め、斎場、し尿処理など住民に密着したさまざまな業務を共同処理するとともに、各種団体や住民同士のかかわりも非常に深い地域であります。

また、両市町とも四季を通じて温暖な気候、豊富に湧出する温泉、景観にすぐれた豊かな自然のほか歴史や文化など共通した点が多く、住民の日常生活や経済活動においても同じ基盤を有してきた地域であります。

住民の期待の大きさ、両市町の財政状況、少子高齢化の進展状況、地理的条件や生活圏の共有などを総合的に勘案し、南伊豆町の将来のあり方を考えた場合、合併によりさらなる行財政改革を推進し、住民サービスの低下を防ぎ、時代に即応した新たなまちづくりを展開すべく、合併の必要性も含め下田市と合併に関するあらゆる協議を行うため、速やかに合併協議会を設置し、合併についての協議・検討を進めるべきと判断いたします。

なお、規約については企画課長より説明させます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 今、町長の方からご説明した、規約の方の説明を申し上げます。議案の後ろについてございますが、書類の朗読をもって説明をしたいと思います。

下田市・南伊豆町合併協議会規約。

第1条、設置。

下田市及び南伊豆町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

第2条は合併協議会の名称でございます。

第2条、この合併協議会の名称は、下田市・南伊豆町合併協議会（「以下「協議会」という。）とする。

第3条につきましては、この協議会の担当事務でございます。

第3条、協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 両市町の合併に関する協議。
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項。

第4条については事務所の位置でございます。

第4条、協議会の事務所は、賀茂郡南伊豆町の区域内に置く。

第5条につきましては組織です。

第5条、協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

第6条と第7条等につきましては、会長、副会長、委員の関係でございますが、第6条、会長及び副会長。

会長及び副会長は、両市町の長が協議し、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2、会長及び副会長は、非常勤とする。

第7条、委員。

第7条、委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長及び教育長。
- (2) 両市町の議会の議長、副議長及び議員各3人。
- (3) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者12人以内。

2、委員は、非常勤とする。

会長及び副会長の職務。

第8条、会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

第9条、会議。

協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2、会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3、会長は、あらかじめ会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項を、副会長及び委員に通知しなければならない。

第10条、会議の運営です。

会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2、会長は、会議の議長となる。

3、前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

第11条、関係職員等の出席です。

第11条、会長は、必要に応じて両市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は発言を求めることができる。

第12条、協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2、小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

第13条、幹事会。

第13条、協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第14条は事務局の規約です。

第14条、協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2、事務局の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第15条、経費の負担。

第15条、協議会に要する経費は、両市町が協議して負担する。

第16条、監査。

協議会の出納の監査は、会長が両市町の監査委員各1人に委嘱して行う。

2、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

第17条、財務に関する事項です。

協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第18条は報酬及び費用弁償でございます。

第18条、協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2、前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

第19条、協議会解散の場合の措置。

第19条、協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第20条、補則。

第20条、この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則。

この規約は、両市町の長が協議して定めた日から施行する。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

2番（清水清一君） この法定合併協の定款が出たわけでございますけれども、この席上に、大野良司氏が意見を述べる場があるわけでございますけれども、どうしてこの席上に、大野良司氏が出て意見を述べる機会、出てこられなかったのかを、当局の説明をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 合併特例法に基づいて、この住民発議は行われたわけですが、それによりますと、請求者が議会の場に出て、意見を述べることはできます。ですけれども、議会の方から、この場に出てきて、議員の皆さんがその請求者に対して質問等、そういうことはできないことになっておりますので、当局としましても、大野良司請求者を、ここに来ていただくというような、そういうことはちょっとできませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

2番（清水清一君） こっちが招集しなくても、大野良司氏はここへ来てしゃべることができるわけですから、それを、なぜ来られなかったのかを、当局は知っておられるのかということをお聞きいただけますので、それを知っておられましたら、よろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 大野良司氏の方からは、私ども当局の方に、ここへ来られない理由だとかそういうことについて、一切申し入れはありません。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

2番（清水清一君） いいです。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

動議の提出

2番（清水清一君） 議長、動議。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

2番（清水清一君） 動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第65号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置についてを第1常任委員会に付託し審議することを望みます。

以上でございます。

〔「賛成」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ただいま清水清一君から、議第65号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置についてを第1常任委員会に付託し審議することについての動議が出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がいますので、成立いたしました。

議第65号議案を第1常任委員会に付託し審議することの動議を議題といたし、採決いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第65号議案を第1常任委員会に付託し審議することの動議は可決されました。

よって、議第65号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置については、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、ちょっと整理をする関係がありますので、5分間休憩をいたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時44分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き再開いたします。

議第66号の上程、朗読、説明、質疑

議長（齋藤 要君） 議第66号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第66号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出予算の総額から2億6,030万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億744万円とするものです。

補正の大きなものは、保健福祉センター建設事業の国庫補助金9,000万円を予定していたところ、本年度1,000万円しか決定されず2カ年の継続事業になることにより、保健福祉センター建設工事を2億9,415万7,000円減額し、関連する歳入につきましても所要の減額をするものです。

このことに併せまして、平成17年度まで、限度額2億9,315万2,000円の保健福祉センター建設事業の債務負担行為を追加するものです。

その他の歳出で主なものは、給与費関係経費1,908万2,000円の減額更正、児童手当法改正により拡大された小学校3学年終了前特例給付金915万円増額、青野大師ダム関連町道の用地取得費1,265万2,000円、また前号議案で提案いたしました住民発議による下田市・南伊豆町合併協議会設置に係る負担金697万1,000円等の経費を計上させていただきました。

内容については、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） それでは、内容説明をさせていただきます。

21ページをお願いします。

歳出、第1款議会費、1項議会費323万1,000円を補正したいものでございます。

1項1目議会事務の一般職給料は、職員の異動によるものでございます。委託料62万7,000円につきましては、会議録の作成委託料でございます。

次のページをお願いします。

第2款総務費、1項総務管理費1,207万円の増、一般管理費14万6,000円の減でございます。人件費にかかる減と特別旅費の増との差額でございます。

2目会計管理費、時間外勤務手当7万円の増でございます。

1項3目財産管理費でございますが、財産管理事務30万円の増でございます。

庁舎管理事務、工事請負費472万5,000円につきましては、役場駐車場の横にあります発電機の移設にかかる経費でございます。

1 項 5 目秘書広報費秘書事務、15万円の修繕料でございます。

企画調整事務、負担金、補助及び交付金697万1,000円でございます。下田市・南伊豆町合併協議会負担金でございます。

2 項徴税費728万2,000円の減でございます。税務総務事務につきまして1,107万4,000円の減。これは1名職員を減した関係と人事異動の関係でございます。

賦課徴収事務379万2,000円。これにつきましては13委託料336万円でございますが、平成18年度評価替えに伴う標準値の宅地等鑑定評価委託料でございます。

負担金、補助及び交付金43万2,000円。これは南伊豆計算センターの負担金でございますが、平成17年4月から軽自動車のナンバーが3けた化します。その関係によりますソフトの変更の負担金でございます。

3 項住民基本台帳費520万5,000円の減でございます。これにつきましても、課内の職員異動によります1人減でございます。

4 項選挙費、選挙管理委員会費でございますが、これは選挙管理委員会の事務でございます。34万5,000円でございます。住民発議等により生じた事務による増でございます。

参議院議員選挙事務、これは7月17日執行の参議院議員の選挙の精算によるものでございまして、8,000円の減でございます。

静岡海区漁業調整委員会委員選挙事務でございますが、8月5日の執行予定でしたが、無投票でございました。その準備経費として10万円でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費117万6,000円の減でございます。

社会福祉総務事務で774万3,000円の減でございます。これは1人職員が減でございます。そういう人件費と役務費につきましては検案料、要するに死体処理の検案料等でございます。8万円でございます。

社会福祉事業、これにつきましては38万3,000円ですが、12月1日より、重度心身医療助成の関係が改正されました。それに伴います公費負担分審査支払手数料4万5,000円でございます。

それから、23の償還金利子及び割引料で33万8,000円。国県支出金の返還金でございます。これは過年度分の精算の結果、返還するものでございます。

国民年金事務につきましては2万2,000円の補正増でございます。

老人福祉事業につきましては21万6,000円の増でございます。需用費の11万円につきましては緊急通報システムのバッテリー交換のものです。

役務費10万6,000円につきましては高齢者実態アンケートのためでございます。

国民健康保険事務594万6,000円ですが、課内異動の結果、1名ここへ持ってきた関係でございます。住民係をもう1人減しております。

2項児童福祉費、児童福祉総務事務で19万9,000円の増でございます。これも人事異動の関係でございます。

2目の児童福祉施設費677万5,000円でございます。

児童福祉施設運営事務で649万5,000円の増でございます。一般職給242万2,000円となっておりますが、これは育児休暇をとっている職員が1人あるための減でございます。

それから、賃金でございますが875万6,000円。臨時保育士賃金、それから臨時調理員賃金、不足分につきましてはを計上させていただきます。

差田保育所運営事務25万3,000円。これにつきましては役務費でございます。立木伐採料、要するに枯れ木の処理でございます。それからパソコン設定料でございます。

手石保育所運営事務2万7,000円でございます。

南崎保育所、それから南上保育所につきましては、財源区分の変更でございます。

子育て支援事務につきましては915万円の増でございます。児童手当が小学校3年生まで対象になったことによりまして、これを10カ月分、あとの2ヶ月分につきましては翌年度支給対象になって、10カ月分を計上させていただきました。915万円でございます。

4款衛生費、保健衛生費3億235万1,000円の減でございます。

保健衛生総務事務471万1,000円の増でございます。これは人件費の関係でございます。民生係の方を減らし、1名増としております。

保健福祉センター建設事業、これは町長申し上げましたとおり、3億714万2,000円の減でございます。工事請負費で3億134万2,000円。当初に比較しまして、11%の補助金がつかないよということの対応でございます。保健福祉センター建設工事が2億9,451万7,000円の減、保健福祉センター附帯工事が682万5,000円の減でございます。

備品購入費が600万円の減でございます。

補償補填及び賠償金が20万円の増でございます。

母子衛生事業でございますが、5万円の増でございます。

へき地診療対策事務は9万円の増で、これも人件費でございます。

老人保健医療事業6万円の減でございます。これは臨時職員の社会保険料の減でございます。

清掃総務事務87万1,000円の減でございます、人件費でございます。

焼却施設維持事業につきましては11万5,000円の減でございます、臨時職員の社会保険料の減でございます。

5款農林水産業費、農業費でございますが、412万5,000円の増でございます。

農業委員会事務につきましては12万円の増でございます。これにつきましては、農業委員会の選挙の結果、農業委員が19人となったためでございます。

農業総務費、農業総務事務でございますが、170万円の増でございます。これは人事異動によるものでございまして、170万円の増でございます。

農業振興事業221万円の増でございます、これにつきましては農村景観づくりの業務委託料でございます、幹線道路沿いの休耕地の景観作物の栽培を行うための委託料、それから消耗品費でございます。これにつきましては吉祥、4ヘクタールを計画しております。休耕地でございます。県の補助金が200万円出ます。それから未登記農道測量調査及び登記委託料11万円でございます。

農山村総合施設管理運営事務9万5,000円の増でございますが、南上プールの塩素購入の需用費でございます。

水産業費が3万2,000円の増でございます、水産業振興事業が2万円の減でございます。負担金の減でございます、沿岸漁業振興協会を廃止し、沿岸漁港協会につきましても廃止し、漁港漁場協会を新しく設立したための負担金の変更でございます。

漁港施設維持事業が1万4,000円の増でございます。

漁港建設事業でございますが、3万8,000円の増でございます、人件費でございます。

6款商工費でございます。商工費全体で692万3,000円の増でございます。

商工総務事務で17万5,000円の減。これは人件費でございます。

観光振興事業が101万2,000円の増でございます、工事請負費26万7,000円につきましては石廊崎駐車場区画線設置工事でございます。

備品購入費74万5,000円につきましては、石廊崎のジャングルパークの関係で、トイレが不足している関係で、簡易トイレ2基を購入したいものでございます。

弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事務73万1,000円の増でございます、修繕料68万円。これはシャワー、ボイラー、クーラー等の修繕料でございます。

委託料5万1,000円。これはレジオネラ菌等の水質検査委託料でございます。

銀の湯会館運営事業535万5,000円でございます。

需用費が100万円でございます、これは配管洗浄、あるいはろざい交換をするための修繕料でございます。

委託料につきましては107万5,000円の減でございますが、ろ過機保守管理委託料を157万5,000円減いたします。銀の湯会館改修工事設計監理委託料を50万円計上したいものでございます。

工事請負費につきましては535万6,000円でございます、大風呂給湯配管の取りかえ工事でございます。上がり湯の配管取りかえ工事379万1,000円でございます。売店拡張工事が156万5,000円でございます。

備品購入費でございますが7万4,000円。電子レジスターを、販売項目の増によりまして取りかえたいものでございます。

7款土木費でございます。土木管理費で519万円の減でございます。これは建設課の職員1人減した関係での減でございます。

それから、負担金、補助及び交付金につきましては、南国伊豆横断道路整備促進期成同盟会負担金。河津松崎間の道路を整備するような運動をしていこうという負担金でございます。

道路維持事業が15万2,000円ございまして、未登記町道の用地取得維持費でございます。

単独道路改良事業でございますが、130万円ございまして、物件移転補償費でございます、湯ノ川原線の温泉管の移設でございます。

次に、河川維持事業でございますが、80万円増ございまして、工事請負費を80万円増額したいものでございます。これは二条の寺ヶ谷川改修工事でございます。

小規模生活ダム関連整備事業で1,265万2,000円。これにつきましては公有財産購入費でございます。町道用地取得費ございまして、ダム建設のために町道拡幅が行われてございまして、拡幅済みの用地取得費。これは今現在静岡県が借地料を払っているところの分を、本年度と来年度にかけて購入したいものでございます。

港湾管理事務でございますが、196万円の増ございまして、負担金、補助及び交付金でございます。県営事業の手石港整備事業負担金175万円。これにつきましては手石新港の調査設計等の負担金でございます。妻良港整備事業負担金21万円については、15%負担の物揚場の増でございます。

公共下水道事業特別会計繰出金418万1,000円。これにつきましては、下水道課の職員が1人減になったことによりまして減でございます。

急傾斜地崩壊防止事業費10万円。これにつきましては、二条の八反田急傾斜、これの平面

図不足分を追加したいものでございます。合併促進を図るためのものでございます。

8 款消防費、非常備消防事務でございますが、39万2,000円の増でございます。消防団員退職報償負担金でございます。4月の議会において、条例改正により退職金の引き上げを2,000円ほど行いましたんですが、その支給元である消防団員等共済基金から、1人当たり90円の増が通知されました。そのことに伴います増でございます。

9 款教育費、教育費全体で24万3,000円の補正減でございます。

事務局事務20万2,000円減でございます。これは人件費でございます。

英語教育事業4万1,000円の減でございます。これはA L T分の賃金の社会保険料でございます。

小学校管理事務500万5,000円の増でございます。これにつきましては人件費、それから需用費で給食消耗品費、磁器食器でございます。これは7校分まとめて買うということで10万3,000円。委託料が1万5,000円。工事請負費が442万2,000円でございます。南崎小学校の補修工事でございます。男子トイレの地盤沈下による排水管の工事、それから火災報知機の工事でございます。これは落雷にやられた為でございます。

竹麻小学校管理事務、これは15万1,000円の増でございます。施設修繕料でございます。扉の修繕料でございます。

南中小学校管理事務につきましては10万円でございます。修繕料でございます。牛乳保冷库の修繕でございます。

それから、三浜小学校管理事務につきましては、機械器具リースの関係を節間の流用でございます。

小学校教育振興事務は2万5,000円でございます。これは社会保険料でございます。

中学校管理事務6,000円の増でございます。

南伊豆中学校管理事務58万6,000円の増で、需用費が17万6,000円でございます。施設修繕料、中学校進入舗道のU字溝ふたの修繕でございます。

備品購入費41万円でございますが、施設備品、牛乳保冷库の購入でございます。

中学校教育振興事務11万9,000円でございます。電算機器賃借料でございます。これは成人向けのふしょう防止のソフトがリース切れになっております。新たにこのソフトを導入したいものでございます。

幼稚園事務81万7,000円の減でございます。これは人件費でございます。

社会教育総務事務3,000円の増でございます。

公民館管理運営事務2,000円の増でございます。

図書館管理運営事務21万6,000円の増でございます。この中の役務費21万円につきましては、静岡県横断検索システムセットアップ費でございます。県立図書館のソフトネットを検索するような形のコンピューターソフトのセット料でございます。

保健体育総務事務1万円でございます。これは夜間照明管理謝金でございます。

10款災害復旧費でございますが、単独漁港施設災害復旧事業60万5,000円でございます。使用料及び賃借料の関係が重機借上料24万円でございます。これは台風15号による重機借上料でございます。

工事請負費36万5,000円につきましては、これも現年災工事ですが、台風15号による、小稲漁港、東側の護岸が決壊した関係の工事でございます。公共債に該当しないというものでございます。

13ページをお願いします。歳入でございます。

13款分担金及び負担金で、土木費分担金でございますが、4万円の増でございます。先ほどの二条の寺ヶ谷川80万円補正増した関係の5%分でございます。

14款使用料及び手数料でございます。商工使用料535万5,000円の増でございます。銀の湯会館の使用料でございます。

教育使用料43万2,000円でございます。幼稚園保育料でございます。

15款国庫支出金、国庫負担金でございますが、609万8,000円の増でございます。民生費の国庫負担金でございます。先ほど申し上げました児童手当の関係の国庫負担金でございます。6分の4が国庫から補助されるよといったことでございます。

被用者小学校第3学年修了前特例給付交付金、これは厚生年金等の関係者に対するものと児童に対するもので、339万9,000円でございます。

非被用者小学校第3学年修了前特例給付交付金、国民年金の家族に269万9,000円でございます。

衛生費国庫補助金でございますが、8,127万7,000円でございます。保健福祉センターの関係でございます。

16款県支出金でございます。県負担金が163万4,000円の増でございますが、民生費の県負担金につきましては、社会福祉費負担金で11万1,000円。これについては身元不明1件分の行旅死亡人の取扱費負担金でございます。

それから、児童手当の関係でございます。小学校3年までの間が6分の1、県の方から

負担されます。結果として町が6分の1負担するというところでございます。それが、被用者の関係が84万9,000円、非被用者が67万4,000円でございます。

県補助金、民生費県補助金は2万2,000円。重度心身障害者医療費補助金でございます。これについては重心医療費の2分の1の補助金でございます。

農林水産業費県補助金200万円でございますが、農村景観づくり事業助成金でございます。総務費委託金9万円。これにつきましては静岡海区漁業調整委員会委員選挙委託金でございます。

20款繰越金1,589万円。前年度繰越金でございます。

21款諸収入、雑入が94万4,000円ございまして、保育所職員給食費負担金26万1,000円、市町村職員海外研修助成金ございまして68万3,000円でございます。

過年度収入といたしまして236万7,000円でございますが、下田地区消防組合負担金過年度収入ございまして、128万4,000円の過年度収入でございます。南伊豆総合計算センター負担金過年度収入、精算の結果によりまして108万3,000円の収入でございます。

22款町債、衛生債2億1,390万円の減でございます。保健福祉センター建設事業で過疎債の減でございます。

11ページをお願いいたします。今回の補正が2億6,030万5,000円の減額ございまして、減額後47億744万円といたしたいものでございまして、補正額の財源内訳でございますが、国県支出金が7,143万3,000円の減、地方債が2億1,390万円の減、その他で677万1,000円の増、一般財源が1,825万7,000円の増としたいものでございます。

なお、債務負担行為につきましては7ページでございます。

第2表、債務負担行為補正でございます。保健福祉センター建設事業ございまして、期間を平成16年度から17年度までとしたいものでございます。限度額につきましても、限度額2億9,315万2,000円としたいものでございます。

以上で内容説明を終わります。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

動議の提出

2番（清水清一君） 動議。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

2番（清水清一君） 先ほどの議第65号議案と合いますので、この議第66号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）を第1、第2各常任委員会に分割付託し審議することを望みます。

〔「賛成」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ただいま清水清一君から、議第66号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）について、第1、第2常任委員会に分割付託し審議することについて動議が出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

議第66号議案を第1、第2常任委員会に分割付託し審議することの動議を議題として、採決いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第66号議案を第1、第2常任委員会に分割付託し審議することの動議は可決されました。

よって、議第66号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）は、第1、第2常任委員会に分割付託することに決定いたしました。

議第67号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第67号 平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1

号)を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長(齋藤 要君) 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長(岩田 篤君) 議第67号の提案理由を申し上げます。

本案は7月の本算定実施により、歳入では国庫支出金、療養給付費交付金、繰入金、繰越金の増額と、国民健康保険税の減額補正であり、また歳出では総務費及び保険給付費の増額と、老人保健拠出金、介護納付金の減額が主な内容であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,324万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,097万6,000円とするものです。

なお、詳細につきましては住民課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(齋藤 要君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

住民課長。

住民課長(飯泉 誠君) 平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の内容を説明いたします。

12ページをお開きください。歳出から説明いたします。

1 款総務費、一般管理事務として17万2,000円。これは、主なものとしましては資格審査ファイル変換システムの委託料でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費40万円の増。

1 目、2 目とも、歳入補正による財源区分の変更でございます。

3 目一般被保険者療養費40万円。これにつきましては、当初見られなかった補装具の療養費が上がってきましたものですから、その分として40万円増額させていただきました。

2 項高額療養費、これにつきましても、1 目、2 目とも、歳入補正によります財源区分の変更でございます。

3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金1,334万6,000円の減でございます。

1目老人保健医療費拠出金としまして1,260万7,000円、2目の老人保健事務費拠出金としまして73万9,000円の減であります。これは拠出金の確定によりまして減額するものでございます。

4款介護納付金、1項1目介護納付金47万5,000円の減。これも確定によりまして減額するものでございます。

歳入、7ページをお開きください。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税9,735万3,000円の減であります。一般被保険者国民健康保険税としまして、1億504万6,000円の減であります。退職被保険者等国民健康保険税としまして、769万3,000円の増になります。

次のページをお願いします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、療養給付費等負担金でございますが、1,367万1,000円の増であります。主なものは過年度の、15年度分の確定による精算分の1,507万6,000円が主なものでございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金としまして99万1,000円。普通調整交付金でございます。

4款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金としまして1,077万9,000円。これも確定によります退職被保険者等療養給付費交付金でございます。

次のページの9款繰入金、2項1目支払準備基金繰入金1,200万円。支払準備基金の繰入金でございます。

10款繰越金、1項2目その他繰越金といたしまして4,666万3,000円。前年度、15年度分の繰越金でございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをお開きください。歳出で説明いたします。

補正前の額12億5,422万5,000円、補正額1,324万9,000円の減、計といたしまして12億4,097万6,000円。補正額の財源内訳といたしまして、国庫支出金は41万4,000円の減、その他としまして1,070万1,000円、一般財源といたしまして2,353万6,000円の減となります。

以上で内容説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第67号 平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第67号議案は原案のとおり可決されました。

議第68号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第68号 平成16年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第68号の提案理由を申し上げます。

平成15年度の介護給付費の確定により、社会保険費、診療報酬支払基金に3,374万7,000円、県負担金130万1,000円、事務費交付金16万3,000円を返還するための追加補正で、その財源として繰越金521万円を充てるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第68号 平成16年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第68号議案は原案のとおり可決されました。

議第69号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第69号 平成16年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第69号の提案理由を申し上げます。

平成16年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ418万1,000円減額し、歳入歳出それぞれ4億1,689万2,000円とするものです。歳出の主な内容といたしましては、人員の1名減と、人事異動による公共下水道建設事業の人件費428万1,000円の減額でございます。歳入につきましては、一般会計繰入金を418万1,000円減額するものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第69号 平成16年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第69号議案は原案のとおり可決されました。

議第70号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第70号 平成16年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第70号の提案理由を申し上げます。

収益的収支予算につきましては、水道事業収益を14万2,000円、水道事業費用を620万4,000円、おのこの増額するものであります。資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を161万円、支出を442万2,000円、おのこの増額するものであります。

詳細は水道課長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

水道課長。

〔水道課長 渡辺 正君登壇〕

水道課長（渡辺 正君） それでは、南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

15ページをお開きください。まず初めに、収益的収入及び支出のうち、収入から説明をします。

1款水道事業収益を14万2,000円増額しまして、2億7,762万2,000円とします。これは内訳としまして、第2項営業外収益、3目消費税還付金、1節消費税還付金14万2,000円であります。

16ページをお開きください。次に支出であります。

1款水道事業費用620万4,000円増額しまして、2億9,328万1,000円とします。内訳としまして、1項営業費用、3目総係費、4目簡易水道等費をおのこの183万1,000円、437万3,000円増額するものであります。これは4月の人事異動に伴うものであります。

次に、17ページをお開きください。資本的収入及び支出のうち、まず初めに収入であります。

1款資本的収入を161万円増額しまして、2億4,081万円とします。内訳としましては、5項建設改良工事負担金、1目建設改良工事負担金、1節建設改良工事負担金を161万円増額します。これは配水管布設工事に伴う負担金でございます。

次に、18ページをごらんください。支出であります。

1款資本的支出を442万2,000円増額しまして、3億4,795万6,000円とします。内訳としましては、1項建設改良費、1目水道施設改良費を440万円増額しまして、7,670万円とするものです。これは11節の委託料210万円。これは水利権更新委託料でございます。50節工事請負費を230万円。これは配水管布設工事費でありまして、下小野地区の未給水地区の工事費であります。2目上水道第5次拡張事業費2万2,000円増額します。これは5節の法定福利費2万2,000円であります。

以上で内容説明を終了します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第70号 平成16年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第70号議案は原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時40分

平成16年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成16年9月9日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第71号 平成15年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議第72号 平成15年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第73号 平成15年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第74号 平成15年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第75号 平成15年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第76号 平成15年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第77号 平成15年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第78号 平成15年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第79号 平成15年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第80号 平成15年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第81号 平成15年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第82号 平成15年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第83号 平成15年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
3番	鈴木勝幸君	4番	谷川次重君
5番	鈴木史鶴哉君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	飯泉誠君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	勝田悟君	商工観光課長	鈴木博志君
生活環境課長	石井司君	下水道課長	佐藤博君
教育委員会 事務局 局長	鈴木勇君	水道課長	渡辺正君
会計課長	土屋敬君	行財政主幹	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺修治	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しております。

これより平成16年9月定例会本会議第3日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

12番議員 横 嶋 隆 二 君

1番議員 保 坂 好 明 君

議第71号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

議第71号 平成15年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 監査委員の決算審査報告につきましては、お手元へ配付しました決算審査意見書をもって報告にかえます。

以下、各会計についての監査委員の決算審査報告も同様とし、省略いたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第71号 平成15年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

平成15年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額57億5,227万5,811円、歳出総額54億8,122万4,659円で、歳入歳出差引残金実質収支額は2億7,105万1,152円となりました。これを平成14年度決算と比較いたしますと、歳入につきましては2億6,115万9,050円、4.8%の増、同じく歳出につきましても2億6,983万1,693円、5.2%の増となりました。

平成15年度の予算執行に当たりましては、厳しい財政状況に配慮しつつ、第4次南伊豆町総合計画や過疎地域自立促進計画の具体化に努めますとともに、その執行に際しましては、計画的かつ効果的な執行を心がけてまいりました。本決算は、地方自治法第233条第3項の規定によりまして議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

なお、決算の内容につきましては収入役より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） おはようございます。

最初に、一般会計の決算の概要について簡単に説明します。

歳入合計では、前年に比べて約2億6,100万円ふえまして57億5,227万5,811円でございます。前年に比べまして増加したものは、町債が約2億8,500万円、国庫支出金1億2,500万円、基金間繰入金7,500万円であります。一方、前年に比べて減少したものは、町税で約5,000万円、地方交付税が1億5,600万円であります。

歳出合計では、前年に比べまして約2億7,000万円ふえまして54億8,122万4,659円でした。前年に比べて増加した主なものは、教育費が約5億1,300万円、これの大きな要因としましては、三浜小学校の建設にあると思います。総務費で1億6,800万円、これは、旧薬用試験場の土地の取得であります。民生費で4,600万円ふえておりますが、これはあしたば作業所の建設補助金であります。

一方、前年に比べて減少した主なものは衛生費が約3億9,200万円でありますけれども、2カ年でダイオキシン対策整備が終了したためだと思っております。商工費で3,600万円減っておりますけれども、これは役場の裏にありますはるまち橋が14年度で完成したことが大きな要

困であります。

性質別では、前年に比べて主に減少したものは、人件費が約5,000万円、物件費が3,300万円、補助費等で1,000万円であります。一方、前年に比べて増加したものは、普通建設事業費で約1億6,400万円、災害復旧費が5,700万円、特別会計への繰出金が9,300万円であります。

歳入歳出残金は約2億7,100万円でありました。

それでは1ページをお開きください。

平成15年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算の内容について、ごく簡単にご説明申し上げます。

歳入から説明しますが、時間を短くするために、予算現額、調定額、予算現額と収入済額との比較の欄は省略させていただきます。

なお、款については収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に説明いたしますけれども、不納欠損額、収入未済額がゼロの場合は省略させていただきます。項については収入済額のみ説明とさせていただきます

1 款町税ですけれども、歳入総額に対する町税の占める割合は15.8%でありました。収入済額は前年に比べまして約5,000万円減りまして9億734万2,054円、不納欠損額3,449万66円、収入未済額1億5,229万5,786円。1 項町民税、これも昨年と比べまして約1,000万円減額しまして2億7,315万9,899円。2 項固定資産税、これも前年と比べまして約3,000万円減りまして5億1,503万2,480円。3 項軽自動車税1,895万3,000円。4 項町たばこ税6,597万5,049円。5 項の特別土地保有税ですけれども、これは税法改正によりまして15年度の課税がなくなりました。したがって、ここの数字は滞納繰越分の数字だけになっております。収入済額が251万2,204円。6 項入湯税3,170万9,422円です。

2 款地方譲与税、収入済額が7,591万3,000円。1 項自動車重量譲与税5,651万5,000円。2 項地方道路譲与税1,939万8,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金とも同額でありまして、収入済額が670万2,000円です。

4 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金とも同額でありまして、8,958万9,000円です。

5 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金とも同額でありまして、1,723万1,479円です。

6款特別地方消費税交付金、1項特別地方消費税交付金、ゼロであります。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金とも同額でありまして、5,132万2,000円です。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金とも同額でありまして、2,334万9,000円です。

9款地方交付税、1項地方交付税とも同額でありまして、これは歳入に対する割合が34.3%であります。昨年より1億5,572万2,000円減りまして19億7,057万1,000円です。この内訳としましては、普通交付税で16億7,531万8,000円、特別交付税で2億9,525万3,000円です。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、これも同額でありまして、132万8,000円です。

11款分担金及び負担金、収入済額が5,492万6,580円、収入未済額が20万6,800円、これは保育所の保育料の未収でございます。

次のページをお開きください。

1項分担金、これは土木費の分担金等でありまして509万3,000円です。2項負担金、これは民生費負担金で、主に保育料でありまして4,983万3,580円。

12款使用料及び手数料9,757万2,310円、収入未済額が48万4,530円、これは道路使用料が36万5,930円で、河川使用料が11万8,600円です。1項使用料、この主なものは銀の湯会館及び弓ヶ浜温泉会館の使用料で、8,530万9,110円でございます。2項手数料、これは住民課の窓口手数料や清掃手数料で1,226万3,200円です。

13款国庫支出金4億7,553万1,742円、1項国庫負担金、これは社会福祉費、保育所、児童手当等の国庫負担金でありまして2億687万2,509円、2項国庫補助金、これは三浜小学校の整備費等が主なものでありまして2億6,408万3,647円です。3項委託金、これは国民年金事務や児童手当の事務の委託金でありまして457万5,586円です。

14款県支出金2億4,978万7,795円、1項県負担金、これは社会福祉費や保育所運営費等の県負担金でありまして7,000万5,570円。2項県補助金、これはバス対策事業や社会福祉等の県補助金でありまして1億5,349万2,639円。3項委託金、これは衆議院議員の選挙や税務課の徴税費の委託金でありまして2,628万9,586円であります。

15款財産収入403万3,629円。1項財産運用収入、これは財産の貸付収入や預金利子の収入でありまして268万5,549円。2項財産売払収入134万8,080円です。

16款寄附金、1項寄附金とも同額で120万9,459円です。

17款繰入金 4億7,582万1,685円、1項特別会計繰入金、これは老人保健会計や三坂財産区からの繰入金でありまして1,505万6,235円です。2項基金繰入金、これは財政調整基金、減債基金、ふるさと創生基金の繰入金で4億6,076万5,450円です。

18款繰越金、1項繰越金とも同額でありまして、これは前年の繰り越し2億7,972万3,795円です。

19款諸収入5,422万1,283円、収入未済額が338万2,864円、これは災害援護資金の貸付金の未収であります。1項延滞金、加算金及び過料、これは延滞金でありまして124万710円です。2項町預金利子1万3,872円。3項貸付金元利収入、これは災害援護資金の貸付金の収入でありまして2万2,000円です。4項雑入、これは主なものとして銀の湯会館の物品販売及び貸出収入、それと在宅食事サービス利用者の利用料金等で5,294万4,701円です。

20款町債、1項町債とも同額でありまして、9億1,610万円であります。この町債の主なものとしましては、臨時財政対策債で3億4,920万円、教育債で3億360万円、土木債で1億1,980万円でありまして、前年より約2億8,500万円ふえております。詳細については、25ページと26ページに記載されております。

歳入合計、ここは読んでいきます。予算現額56億6,532万4,000円、調定額59億4,313万5,857円、収入済額、これは前年より約2億6,116万円ふえまして57億5,227万5,811円、不納欠損額3,449万66円、収入未済額が1億5,636万9,980円、予算現額と収入済額との比較としまして8,695万1,811円の増であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。

歳出につきましても、款と項の項目の支出済額のための説明とさせていただきます。

1款議会費、1項議会費とも同額でありまして、6,782万7,753円。

2款総務費7億9,470万7,635円、1項総務管理費、これは一般管理費、財産管理、自治振興、電算管理等の費用でございまして6億2,693万6,068円。2項徴税費、これは税務課関係の費用でありまして8,507万1,150円。3項戸籍住民基本台帳費、これは住民課関係の費用でありまして5,065万8,754円。4項選挙費、これは町議会議員の選挙、衆議院議員の選挙等でありまして2,525万9,089円。5項統計調査費、583万4,593円。6項監査委員費、94万7,981円あります。

3款民生費7億7,113万8,377円、1項社会福祉費、これは社会福祉総務費、老人福祉、国民年金等の費用でありまして4億665万557円です。2項児童福祉費、これは主に保育所

や児童手当等でありまして2億8,528万8,173円。3項災害救助費、15万2,295円。4項介護保険費、これは介護保険への繰出金でありまして7,904万7,352円。

4款衛生費6億7,956万7,031円、1項保健衛生費、これは環境衛生や斎場組合、老人保健のヘルス事業等の費用でありまして2億9,467万8,708円。2項清掃費、これは清掃総務費、塵芥処理費、し尿処理費等でありまして2億9,479万3,323円。3項上水道費、これは水道事業への出資及び補助でありまして9,009万5,000円です。

5款農林水産業費1億7,797万7,252円、1項農業費、これは農業振興、農地費、郷土館の管理費等でありまして8,084万5,116円。2項林業費、林業振興、森林整備、松くい虫防除の費用でありまして3,134万5,952円。3項水産業費、水産振興や漁港の施設、集落排水事業特別会計の繰出金でありまして6,578万6,184円です。

6款商工費、1項商工費とも同額でありまして、観光費、環境美化、銀の湯会館等の運営費で2億4,913万9,040円です。

7款土木費5億7,827万2,575円、1項土木管理費、これは土木総務事務費でありまして6,042万4,192円。2項道路橋梁費、道路維持費や新設改良や橋梁維持費でありまして2億1,188万7,187円です。

次のページをお願いします。

3項河川費、これは河川維持、河川改良、青野川の整備事業費でありまして4,553万8,930円。4項港湾費、これは港湾管理費でありまして2,444万3,464円。5項都市計画費、これは公園管理とか公共下水道への繰出金でありまして2億2,001万8,695円です。6項住宅費、これは町営住宅の管理費や急傾斜地崩壊防止事業の費用でありまして1,596万107円です。

8款消防費、1項消防費とも同額でありまして2億5,924万6,872円ですけれども、常備消防に1億8,261万6,000円、非常備消防に3,817万9,000円入っております。

9款教育費11億3,516万8,380円、1項教育総務費、これは教育委員会事務局の費用でありまして6,182万7,237円。2項小学校費8億9,037万6,269円ですけれども、これは三浜小学校の建設事業費約7億円が含まれております。3項中学校費7,406万1,865円。4項幼稚園費3,633万8,727円。5項社会教育費、これは公民館の管理とか文化財とか図書館の費用が入っております6,133万4,175円です。6項保健体育費、これは保健体育総務とか武道館の管理運営費が入っております1,123万107円です。

10款災害復旧費1億4,363万4,666円、1項農林水産業施設災害復旧費682万5,965円。2

項公共土木施設災害復旧費 1 億3,680万8,701円です。

11款公債費、1 項公債費とも同額でありまして 6 億2,454万5,078円、これは元金償還分として 4 億7,351万796円、利子分として 1 億5,103万4,282円です。

12款予備費、1 項予備費とも同額でありまして、ゼロであります。

歳出合計、予算現額56億6,532万4,000円、支出済額は前年より約 2 億七千万円ふえまして 54億8,122万4,659円、不用額、予算現額と支出済額との比較も同額でありまして、1 億 8,409万9,341円であります。

次のページをお開きください。

歳入歳出差引残額 2 億7,105万1,152円、これは全額平成16年度一般会計に繰り越しました。

財産に関する調書は133ページから136ページに記載してありますので、ごらんになっておいてください。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、それと決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類等をごらんになっていただきたいと思います。

以上で、一般会計決算の内容説明をごく簡単ですけれども終わります。よろしく願います。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を各常任委員会に分割付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第71号議案は各常任委員会に分割付託することに決定いたしました。

議第72号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第72号 平成15年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第72号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものです。

平成15年度の決算額は、歳入決算額13億173万2,753円、歳出決算額11億9,006万8,775円、差引残額1億1,166万3,978円となりました。

なお、詳しい内容につきましては収入役から説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） それでは、137ページをお願いします。

平成15年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の内容についてご説明申し上げます。先ほどと同じ説明方法とさせていただきます。

それでは歳入からお願いします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税とも、同額でありまして、収入済額が前年に比べますと約2,165万円ほど減っておりまして、3億7,167万8,048円であります。不納欠損額、これは時効による処分でありますけれども、210万2,851円、収入未済額が8,975万203円あります。

2款使用料及び手数料、1項手数料とも同額であります。これは督促手数料でありまして、

16万3,300円。

3 款国庫支出金 5 億1,805万7,101円、1 項国庫負担金、これは療養給付費等の国庫負担金でありまして3 億7,871万1,101円。2 項国庫補助金、これは財政調整交付金でありまして、1 億3,934万6,000円でございます。

4 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金とも同額でありまして、これは退職被保険者等の交付金で1 億3,025万6,416円であります。

5 款連合会支出金、1 項連合会補助金とも同額でありまして、ゼロでございます。

6 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金とも同額でありまして、これは高額医療費でありまして2,940万2,506円であります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入とも同額でありまして、これは支払準備基金等の利子でありまして5 万967円です。

8 款繰入金 1 億6,534万4,174円、1 項他会計繰入金、これは一般会計からの繰入金でありまして6,034万4,174円。2 項基金繰入金、これは支払準備基金の取り崩しによる繰入金でありまして、1 億500万円であります。

9 款繰越金、1 項繰越金とも同額でありまして、これは前年度の繰越金であります。8,071万869円です。

10 款諸収入25万5,898円、1 項延滞金及び過料、これは延滞金でありまして24万2,100円です。2 項預金利子92円。3 項雑入、1 万3,706円です。

11 款県支出金、2 項県負担金とも同額でありまして、これは高額医療費の共同事業の県負担金でありまして、581万3,474円です。

歳入合計は、予算現額が12億6,962万4,000円、調定額が13億9,358万5,807円、収入済額は、前年に比べまして1 億7,400万円ふえまして13億173万2,753円、不納欠損額210万2,851円、収入未済額が8,975万203円、予算現額と収入済額との比較で3,210万8,753円の増であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。次のページをお開きください。

歳出につきましても一般会計と同様の説明とさせていただきます。以降、各会計についても同様の説明方法とさせていただきます。

1 款総務費759万9,144円、1 項総務管理費583万5,954円。2 項徴税费、これは賦課徴収費でありまして107万7,430円。3 項運営協議会費、これは国民健康保険運営協議会費でありまして21万4,470円。4 項趣旨普及費、これは健康家庭表彰の記念品でありまして47万

1,290円です。

2 款保険給付費 8 億78万5,570円、1 項療養諸費、これは一般被保険者、退職被保険者の療養費でありまして 6 億9,664万3,165円。2 項高額療養費9,229万2,405円。3 項移送費、ゼロ。4 項出産育児諸費、これは出産一時金でありまして、1 件につき30万円です。21人分で630万円です。5 項葬祭費、これは1 件につき5 万円で、111人分555万円です。

3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金とも同額でありまして 2 億8,248万1,137円です。

4 款介護納付金、1 項介護納付金とも同額でありまして、介護保険の納付金でありまして、6,946万83円です。

5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金とも同額でありまして、高額医療費の共同事業の拠出金であります。2,325万4,245円。

6 款保健事業費、1 項保健事業費とも同額でありまして、これは保健衛生の普及費でありまして、585万9,796円です。

7 款基金積立金、1 項基金積立金とも同額でありまして、3 万円です。

8 款公債費、1 項公債費とも同額でありまして、ゼロであります。

9 款諸支出金59万8,800円、1 項償還金及び還付加算金ですけれども、これは過年度分の保険税の還付金でありまして59万8,800円。2 項延滞金、ゼロです。

10款予備費、1 項予備費とも同額でありまして、ゼロであります。

歳出合計、予算現額12億6,962万4,000円、支出済額は前年に比へまして 1 億4,300万円ほどふえまして11億9,006万8,775円、翌年度繰越額ゼロ、不用額7,955万5,225円、予算現額と支出済額との比較も同額の7,955万5,225円の増になっております。

次のページをお開きください。

歳入歳出差引残額 1 億1,166万3,978円、これは平成16年度国民健康保険特別会計へ全額繰り越しました。

財産に関する調書は159ページでございます。ごらんになっておいてください。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類をごらんになっておいてください。

以上で、簡単ですけれども、国民健康保険特別会計の内容説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第72号議案は第1常任委員会に付託をすることに決定いたしました。

議第73号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第73号 平成15年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第73号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものです。

平成15年度の決算額は、歳入決算額13億5,737万813円、歳出決算額13億6,659万7,931円、差引総額922万7,118円となりましたが、この歳入不足につきましては繰上充用金で対応させていただきました。

なお、詳しい内容につきましては収入役から説明させますので、よろしくご審議のほどお

願ひ申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） それでは、161ページをお願いします。

平成15年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金とも同額であります。これは医療費及び審査支払手数料交付金でありまして、収入済額が8 億8,650万9,000円です、

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金とも同額であります。これは医療費の国庫負担金でありまして3 億1,282万51円であります。

3 款県支出金、1 項県負担金とも同額であります。これも医療費の県負担金でありまして7,509万9,762円です。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金とも同額であります。これは一般会計の繰入金でありまして8,294万2,000円でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金とも同額でありまして、ゼロであります。

6 款諸収入、ゼロであります。延滞金及び加算金、預金利子、雑入ともゼロであります。

歳入合計、予算現額14億1,912万1,000円、調定額13億5,737万813円、収入済額が前年に比べまして約1,900万円ふえまして13億5,737万813円、予算現額と収入済額との比較6,175万187円の減であります。

続いて、歳出について説明いたします。次のページをお開きください。

1 款医療諸費、1 項医療諸費とも同額でありまして、これは社保分と国保分の給付費であります。支出済額が13億5,023万1,118円です。

2 款諸支出金1,417万6,659円、1 項償還金、これは負担金の償還金でありまして、457万9,424円です。2 項繰出金、これは一般会計の繰出金でありまして959万7,235円です。

3 款繰上充用金、1 項繰上充用金とも同額であります。前年度の繰上充用金でありまして219万154円です。

歳出合計、予算現額14億1,912万1,000円、支出済額が前年より約2,630万円ほどふえまして13億6,659万7,931円、不用額、予算現額と支出済額との比較とも同額の5,252万3,069円

であります。

次に163ページをお願いします。

歳入歳出差引不足額922万7,118円。このため、翌年度の歳入繰上充用金で歳入不足を補てんしました。平成15年度の歳入不足922万7,118円を平成16年度老人保健特別会計予算で調整するため、16年、ことしの、6月定例会に報告し承認されております。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類をごらんになっておいてください。

以上で老人保健特別会計決算の内容説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第73号議案は第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第74号～議第76号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第74号 平成15年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第75号 平成15年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第76号 平成15年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ただいま一括上程させていただきました3議案とも財産区特別会計歳入歳出決算認定でありまして、やはり地方自治法233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

議第74号 平成15年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額87万8,778円、歳出総額21万840円、差引残高66万7,938円。議第75号 平成15年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額13万6,897円、歳出総額5,000円、差引残高13万1,897円。議第76号 平成15年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額928万6,111円、歳出総額918万5,838円、差引残高10万273円となりました。

なお、それぞれの決算の内容につきましては収入役から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） それでは、171ページをお願いします。

平成15年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算内容を説明いたします。

最初に歳入から説明いたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入とも同額であります。これは土地貸付料及び財政調整基金の利息でありまして、収入済額が13万1,975円です。

2 款繰越金、1 項繰越金とも同額であります。これは前年度の繰越金でありまして、74万6,803円です。

3 款諸収入、1 項預金利子とも同額のゼロであります。

歳入合計、予算現額74万2,000円、調定額87万8,778円、収入済額87万8,778円、予算現額と収入分済額との比較13万6,778円の増であります。

続いて、歳出について説明いたします。次のページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費とも同額でありまして21万840円です。

歳出合計、予算現額74万2,000円、支出済額21万840円、不用額53万1,160円、予算現額と支出済額との比較53万1,160円であります。

歳入歳出差引残額66万7,938円、これは平成16年度南上財産区特別会計へ繰り越しました。

なお、詳細につきましては次のページからの事項別明細書等をごらんください。

以上で南上財産区特別会計決算の内容説明を終わります。

次にいきまして、181ページをお開きください。

平成15年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款繰越金、1 項繰越金とも同額であります。これは前年度の繰越金でありまして13万6,897円です。

2 款諸収入、1 項預金利子とも同額で、ゼロであります。

歳入合計、予算現額13万7,000円、調定額、収入済額とも同額の13万6,897円、予算現額と収入済額との比較で103円の減であります。

続いて、歳出について説明いたします。次のページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費とも同額でありまして、5,000円であります。

歳出合計は予算現額13万7,000円、支出済額5,000円、不用額13万2,000円、予算現額と支出済額との比較が13万2,000円であります。

歳入歳出差引残額13万1,897円、これは平成16年度南伊豆町南崎財産区特別会計へ繰り越しました。

なお、詳細につきましては次のページからの事項別明細書をごらんになってください。

以上で南崎財産区特別会計決算の内容説明を終わります。

次にいって、191ページをお開きください。

平成15年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入とも同額であります。これは土地貸付料の収入でございまして、884万6,806円です。

2 款繰入金、1 項基金繰入金とも同額のゼロであります。

3 款繰越金、1 項繰越金とも同額でありまして、これは前年度の繰越金で43万9,305円です。

4 款諸収入、1 項預金利子とも同額のゼロであります。

歳入合計、予算現額928万7,000円、調定額、収入済額とも同額の928万6,111円、予算現額と収入済額との比較が889円の減であります。

続いて、歳出について説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費とも同額で、これは三坂財産区の一般管理費でありまして、支出済額が918万5,838円であります。

歳出合計、予算現額928万7,000円、支出済額918万5,838円、不用額10万1,162円、予算現額と支出済額との比較10万1,162円であります。

歳入歳出差引残額10万273円、これは平成16年度三坂財産区特別会計へ繰り越しました。

なお、詳細につきましては次のページからの事項別明細書をごらんください。

以上で三坂財産区特別会計決算の内容説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

梅本和熙君。

6 番（梅本和熙君） ちょっと覚えがはっきりしないものでお聞きいたします。

南上財産区の家賃収入、当初予算3,000円が決算では13万円になっているのですが、どこの家賃収入でしたか教えてください。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） お答えいたします。

東電の電柱使用料の地代になるわけですが、それが上げてあります。東電の電柱の使用料で地代です。

〔「わかりました」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もございませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第74号 平成15年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定するものに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第74号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第75号 平成15年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第75号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議題76号 平成15年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第76号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ再開いたします。

議第77号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第77号 平成15年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定
についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第77号、本決算につきましても、前議案同様に地方自治法第233号
第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

平成15年度の決算額は、歳入総額1,030万9,346円、歳出総額1,030万9,346円、差引残額
ゼロとなりました。

なお、決算の内容につきましては収入役から説明させますので、よろしくご審議のほどお
願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） それでは、201ページをごらんください。

平成15年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入とも同額であります。これは土地開発基金の利息であり
まして346円です。

2 款繰入金、1 項基金繰入金、これも同額でありまして、これは一般会計よりの繰入金で
ありまして、1,030万9,000円です。

3 款繰越金、1 項繰越金も同額のゼロであります。

歳入合計、予算現額1,031万1,000円、調定額、収入済額とも同額の1,030万9,346円、予
算現額と収入済額との比較で1,654円の減であります。

続いて、歳出について説明いたします。次のページをお開きください。

1 款公共用地取得費、1 項公共用地取得費とも同額であります。これは、差田の体育施設用の用地取得でありまして1,030万9,000円です。

2 款繰出金、1 項基金繰出金とも同額であります。これは土地開発基金の繰出金でありまして346円です。

歳出合計、予算現額1,031万1,000円、支出済額1,030万9,346円、不用額1,654円、予算現額と支出済額との比較1,654円。

歳入歳出差引残額ゼロであります。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び主要施策の成果を説明する書類等をごらんください。

以上で土地取得特別会計決算の内容説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1 常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第77号議案は第1 常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第78号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第78号 平成15年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第78号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

平成15年度の決算額は、歳入総額2,229万7,813円、歳出総額2,229万7,813円、差引残額ゼロとなりました。

内容につきましては収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） 209ページをごらんください。

平成15年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金とも同額でありまして、収入済額はゼロであります。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、これも同額でありまして、これは一般会計の繰入金でございまして2,224万5,370円です。

3 款繰越金、1 項繰越金とも同額のゼロであります。

4 款諸収入、1 項雑入とも同額で5万2,443円であります。

歳入合計、予算現額2,281万2,000円、調定額、収入済額とも同額の2,229万7,813円、予算現額と収入済額との比較51万4,187円の減であります。

続いて、歳出について説明いたします。次のページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費とも同額であります。これは排水設備の個人の利子補給が主なものでありまして、50万4,769円あります。

2 款公債費、1 項公債費とも同額で、町債の元利償還金でありまして、2,179万3,044円
であります。

歳出合計は、予算現額2,281万2,000円、支出済額2,229万7,813円、不用額51万4,187円、
予算現額と支出済額との比較51万4,187円であります。

歳入歳出差引残額ゼロ円であります。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と附属資料の主要施策の成果
を説明する書類等をごらんください。

以上で子浦漁業集落排水事業特別会計決算の内容説明を終わります。よろしくお願いま
す。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ご
ざいませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第78号 平成15年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい
ては、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第78号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第79号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第79号 平成15年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本決算においても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げたものです。

平成15年度の決算額は、歳入決算額4億9,655万2,224円、歳出決算額4億9,655万2,224円、差引残額ゼロとなりました。

なお、詳しい内容につきましては収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） それでは、219ページをお開きください。

平成15年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金とも同額であります。これは受益者の負担金でありまして、2,209万7,425円です。

2 款使用料及び手数料2,479万398円、1 項使用料、これは下水道使用料金でありまして2,478万2,298円。2 項手数料、これは督促手数料でありまして8,100円です。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金とも同額であります。これは建設事業の補助金でありまして1億2,002万5,450円です。

4 款県支出金、1 項県補助金とも同額のゼロであります。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金とも同額でありまして、2億1,861万1,551円でありま

す。

6 款繰越金、1 項繰越金とも同額で、これは前年の繰越明許費でありまして、2,500万円です。

7 款諸収入8,602万7,400円、1 項預金利子ゼロ、2 項雑入8,602万7,400円、これは下水道の過年度の特債の国庫補助金の収入であります。

歳入合計、予算現額 4 億9,771万円、調定額 4 億9,933万6,444円、収入済額 4 億9,655万2,224円、収入未済額278万4,220円、予算現額と収入済額との比較が115万7,776円の減であります。

先ほど落としました。1 款のところの受益者負担金の収入未済額が275万4,600円で、下水道使用料の収入未済額が 2 万9,620円でした。すみません。

続いて、歳出について説明いたします。次のページをお開きください。

1 款下水道費、1 項下水道建設費とも同額でありまして、2 億7,992万1,307円。

2 款業務費3,664万6,999円、1 項業務費、これは総務管理費でありまして1,879万3,342円、2 項施設管理費1,785万3,657円です。

3 款公債費、1 項公債費とも同額であります。これは町債の元利償還金でありまして、1 億7,998万3,918円です。

4 款予備費、1 項予備費とも同額のゼロであります。

歳出合計、予算現額 4 億9,771万円、支出済額 4 億9,655万2,224円、不用額115万7,776円、予算現額と支出済額との比較115万7,776円です。

歳入歳出差引残額ゼロであります。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類等をごらんになってください。

以上で公共下水道事業特別会計決算の内容説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第2常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第79号議案は第2常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第80号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第80号 平成15年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第80号、本決算につきましても、前号議案同様に地方自治法233条第3項の規定により議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

平成15年度の決算額は、歳入総額1,073万8,195円、歳出総額1,073万8,195円、差引残額ゼロとなりました。

内容につきましては収入役より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） 235ページをお願いします。

平成15年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金とも同額であります。これは受益者の分担金でありまして24万8,115円です。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金とも同額でありまして、1,044万1,402円です。

3 款繰越金、1 項繰越金ともゼロであります。

4 款諸収入、1 項雑入とも同額でありまして、4 万8,678円であります。

歳入合計、予算現額1,074万6,000円、調定額1,073万8,195円、収入済額1,073万8,195円、予算現額と収入済額との比較7,805円の減であります。

続いて、歳出について説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費とも同額であります。これは施設の修繕料が主なものでありまして、54万4,908円です。

2 款公債費、1 項公債費とも同額であります。これは町債の元利償還金でありまして、1,019万3,287円です。

歳出合計、予算現額1,074万6,000円、支出済額1,073万8,195円、不用額7,805円、予算現額と支出済額との比較も7,805円でございます。

歳入歳出差引残額ゼロ。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び附属資料の主要施策の成果を説明する書類等をごらんください。

以上で、中木漁業集落排水事業特別会計決算の内容説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第80号 平成15年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第80号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第81号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第81号 平成15年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第81号、本案件につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものです。

平成15年度の決算額は、歳入総額6億4,200万4,802円、歳出総額6億1,390万98円、差引残額2,810万4,704円となりました。

なお、詳しい内容につきましては収入役から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） 245ページをお開きください。

平成15年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料とも同額であります。これは第1号被保険者の保険料でございまして、9,816万408円です。

2 款手数料、1 項手数料とも同額でありまして、これは督促手数料でありまして、2万8,900円です。

3 款国庫支出金、収入済額1億7,993万3,063円、1 項国庫負担金、介護給付費の負担金でありまして1億2,388万8,063円。2 項国庫補助金、これは調整交付金等でありまして5,604万5,000円です。

すみません。先ほど落としました。介護保険料の1 款のところですが、不納欠損額が17万5,672円、収入未済額が175万2,074円ありました。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金とも同額でありまして、これは給付費の交付金でありまして、1億9,429万7,505円です。

5 款県支出金、1 項県負担金とも同額でありまして、給付費の県負担金でありまして、7,503万1,000円です。

6 款財産収入、1 項財産運用収入とも同額であります。これは支払準備基金の利子でありまして1万4,262円です。

7 款寄附金、1 項寄附金とも同額のゼロであります。

8 款繰入金7,904万7,352円、1 項一般会計繰入金7,904万7,352円。2 項基金繰入金、ゼロであります。

9 款繰越金、1 項繰越金とも同額で、これは前年度の繰越金で1,548万2,312円です。

10 款諸収入1万円です。1 項延滞金加算金及び過料はゼロ。2 項預金利子もゼロ。3 項雑入1万円です。

歳入合計、予算現額が6億3,556万2,000円、調定額6億4,393万2,548円、収入済額6億4,200万4,802円、不納欠損額17万5,672円、収入未済額175万2,074円、予算現額と収入済額との比較が644万2,802円の増であります。

続いて、歳出について説明いたします。次のページをお開きください。

1 款総務費919万9,454円、1 項総務管理費261万1,207円。2 項徴収費、これは介護保険の賦課徴収費でありまして36万7,459円。3 項介護認定審査会費622万788円です。

2 款保険給付費 5 億8,983万9,191円、1 項介護サービス等諸費、これは居宅介護及び施設介護等のサービスの給付費の負担金でありまして 5 億8,265万5,311円。2 項支援サービス等諸費、居宅支援サービス用具の購入費でありまして 423万2,192円。3 項その他諸費、これは審査支払手数料でありまして 107万6,474円。4 項高額介護サービス等費、これは高額サービスの負担金でありまして 187万5,214円です。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金とも同額であります。これは拠出金の負担金でありまして、65万1,802円です。

4 款公債費、1 項公債費とも同額のゼロであります。

5 款基金積立金、1 項基金積立金とも同額であります。これは支払準備基金の積立金でありまして 1,318万9,000円です。

6 款諸支出金 102万651円、1 項繰出金ゼロ。2 項償還金及び還付加算金ですけれども、これは国庫負担金の返還金と保険料の還付金でありまして、102万651円です。

7 款予備費、1 項予備費とも同額のゼロであります。

歳出合計、予算現額 6 億3,556万2,000円、支出済額 6 億1,390万98円、不用額 2,166万1,902円、予算現額と支出済額との比較も 2,166万1,902円になります。

歳入歳出差引残額が 2,810万4,704円。これは平成 16 年度介護保険特別会計へ繰り越しました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び附属資料の主要政策の成果を説明する書類等をごらんください。

以上で介護保険特別会計決算の内容説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第 1 常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第81号議案は第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第82号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第82号 平成15年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本決算につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

平成15年度の決算額は、歳入総額4,221万7,661円、歳出総額4,221万7,661円、差引残額ゼロとなりました。

内容につきましては収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） 267ページをお開き願います。

平成15年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項分担金とも同額であります。これは受益者の分担金でありまして315万円です。

2 款県支出金、1 項県補助金とも同額で2,450万円であります。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金も同額でありまして、1,456万7,661円です。

4 款諸収入はゼロであります。1 項預金利子、2 項雑入ともゼロであります。

歳入合計、予算現額4,272万3,000円、調定額、収入済額とも同額の4,221万7,661円、予算現額と収入済額との比較50万5,339円の減であります。

続いて、歳出について説明いたします。次のページをお開きください。

1 款漁業集落環境整備費、1 項妻良漁業集落環境整備費とも同額であります。この主なものは妻良漁協の測量設計の委託料でありまして、4,221万7,661円です。

2 款公債費、1 項公債費とも同額のゼロであります。

3 款予備費、1 項予備費ともゼロであります。

歳出合計、予算現額4,272万3,000円、支出済額4,221万7,661円、不用額50万5,339円、予算現額と支出済額との比較も50万5,339円であります。

歳入歳出差引残額ゼロであります。

詳細につきましては、次ページからの事項別明細書及び附属資料の主要施策の成果を説明する書類等をごらんください。

以上で妻良漁業集落環境整備事業特別会計決算の内容説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第2 常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第82号議案は第2 常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第83号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第83号 平成15年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成15年度水道事業会計歳入歳出決算を認定されたくご提案申し上げます。

当期の事業収益は、前期に比べ0.8%減の2億5,972万9,000円となりました。内訳としましては、給水収益等の減によるものであります。事業費用は前期に比べ1.3%増の2億6,169万円となりましたが、現在進行中の上水道第5次拡張事業により、減価償却費の増によるものであります。この結果、当期の損益は196万1,000円の純損失を計上することとなりました。

資本的収入の決算額は2億9,619万2,000円、同支出額は4億1,919万6,000円の結果となり、不足額1億2,300万4,000円につきましては損益勘定留保資金ほかで補てんいたしました。

水道事業の経営成績、財務状況の内容につきましては水道課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

水道課長。

〔水道課長 渡辺 正君登壇〕

水道課長（渡辺 正君） それでは、1ページをお開きください。

平成15年度南伊豆町水道事業会計決算報告書からご説明いたします。

なお、この報告書は消費税を含むものでございます。

初めに、(1) 収益的収入及び支出のうち収入から説明します。

第1款水道事業収益は、補正予算等を含めました予算額合計2億8,405万5,000円に対しまして、決算額が2億7,639万588円となりまして、予算額に比べまして766万4,412円の減となっております。この収益の内訳としまして、第1項営業収益2億7,267万772円、第2項営業外収益371万9,816円となっております。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用は、補正予算額を含めました予算額2億8,309万5,000円に対しまして、決算額は2億6,549万1,206円で、不用額は1,760万3,794円となっております。費用の内訳としまして、第1項営業費用2億2,495万4,194円、第2項営業外費用4,026万3,719円、第3項予備費ゼロ、第4項特別損失としまして27万3,293円であります。

次に、2ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出のうち、初めに収入でございます。

第1款資本的収入は、予算額合計2億9,857万4,000円に対しまして、決算額は2億9,619万2,053円となりまして、予算額に比べまして238万1,947円の減となっております。この収入の内訳としまして、第1項他会計繰入金8,320万円、第2項国県補助金3,711万円、第3項企業債1億3,530万円、第4項給水負担金487万2,000円、第5項建設改良工事負担金3,571万53円となっております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、予算額合計4億2,057万4,000円に対しまして、決算額は4億1,919万6,020円で、不用額は137万7,980円あります。支出の内訳としまして、第1項建設改良費3億5,459万3,732円、第2項企業債償還金6,460万2,288円、第3項予備費ゼロでございます。

資本的収入が資本的支出に不足する額1億2,300万3,967円は過年度損益勘定留保資金1億1,038万377円、減債積立金200万円、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額155万2,646円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額907万944円で補てんした。

次に、3ページの平成15年度南伊豆町水道事業会計損益計算書について説明します。

なお、この損益計算書は消費税抜きです。

初めに、1、営業収益であります、(1)の給水収益から(3)その他の営業収益までの合計額、営業収益は2億5,968万7,905円となっております。

次に、2、営業費用は、(1)原水浄水送水配水給水費から(7)その他営業費用までの

合計額が2億2,116万6,794円で、差引営業利益は3,852万1,111円であります。

次に、4ページをお開きください。

3、営業外収益は、(1)受取利息及び配当金と(2)雑収益でございます。4万1,330円であります。

4、営業外費用は、(1)支払利息及び企業債取扱諸費4,026万3,719円で、差引営業外損益は4,022万2,389円の赤字であります。経常損失は170万1,278円となっておりますが、特別損失としまして、過年度損益修正損26万280円を計上いたしましたので、当年度純損失は196万1,558円となります。前年度未処分利益剰余金は3,267万1,912円ありましたので、当年度未処分利益剰余金は3,071万354円となります。

次に、5ページの平成15年度南伊豆町水道事業会計剰余金計算書について説明します。

初めに、利益剰余金の部であります。減債積立金につきましては、前年度繰入額は200万円で、当年度処分量が200万円で、当年度末残高はゼロであります。

、利益積立金につきましては、増減、残高ともございません。

、未処分利益剰余金につきましては、(1)前年度未処分利益剰余金は3,467万1,912円で、減債積立金に200万円を積み立てましたので、繰越利益剰余金年度末残高としましては3,267万1,912円となりました。当年度純損失は196万1,558円でしたので、当年度未処分利益剰余金は3,071万354円となります。

次に、6ページをお開きください。資本剰余金の部についてご説明します。

、国県補助金は、1、前年度末残高は3億1,925万9,865円で、当年度発生高は3,534万2,857円で、当年度処分量は3万878円で、当年度末残高は3億5,457万1,844円あります。

、受贈財産評価額、前年度末残高は2億5,453万1,499円で、当年度末残高は2億5,453万1,499円あります。

、工事負担金、前年度末残高は4億2,169万322円で、当年度発生高3,864万9,575円で、当年度末残高は4億6,033万9,897円あります。

、他会計補助金、前年度末残高は4,679万9,048円で、当年度末残高は4,679万9,048円あります。翌年度繰越資本剰余金合計額としまして11億1,624万2,288円となっております。

次に、平成15年度南伊豆町水道事業会計剰余金処分計算書について説明します。

1、当年度未処分利益剰余金は3,071万354円ありますが、減債積立金に200万円を積み立てましたので、翌年度繰越利益剰余金は2,871万354円となります。

次に、8ページの平成15年度南伊豆町水道事業会計貸借対照表について説明をします。

初めに、資産の部であります。

1、固定資産のうち、(1)有形固定資産は、イの土地からトの建設仮勘定までの減価償却累計額を控除しました有形固定資産の合計額が35億1,111万8,528円であります。詳しくは60ページをごらんください。(2)無形固定資産は、イの水利権とロの電話加入権で159万8,000円であります。これは31ページをごらんください。固定資産の合計額としましては35億1,271万6,528円となります。

2の流動資産の(1)現金預金は1億4,323万2,873円で、(2)未収金は、イの給水未収金とロの未収消費税還付金で3,543万3,886円となっております。(3)貯蔵品は20万7,620円で、流動資産の合計額としまして1億7,887万4,379円で、資産合計としましては36億9,159万907円となっております。

次は、負債の部であります。

3、流動負債は、(1)未払金と(2)預り金で205万1,948円で、負債合計は同額でございます。

次に、10ページをお開きください。

次は資本の部であります。4、資本金、(1)自己資本金は11億6,169万4,091円、(2)借入資本金のうち、イ、企業債は13億8,089万2,226円で、詳しくは21ページとか33ページをごらんください。資本金合計は25億4,258万6,317円となっております。

5、剰余金、(1)資本剰余金は、イの国県補助金から、二の他会計補助金までの資本剰余金合計は11億1,624万2,288円であります。(2)利益剰余金、イの当年度未処分利益剰余金は3,071万354円で、剰余金合計は11億4,695万2,642円となっております。資本合計は36億8,953万8,959円あります。負債資本合計は36億9,159万907円で、これは資産合計と一致します。

以上で内容説明を終了します。

議長(齋藤 要君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長(齋藤 要君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第2常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第83号議案は第2常任委員会に付託することに決定いたしました。

散会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事が終わりましたので、議会を閉じます。

各常任委員会に付託されました議案審議のため、明日より14日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時35分

平成16年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第4号)

平成16年9月15日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発議第3号 南伊豆町住民投票条例の制定について
- 日程第 3 議第65号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置について
- 日程第 4 議第66号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 5 議第71号 平成15年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第72号 平成15年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第73号 平成15年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第77号 平成15年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第79号 平成15年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第81号 平成15年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第82号 平成15年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第83号 平成15年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

日程第13まで同じ

日程追加

日程第 1 議第84号 工事請負契約について

出席議員(12名)

1番 保坂好明君

2番 清水清一君

3番	鈴木勝幸君	4番	谷川次重君
5番	鈴木史鶴哉君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	飯泉誠君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	勝田悟君	商工観光課長	鈴木博志君
生活環境課長	石井司君	下水道課長	佐藤博君
教育委員会 事務局長	鈴木勇君	水道課長	渡辺正君
会計課長	土屋敬君	行財政主幹	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺修治	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しております。

これより平成16年9月定例会本議会第4日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

12番議員 横 嶋 隆 二 君

1番議員 保 坂 好 明 君

議事日程の変更

議長（齋藤 要君） ここでお諮りいたします。

9月8日の本会議において委員会付託となりました発議第3号 南伊豆町住民投票条例の制定について、議第65号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置について、議第66号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）について、委員会報告、討論、採決を行いたく、本日の議事日程をお手元に配付したとおり変更したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、本日の議事日程をお手元に配付したとおり変更いたします。

発議第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 発議第3号 南伊豆町住民投票条例の制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 渡邊嘉郎君登壇〕

第1常任委員長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

それでは、第1常任委員会の報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成16年9月10日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後3時22分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定。発議第3号 南伊豆町住民投票条例制定について。原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。発議第3号 南伊豆町住民投票条例の制定について。

意見または要望。

- 1、住民の総意を反映させるため、年齢にも配慮が必要であるのではないかとの要望があった。
- 2、第8条、住民投票の期日の60日を経過した日の扱いについて質疑があり、答弁がなされた。
- 3、第9条の投票資格者について質疑があり、年齢を18歳以上とする修正案が提出された。
- 4、修正案の第9条の2項投票資格者について質疑があり、答弁がなされた。
- 5、投票資格者のうち18歳以上とした場合、いつを基準日とするのかについて質疑があり、答弁がなされた。
- 6、第4条の条例の制定または改廃に係る町民請求の特例について質疑があり、答弁がなされた。
- 7、発議者より住民投票条例制定について説明がなされた。
- 8、第9条の投票資格者及び第15条の情報の提供について質疑があり、答弁がなされた。

9、住民投票の請求及び発議に関連し、第3条の3項について質疑があり、答弁がなされた。

以上、報告を終わります。

議長（齋藤 要君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

谷川次重君。

4番（谷川次重君） 私も住民投票条例そのものはいいことであると考えますが、この意見または要望にも出ておりますように、特に第9条の投票資格者の問題、年齢それから永住外国人の問題等々を、もう少し時間をかけ慎重に審議してからでも遅くないと考え、反対意見とします。

議長（齋藤 要君） ほかにありませんか。

梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 反対ですけれども、いいですか。

議長（齋藤 要君） いいですよ。

6番（梅本和熙君） 反対討論をいたします。

本議案は、9日の第1常任委員会で約1時間の審議をもって採決されました。本条例の各条項の解釈を十分検討・審議もしないままに、このような重要な条例を可決することは、議会の審議権を放棄したものと解釈します。原案の提案者である保坂議員も十分な説明ができず、また、修正動議を提出した横嶋議員も簡単に修正案の主張をやめて原案に賛成しました。議会制民主主義の欠陥を補完するための住民の直接請求を保障する常設型住民投票条例の必要性は私も感じますが、その乱用に陥る危険性もあり、もっと慎重に審議をするために継続審議とすべきであったと思います。

以上、反対討論といたします。

議長（齋藤 要君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号 南伊豆町住民投票条例制定については、委員長の報告のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議第65号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第65号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 渡邊嘉郎君登壇〕

第1常任委員長（渡邊嘉郎君） 第1常任委員会報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成16年9月10日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後3時22分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定。議第65号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置について。否決すべきものと決定。

意見または要望。

- 1、合併協議会設置請求代表者の大野良司氏から、本請求に係る趣意書の提出を求める。
- 2、合併協議会設置請求代表者の大野良司氏に対して本会議等に出席を要請したのかについて質疑があり、答弁がなされた。
- 3、住民発議による合併請求者3,828人以外の住民の意思をどのように考えるかについて質疑があり、答弁がなされた。
- 4、署名活動について、自筆・代筆の解釈及び罰則規定について質疑があり、答弁がなされた。

れた。

5、地方自治法第74条の4、署名に関する罰則規定の解釈について質疑があり、答弁がなされた。

6、監査意見書の合併に関する意見について感想を求められ、答弁がなされた。

7、合併三法及び合併新法について、その内容について質疑があり、答弁がなされた。

8、箱物行政の見直しとその現状について質疑があり、答弁がなされた。

9、合併における過疎債の運用及び補助制度について質疑があり、答弁がなされた。

10、6月定例会での合併協議会設置案の否決の重みについて質疑があり、答弁がなされた。

11、合併による教育行政及び学校再編成について質疑があり、答弁がなされた。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

石井福光君。

11番（石井福光君） 合併特例法によると、合併の促進のために住民の発議を導入し、議会審議においては請求を行った代表者は意見を述べる機会を与えられなければならないとしてあります。この点について、ただいま委員長報告の2番目にあったとおり、合併協議会設置請求代表者の大野良司氏に対して本会議等に出席を要請したのかについての質問があった、答弁されたというんですが、当局は呼びかけたと思うんですが、委員会においてのその回答をここで正式に、出席できなかった理由を述べていただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 石井福光君に申します。

委員長報告に対する質問はできないことになっておりますので……

〔「当局に対する」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 委員長にはいいですけども、当局に対する質問は委員長にはだめです。わかりましたか。

11番（石井福光君） わかりました。

議長（齋藤 要君） 委員長でいいですか。

11番（石井福光君） はい。

議長（齋藤 要君） 第1常任委員長。

第1常任委員長（渡邊嘉郎君） 町当局の方から私にあった話によりますと、本人に対して要請したんですけども回答がなかった、来てもらえなかったということで、私の方からは

委員長としての請求は一切しておりません。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もないようで、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 原案にではないですね。

議長（齋藤 要君） 委員長報告に対するものです。

6番（梅本和熙君） 一般的には原案に対する討論だから。

反対討論をいたします。

まず、財政の観点から単独を選択することの危険性を指摘します。

本定例会の7日、8日に数名の一般質問者から、平成14年度の決算カードで本町の財政運営にはまだ余裕があるとの主張がありました。その主な理由は、まず経常収支比率は79.7%でまだ財政に弾力性があるとの認識でした。本町は確かに下田市より経常収支比率はよい指標を示しています。しかしながら、財政指標からいえば、経済収支比率は一般的に都市部においては75%、町村部では70%が妥当な数値であると言われていています。都市部も町村部も、妥当な数値より5%を超えるとその自治体の財政は弾力性を失いつつあるものと判断されます。南伊豆町の平成14年度の経常収支比率は79.7%であり、弾力性を失いつつあるものと判断され、危険水域にあるわけです。

次に、本町の実質収支比率は9.2%であり、財政再建団体の目安とされる20%にはほど遠いとの見解がありました。

財政が非常に悪化しているという下田市の平成14年度の決算カードでは、下田市の実質収支比率は実に3.1%であり、経験的に適正な数値とされる3%から5%の範囲内に下田市はあります。実際に実質収支比率を計算するときの歳入には交付税等の依存財源も含まれます。交付税が歳入の重要な部分を占める自治体にとって、年々交付税が減額されれば実質収支比率が悪化することは一目瞭然、火を見るより明らかなことです。国の交付税削減の方針から

すれば、赤字体質となることは明白の事実であります。南伊豆町財政見通しによる再来年度、平成18年度の単年度収支の赤字額は約5億5,000万円です。再来年の実質収支比率は平成14年度の9.2%をはるかに上回り、約14%程度になります。財政再建団体に着実に近づいています。

ここで、少し観点は違いますが具体的な話をしますと、下田市はある程度の社会資本の整備が終了したため、ここ数年で新規の起債、いわゆる借金より公債費、いわゆる返済金の元本が多くなり、起債総額を着実に減額しています。南伊豆町の場合はまだ新規の起債が公債費を上回り、起債総額はまだまだふえていくことが予測されます。それは下水道事業の起債はまだまだふえるし、南伊豆町財政見通しによると、ことしを含め今後平成20年まで、一般会計から公共下水道事業特別会計へ毎年約3億円弱の繰り入れが必要となります。公共下水道事業の完成予定年度は平成22年であり、平成20年以降も繰り入れは必要と推測されます。

また水道料は、13ミリの口径の水道管で1カ月50トンの水を使用したとき、下田市・賀茂郡で一番高い南伊豆町の水道料金は8,368円、一番安い東伊豆町の水道料金は4,735円と試算が出ています。実に1カ月3,633円も高いのです。であるなら、公営企業会計は十分余裕がなければいけません。平成15年度監査報告では、営業収益の増加策として水道料金の値上げも今後考えなければならぬとの報告がありました。東伊豆町より1.7倍から1.9倍も高い料金であるのに値上げを考えなければならぬ、この事実から、一般会計以上に公営企業会計である水道事業会計は悪化している事実を認識すべきであります。

私も今定例会での一般質問で、保育料、上下水道料金、そしてごみ収集の有料化等いろいろと住民負担が増加するであろうことを質問し、各担当課長より、今後は負担増になるとの答弁がありました。単独を選ぶことにより厳しさは増加するものと考えます。

次に、起債制限比率に余裕があるとの意見がありました。

確かに南伊豆町の比率は8.5%、対する下田市は10.7%です。財政指標で一般的に言われる15%を超えた場合は、公債費負担適正化計画を策定する必要があります。下田市も南伊豆町も、ともにまだ財政指標的な意味では余裕があります。しかしながら単独を選んだ場合、大きな起債をするだけの財政的な余裕がありません。公債費比率は南伊豆町が13.8%、下田市は15.4%、公債費負担比率は南伊豆町が14.6%、下田市は17.5%で、公債費比率及び公債費負担比率ともに、財政指標からいえば褒められる数値ではなく、これ以上は危険な水域であります。単独を選ぶ以上、新たな起債は極力避けるべきであります。このような財政状況の中で、光輝く町を構築することは非常に困難なことであります。

最後に、財政基盤の強さの基準となる財政力指数は、南伊豆町が34%に対し下田市は実に56%です。産業を興し、町民の担税力をつけるべきとの意見がありましたが、担税力は下田市の住民の方が南伊豆町の住民より数段上であります。南伊豆町が下田市と同等の財政力、担税力をつけるには、数十年の期間が必要であると考えます。それも、産業興しが目に見えてうまくいった話であります。即効性のある産業興しは非常に困難であり、リスクを伴います。

また、数十年後には日本は人口減少国となります。人口減少経済という言葉がありますが、少子高齢化の中の人口減少が社会経済にどのような影響をもたらすかは一目瞭然であります。少子高齢化社会は社会福祉費の増大をもたらし、国においては年金問題、地方自治体においては介護保険料等の増加をもたらします。単独の町による財政運営は今後非常に厳しくなるし、危険であります。財政の観点から合併は必要であり、その前提となる合併協議会の設置が必要であることは明白な事実であります。

次に、今定例会で今回の住民請求の署名活動自体を否定するような意見や、町長は合併へのビジョンがないとか、住民や議会への説明不足、さらには情報公開の決定的な不足や議会停止等々が主張され、第1常任委員会で、岩田町長のもとでは合併できないとの発言までありました。町長を言論のやいばをもって突き刺し、生裂きにしたままにするのはひきょうであります。町長に対する不信があるならば、議会に許された伝家の宝刀である町長不信任案を上程するのが議会制民主主義のあるべき姿ではないでしょうか。

首長と議会は車の両輪に例えられます。うまく回転しない状態のまま行政が運営されることは、町民にとってどれだけ不幸なことであるかを考えていただきたい。6月定例会以降、首長と議会はうまく回転できなくなり、住民発議のための署名活動となりました。今回の議案は住民発議によるものです。有権者の大多数が下田市・南伊豆町法定合併協議会の設置を望んでいることは、3,828名の署名からも明白であります。

また、石井下田市長は……

〔発言する人あり〕

6番（梅本和熙君） うるさいな、静かに聞いてる。

また、石井下田市長は、合併協議会という話し合いの場を持ってほしいという……

〔発言する人あり〕

6番（梅本和熙君） 議長、不規則発言を注意してください。

また、石井下田市長は、合併協議会という話し合いの場を持ってほしいという南伊豆町民

の声を拒否できないと、南伊豆町民の署名活動に理解を示し、下田市議会への同案の付議を決意してくれました。下田市議会は同案を今月3日、15対2の賛成多数で可決しました。本町議会も、本案を可決成立させることが町民の声を参政することになり、またそれが真の民主主義を実現することであると考えます。議会制民主主義の補完として行われた住民の直接請求を真摯に受けとめないで本議案を否決するのであれば、議会はおのずから解散をし、町民の審判を受けるべきであると思います。

以上、反対討論といたします。

議長（齋藤 要君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

保坂好明君。

1番（保坂好明君） 私は、この住民発議による下田市・南伊豆町合併協議会設置請求に関しては、住民自治という観点からは非常に高く評価しております。

しかし、この署名の集め方と中身について、合併協議会設置の趣旨説明や、同一筆跡、また署名をした覚えのない方までの名前がある事実については、法の罰則規定に触れ、その内容を見逃すことはできません。

また、合併協議会設置や合併問題については、さきの6月定例議会、今回の9月定例議会で町長の政治姿勢に通していろいろ質問しましたが、残念ながら納得のいく答弁はいただけず、さらに合併に向けての将来像や、河津町を含めた1市2町の合併協議会破綻から約9カ月間の、町長の言動の整合性と住民と議会への説明や議論不足をかんがみると、今の状態で合併の方向へ進むことには危険があり、また非常に不安を感じます。

よって、私はこの住民発議による下田市・南伊豆町の合併協議会設置請求に関し、反対の意見とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

谷川次重君。

4番（谷川次重君） 委員長決定に反対の意見を述べます。

過日、ある新聞に「住民の思い、議会に届くか」と題し、次のようなマスコミ関係者の一文が載っておりました。「6月定例会で下田市との合併協議会設置を否決後、議会は南伊豆町単独で生き残るための行財政改革を模索し始めた。その姿勢は重要だが、国と地方の税・財政改革が不透明な今、将来にわたる効果的な策を南伊豆町1町で見出すのは容易ではない。住民はそこに不安を感じている。合併特例法期限に間に合う可能性がある以上、行革議論と並行して合併協議を進める選択肢も考慮すべきではないか」と。

今こそ我々議員は、町の将来に不安を感じた町民から起こった住民発議の重さを真摯に受けとめ、少なくとも下田市との法定合併協議会を立ち上げるべきであると訴え、委員会決定に反対の意見といたします。

議長（齋藤 要君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

清水清一君。

2番（清水清一君） この法定合併協議会の設置について反対討論をさせていただきます。

合併協とは合併をするについての話の場であると町長は言っておりますが、合併特例法によりますと、これは合併をするための法律でありまして、この法律でつくる合併協は、町長の言う合併の必要性を協議・検討する場ではなく、合併するための協議会であると考えます。なら、この合併協の立ち上げの前にもやっておかなくてはならないことがあると思います。それは南伊豆町の未来を考え、町内で十分話し合って建設的な話をする、また、そうしていくことが必要であり、大事であると考えます。そういうことをやってからの話ではございません。

ましてや、この住民発議による法定合併協設置請求の請求代表者が、この議会へ来て意見を述べる機会があるのに一回も来ないのは、幾ら趣意書があるといえども、元議長である大野さんが出てこられないのは、どう見ても不思議なことであります。

よって、反対いたします。

議長（齋藤 要君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

鈴木勝幸君。

3番（鈴木勝幸君） 有権者の50分の1の数字をもって市町村合併の協議会を設置することですけれども、この住民発議による制度というのは直接、住民からの制度でございます。その制度を踏みにじるということはできないのではないかということと、議会議員としては住民の権利を奉仕し、住民発議により多くの住民の意思を踏まえ、住民の立場に立って検討しなければならない。住民の発議の結果を否定することは住民の意思を無視することになり、議員の立場を踏み外し信頼関係をなくするというので、私は反対の意見とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 委員長報告に対する賛成の意見ですが、簡単にしたいと思います。

まず、今議論でもされたように、法定合併協議会が議論の場ではなく、いわゆる合併が前

提であるということが明らかになったということでもあります。同時に、今回の議案が住民発議による署名に基づいて提出されたということでもあります。この住民発議の署名については、自治法でも同じような事例がありますけれども、この署名の厳格さ、集めるための裏づけというのは、罰則規定も設けた非常に厳格なものであります。

ところが審議の中で明らかになったことは、署名していない住民の署名があったこと、これは審査でも明らかです。また、南伊豆をよくする会だと言って、内容を知らせないで署名を集めている。昨日も住民からそういう訴えがありました。あるいは、町長が町長室で住民に対して署名をするよう促している、助役が建設業協会で行われた署名説明会の直前に利益誘導的な発言を行っている、あるいは議員が複数、執務中に役場で署名に回っている、こうしたことがるる明らかになっております。

署名そのものの重み、真摯に書いた人もいる、そういうことは思いますが、受任者そのものが署名の中身を理解していない、また答弁に立っている議員も合併法定協に基づくこの中身を理解していない、こうしたもので署名がされて町の中はかつてない大混乱を引き起こして、内心の自由を踏みにじられ、中には署名に歩かなければリストラされてもいいのかと、こういうことがされている。これは今後の課題 罰則規定の課題に残ってくるものであります。

こうした裏づけをもった署名、これが数の重みと言いながら、町長は住民発議代表者の意見陳述を代読した。この代読した中身が、署名が集まって以降のものではなく、7月に署名を呼びかけた内容であったと。私は、その重みの言葉の裏づけがどうしてこういう形でされなければならないのかということについて疑問を抱きます。

また、合併問題の中身についてであります。合併協議会は合併が前提であるわけですが、今回の今日の議論、6月議会の議論でも住民に対する情報の決定的な欠落、住民に対する説明責任の欠落、議会での議論の決定的な欠落がるる明らかになってきております。こうしたことが6月議会以降、答えられたか。一遍も答えられず、この9月議会まで3カ月の間にやられた全員協議会は1回、8月30日のみ。しかも、1分間町長が経過報告をしたのみでありました。

私は、合併を進める前提である法定協議会を設置するのであれば、その道理を事実をもって包み隠さず情報提供して進めるべきではないかというふうに思い、非常に残念に思うものであります。

財政の悪化の指標でも、るる討論でも述べられましたが、財政の悪化の指標は実質収支で

見るのではなくて、標準財政規模に対する赤字の割合です。ところがこうした点でいえば、この間も述べましたように下田市の問題、非常に悪化している。ところが南伊豆町が18、19年度に、当局も大変だ大変だ、5億や4億9,000万の赤字があると、こうしてつくられた財政見通しが議会にも全く相談されない中で、合併を推進しているという中で庁舎建設を行う、こうしたことが入っていたことが明らかになりました。

南伊豆町が半島先端の中で水道事業をするにしても、この水源が乏しい中で、先人はすべての地域に上水道ならず簡易水道を布設して、この地域の住民の生活を守る、この広範囲な地域を守るための努力をしてまいりました。その負担が水道料にあるわけですけれども、こうした負担を住民は理解しながらこれまでやってきた。

ところが、これが赤字に転落する背景には、補助金が切れた中でも無節操に石綿管布設がえをどぶどぶ貯金を崩してやってきた。こうしたことを棚上げして財政が大変だ、苦しい、そこがまさに住民にはわからない。議会にも徹底した情報を提供しない中で、高踏的な行政運営をしてきたツケがある。これを棚上げをしておいて財政が大変だからと言うのは、これは説明に当たりません。

こうしたことが明らかになっている今日、私たちは真摯に事実を知り得る立場にあるし、住民に対しても議会に対しても事実を提供して、そして町のあり方を考えるべきだと思い、委員長報告ではそうした議論がなされたことを裏づけて、私は委員長報告に対しては賛成の立場を表明します。

議長（齋藤 要君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第65号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置については、第1常任委員会委員長報告は否決です。したがって、議第65号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置については、原案について採決いたします。

〔「原案ですか」「討論は委員長報告に対してだから、原案に対するあれではおかしくないですか」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 第2常任委員会の方へ付託してありませんので、第1常任委員会で否決しておりますので、原案に対する採決になります。

〔「原案ですね」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 議第65号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成少数です。

よって、議第65号議案は否決されました。

ここで、10時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時15分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ再開いたします。

議第66号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第66号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長、第2常任委員長。

〔第1常任委員長 渡邊嘉郎君登壇〕

第1常任委員長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成16年9月10日、南伊豆町議会委員会室。

開催時間。開会午前9時30分、閉会午後3時22分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員。岩田町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定。議第66号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）について。修正可決をいたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議第66号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）について。

1、下田市・南伊豆町合併協議会の設置案の否決に伴い、補正予算の修正案の提出を求める。

2、第4款衛生費の保健福祉センター建設事業の見直しについて質疑があり、答弁がなされた。

3、保健福祉センターを先送りした場合の国庫補助金について質疑があり、答弁がなされた。

4、保健福祉センター建設について、財政計画に基づく財政運用の見通しについて質疑があり、答弁がなされた。

5、今後発生する総合計算センターの分担金、伊豆つくし学園の分担金に対応するため、健康福祉センターの建設は先送りすべきとの質疑があり、答弁がなされた。

6、保健福祉センター建設事業は、財政見通し・国庫補助金の交付見通しを検討し、12月議会に対応することになりました。

以上でございます。

〔第2常任委員長 藤田喜代治君登壇〕

第2常任委員長（藤田喜代治君） それでは、第2常任委員会の委員会報告を行います。

開催月日及び会場。平成16年9月13日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午前11時47分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、委員会決定。議第66号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）について。原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第66号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）について。

意見または要望。

1、商工使用料の銀の湯会館使用料について増額補正となっているが、その要因について

質疑があり、答弁がなされました。

以上です。

議長（齋藤 要君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 補正予算に賛成の意見ですが、前号の議第65号議案の否決と同時に、下田市・南伊豆町合併協議会負担金の697万円が節約されたことは非常に重要なことであります。もう一点は、保健福祉センターの問題について、今日的な財政のあり方から執行を猶予するという、こうした確認もされました。

この点を評価して、補正予算に賛成の意思を表明いたします。

議長（齋藤 要君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第66号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）については、第1常任委員会委員長報告は修正可決です。第2常任委員会委員長報告は原案可決であります。したがって、議第66号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）は修正案について採決いたします。

議第66号議案は、修正案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第66号議案は可決されました。

議第71号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第71号 平成15年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを

議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長、第2常任委員長。

〔第1常任委員長 渡邊嘉郎君登壇〕

第1常任委員長（渡邊嘉郎君） 第1常任委員会報告をいたします。

開催月日。平成16年9月10日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後3時22分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員。岩田町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定。議第71号 平成15年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第8款消防費、第9款教育費、第11款公債費、第12款予備費、歳入全般。原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第71号 平成15年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

- 1、決算附属資料の歳出款別節別集計表をクロス表にして添付することの要望があった。
- 2、財政見直しについて、分析比較及び債務と積立金との比較について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、第4款衛生費のごみ収集事務の委託料のうち、不燃物収集業務委託料、分別収集運搬コンテナ配付回収業務委託料及び分別収集処分保管等業務委託料の見直しについて質疑があり、答弁がなされた。

以上でございます。

〔第2常任委員長 藤田喜代治君登壇〕

第2常任委員長（藤田喜代治君） それでは、第2常任委員会報告を行います。

開催月日及び会場。平成16年9月13日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午前11時47分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、委員会決定。議第71号 平成15年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第71号 平成15年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

- 1、農業振興事業の賞賜金の内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、農業振興事業の遊休農地美化業務委託料の事業内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、農業振興事業の有害獣等被害防止対策事業補助金の補助金交付内訳について質疑があり、答弁がなされた。
- 4、自然休養村運営事業の事業内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 5、中山間地域等制度事業のうち交付金制度について質疑があり、答弁がなされた。
- 6、畜産振興事業費の事業目的について質疑があり、答弁がなされた。
- 7、松くい虫防除事業のうち駆除の方法及びその効果について質疑があり、答弁がなされた。
- 8、観光振興事業において印刷製本費、広告料、宣伝委託料が支払われているが、その内容と宣伝効果について質疑があり、答弁がなされた。
- 9、石廊崎地区観光整備計画書作成及び用地調査業務委託料の内容と岩崎産業との関係について質疑があり、答弁がなされた。
- 10、環境美化推進事業の臨時作業員賃金の内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 11、道路維持事業の路側刈払等業務委託料、安全施設補修工事及び排水路補修工事の工事場所とその内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 12、石廊崎の亜熱帯公園管理の内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 13、日野の菜の花畑付近に足湯の増設について質疑があり、答弁がなされた。
- 14、道路新設改良事業において、町職員に測量設計業務の施行について質疑があり、答弁がなされた。
- 15、銀の湯会館運営事業の物品販売収入の内容、内訳について質疑があり、答弁がなされた。
- 16、温泉権の内訳について質疑があり、答弁がなされた。

17、工事請負に伴う指名業者のランクづけ及びランク上位への入札参加について質疑があり、答弁がなされた。

以上です。

議長（齋藤 要君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 平成15年度一般会計歳入歳出決算認定について反対の討論です。

平成15年度一般会計は、昨年1月に町長選が行われて、4月から執行されて今年の3月までであります。この中で大きな問題は、1市2町の合併問題、そして石廊崎ジャングルパーク対策の問題、厚生省跡地対策の問題等々、大きな問題がありました。

こうした中で行政執行の中で、町長は1月の町長選では小さな合併はしないと明言していましたが、1市2町での合併に進むということ、同時にその中で、後で明らかになったことですが、議会との議論をしないで、町の方針をほとんど持たないでこれに臨んだと。結果は、12月に法定協が解散したという実態でありました。

また、厚生省跡地対策に関しては、この利用に関して財政難の折どうという執行が求められるか、るる対応があったところですが、ふるさと創生金を丸々2億円ぶち込んでこれを買収する、しかしながら今日に至るまでその利用が進められていない、こうした問題。石廊崎ジャングルパーク対策の問題では、買収一本でこれを進めてきた事実が昨年5月からあったということが議会でも明らかになってきております。

行政執行する上で常に情報の提供と議会との両輪ということが言われていますが、こうしたことを独断専行でやりながら現状の事態に陥っている、この点を厳しく指摘しなければなりません。

同時に、こうした多大な課題が積まれている中で、委員会の質疑で明らかになったことは、下田市の司法書士事務所に町長がたびたびいるということ、これに対しての質問に、町長はこれを認める、こういう事態が明らかになりました。

一方では、財政が大変だ大変だと言ってきたこの財政の中身を分析してみれば、実質的将来財政負担率が悪化したのが、町長が就任して2年、3年後から。基準財政需要額の見直し

が始まっているのかかわらず、むしろ湯水のように積立金をおろしてこれを進めてきた、執行してきた、こうした点が厳しく指摘されなければならないのであります。財政運営の問題で大変だから合併論ということがこうした点からも みずからの姿勢を覆い隠すものでしかないということが明らかになりました。

私は、こうした点を厳しく指摘しながら、財政の問題は執行部独断で進めるのではなく、議会に包み隠さずそれが明らかにされて、議論と見通しを持って進められるべきであるという点、さらに言えば、財政のあり方が住民に対してわかりやすく情報提供されて、そして住民の合意のもとでこれが進められる、このことを強く求め、一般会計決算に対する反対の意見とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第71号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第72号及び議第73号、議第77号、議第81号の委員長報告、
質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第72号 平成15年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第73号 平成15年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議第77号 平成15年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議第81号 平成15年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 渡邊嘉郎君登壇〕

第1常任委員長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成16年9月10日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後3時22分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員。岩田町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定を申し上げます。議第72号 平成15年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定。議第73号 平成15年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定。議第77号 平成15年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定。議第81号 平成15年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。意見または要望。

議第72号 平成15年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

- 1、医療費の軽減とその対策について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、共立湊病院の全体に占める受診割合とレセプトの分析について質疑があり、答弁がなされた。

- 3、医療費軽減のための多受診について質疑があり、答弁がなされた。

議第73号 平成15年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

特に意見または要望はなかった。

議第77号 平成15年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

特に意見または要望はなかった。

議第81号 平成15年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

- 1、医療費軽減のための多受診対策について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、共立湊病院の全体に占める受診割合とレセプトの分析について質疑があり、答弁がなされた。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 国民健康保険については、国の制度改革があって住民に一層負担が重くのしかかっているという実態があります。現場の担当の努力は認めながらも、実態としては、この制度自体の中身からも非常に重い負担があって、耐え切れないという点を厳しく指摘したいというふうに思います。これは国が国保に対する負担を高めるべきであります。

もう一つは、予防医療の充実の問題であります。地域医療の拠点として共立湊病院は存在するわけですが、地域医療・予防医療を充実して医療費を軽減しているところが長野県にあります。長野県全体もありながら、小さい、高齢化率が高い栄村などでは予防医療・介護の充実で医療費を全国の平均よりもはるかに下げている、こういう実態に学んで、その充実を図っていただきたいと思います。

あわせて、国保に対しては支払い回数をふやす。他町村では南伊豆町よりもうちょっと多い状態でありますので、そうした点を要望したいと思います。

介護保険に関しては、やはり予防介護の充実であります。施設入所の希望はふえているものの待ちが多く、一方で在宅介護に関しては、これを希望どおりやれば本当に家計が圧迫される、そういったことの改善が望まれます。ずっと生活している人の中では、畳の上で人生を全うしたい、そういう希望もあります。施設介護だけではなく在宅介護の充実、そして同時に、先ほど栄村の例を紹介しましたが、あそこでは人生を全うして生きていく上で寝たきりをなくす、こうした合い言葉にPPKというんですか、元気で生活して、ピンピンして最後にコロリというか、明るい形で人生を全うすることが言われている。その裏づけとして予防医療・予防介護が充実されているという点であります。

こうした点に私たちも一緒になって取り組んで、寝たきりがないまちづくりを進める、そのために努力したいと思いますが、いかんせん制度自体が非常に不十分で負担が多いという点、この点を指摘して、反対意見とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第72号 平成15年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員

長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第72号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第73号 平成15年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第73号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第77号 平成15年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第77号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第81号 平成15年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第81号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第79号、議第82号及び議第83号の委員長報告、質疑、討論、
採決

議長（齋藤 要君） 議第79号 平成15年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第82号 平成15年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第83号 平成15年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について

を一括議題といたします。

委員長報告を求めます。

第2常任委員長。

〔第2常任委員長 藤田喜代治君登壇〕

第2常任委員長（藤田喜代治君） 第2常任委員会報告を行います。

開催月日及び会場。平成16年9月13日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午前11時47分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目。議第79号 平成15年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。委員会決定。原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議事件目。議第79号 平成15年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

1、下水道施設管理における汚泥の状況について質疑があり、答弁がなされた。

2、公共下水道建設事業において、管渠埋設工事における中間検査の必要性について質疑があり、答弁がなされた。

議事件目、付託件目。議第82号 平成15年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。委員会決定。原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議事件目。議第82号 平成15年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

特に意見または要望はありませんでした。

議事件目、付託件目。議第83号 平成15年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について。委員会決定。原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議事件目。議第83号 平成15年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

1、水道事業収益における水道料金及び受託工事収益について質疑があり、答弁がなされた。

2、近隣の市町村の水道料金について質疑があり、答弁がなされた。

3、水道企業会計の内容を精査し、水道料金の見直しについて質疑があり、答弁がなされた。

4、決算監査の指摘事項について質疑があり、答弁がなされた。

5、水道料金の未集金増加について質疑があり、答弁がなされた。

以上です。

議長（齋藤 要君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 議第83号 平成15年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定についてでございますけれども、このときにたしか私は石綿管布設がえの工事の件について質問したと思うんです。その件がここに記載されておられませんけれども、どういうことなのか説明をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 第2常任委員長。

第2常任委員長（藤田喜代治君） 委員外の質問でありましたので、載せてありません。

10番（渡邊嘉郎君） わかりました。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） ほかに質疑もないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 公共下水道の事業執行に関して一言意見を述べます。

やはり工事の執行、これは継続事業とはいえ、今日的な財政の状態から執行のあり方を当初の予定よりも間延びをさせてやっていく、単年度ごとの執行額を減らして財政の状況を見ていく、こうしたあり方をきちんとしていくべきではないか。もちろん、公共下水道だけではなくほかの事業との関連も含めて、その点の注文をしておきます。

もう一つは水道に関してですが、先ほどの関連の討論でもやりましたけれども、石綿セメント管の布設がえについては前町長から今日の町長になって直後、石綿セメント管の現状、それと改修に関してまだ国県の補助がとれる、継続ができるということからこれを進められるような提案もしました。しかしながら、その後補助が打ち切られた後も財政調整基金を取

り崩してこれをやっていく。こうしたことが資本収支の悪化につながって増大している。こうした点や改正点監査意見にも報告されているんですが、やはり財政状況を見ながら、そして国や県の制度の中身あるいは効果的な執行のあり方をとことんまで追求して執行する責任が求められます。

南伊豆町の水道は、先人がこの水源が乏しい中でいかにして住民生活を守るか、苦心のきわみであり、自治体全域に水道、簡易水道が布設されていない下田市などと比べても、南伊豆町は先人が果たした役割は非常に評価されなければいけません。こうした中で、住民が高負担の中にもこれを同意を得てこれまでやってきました。

しかしながら、今日の執行は余りにも財政を省みないやり方であるということを指摘せざるを得ないのであって、これは担当のみならず執行部に対して注文するものであり、私の反対意見とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第79号 平成15年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第79号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第82号 平成15年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第82号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第83号 平成15年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第83号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

閉会中の継続調査申出書について

議長（齋藤 要君） 日程第13、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長及び第2常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会運営及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程の追加

議長（齋藤 要君） お諮りいたします。

本日、南伊豆町長から、議第84号 工事請負契約についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第14として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第84号 工事請負契約についてを日程に追加し、追加日程第14として議題にすることに決定いたしました。

議第84号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第84号 工事請負契約についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第84号の提案理由を申し上げます。

去る9月6日、指名6社により入札を実施し、設計額6,973万8,900円のところ、請負額6,741万円、うち消費税及び地方消費税の額321万円をもって落札した請負人、静岡県賀茂郡南伊豆町湊320番地4、長田建設工業株式会社、取締役社長、長田裕二郎との契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めるものです。

当事業は、主要地方道下田石廊崎線、石廊崎松崎線から主たる集落内を通過し、南崎保育所に至る町道の拡幅改良事業で、全体計画は入り口部分の104.5メートル、総事業費約2億円を見込み、財源は過疎対策事業費を充当し、3年間の継続事業の予定です。

なお、詳細につきましては建設課長より説明させます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（山本正久君） それでは、平成16年度町道大平B線道路改良工事内容について説明を申し上げます。

当事業は平成14年度に測量設計業務を委託し、県道から104.5メートルの下流川と町道が並行する部分の河川を暗渠化し、道路拡幅する計画を立案しました。平成15年度に地元区に事業内容を説明しまして、地元地区の同意が得られました。本年度の着工となるものであります。

次の平面図をごらんください。この計画については河川を暗渠化することとなるため、河川計画を50年確率とし、幅4.7メートル、高さ2メートルを確保し、現況に応じ下流側はラ

ツパ状に開いた構造となります。道路幅員は基点側の広いところで7.1メートル、終点で約5.8メートルとなります。なお、工事用地は河川敷と道路敷を使用するため、用地の取得はございません。

このたびの工事請負は、平成16年度に基点の県道側から35.5メートルを施行するものです。このうち約24.5メートルは現場打ちのボックスカルバートで、そのほかは門型の二次製品です。この二次製品は標準タイプのもので、幅5.36メートル、高さ2.58メートル、長さ1.5メートル、重量は13.4トンで、現場打ちの底板の上にクレーンでつり込んで設置するもので、約11メートルとなります。

敷設に当たりましては、家屋等が接近している場所は仮設土どめ工を施行します。大口径ボーリングマシンで削溝し、H鋼をはめ込んだ支柱に横矢板を設置しながら掘り下げて仮設土どめ工とし、その中に構造物を設置するものです。次年度以降は、二次製品を設置する工法のみとなります。仮設土どめ工につきましては本年度と同様の考え方で施行し、平成18年度の完了を目指し実施していく予定です。

よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 指名6社の名前と予定価格の額、それと予定価格設定の根拠をお答え願います。

議長（齋藤 要君） 建設課長。

建設課長（山本正久君） 予定価格は6,764万6,250円であります。

指名業者は町内土木工事指名業者のAランク6社でありまして、長田建設工業株式会社、朝倉建設株式会社、それから株式会社西田、株式会社保坂建設、池野ブルドーザー株式会社、有限会社村山土建であります。

また、予定価格の設定につきましては、入札30分前に町長を初めとしまして決定しております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 予定価格の根拠、これは役場で積算していますか。

議長（齋藤 要君） 建設課長。

建設課長（山本正久君） 積算は職員がしまして、設計価格6,973万8,900円という設計価格

になっております。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 工事そのものは認めるんですが、採決に当たって、これは6月議会の一般質問でも出ましたけれども、当該落札業者の幹部社員が議員にいるということ、指名委員会の委員長は、この間いろいろ議論あって助役がやっていますが、たびたび助役と会合している点から察しても、私はこの場で議決するのはふさわしくないという思いで、この請負契約については認めるわけにはいかないと。工事そのものは重要性を感じていることですが、この点は今後引き継ぐことで、いきる史跡にしなければならないというふうに思います。

議長（齋藤 要君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第84号 工事請負契約については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第84号議案は原案のとおり可決されました。

閉議及び閉会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

9月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成16年9月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時04分